

東京都子供・子育て支援総合計画(案)

平成 27 年 4 月



安心して産み育てられ、
子供たちが健やかに成長できるまちの実現を目指して

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、既に人口減少社会に突入しています。東京の人口は、今後もしばらくは増加を続けますが、2020年をピークに、減少に転じると見込まれています。さらに、2025年には年少人口が1割を下回るなど、これまでに経験したことのない局面を迎えることになります。

結婚や出産は、個人の価値観や人生観に関わる問題であり、社会が強制すべきことではありません。しかしながら、子供を産み育てたいと望む人たちが、子供たちを安心して健やかに育てることができる環境を整えることは、行政はもとより社会全体で取り組むべき重要な課題です。

都はこれまで、子供と子育て家庭を支援するため、多様な保育サービスや地域での子供・子育て支援の推進、特別な支援を要する子供への対応など、様々な取組を進めてきました。こうした取組をより一層充実・発展させていくため、今回「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定し、今後5年間において東京都が取り組むべき施策を明らかにしています。

すべての人が、「東京で生まれ、東京で生活し、子供を育てられて本当に良かった」と実感できる「世界一の福祉先進都市」の実現に向け、都民の皆様をはじめ、区市町村、事業者、関係機関、企業などと連携し、本計画を全力で推進します。

都民の皆様の一層のご理解・ご協力を心からお願いいたします。

平成27(2015)年4月

東京都知事

舛添要一

写真

目次

計画の策定に当たって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	4
3	計画期間	5
4	計画の構成	5
5	子ども・子育て支援新制度	6
6	都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	9

第1章 計画の目指すもの

1	計画の基本的な考え方	14
2	計画の「理念」「目標」「視点」	16

第2章 東京の子供と家庭をめぐる状況

1	東京都の子供と子育て家庭をめぐる状況	24
2	東京都における子供・子育て支援の状況	52

第3章 子供・子育て支援施策の具体的な展開

目標1	地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり	82
目標2	乳幼児期における教育・保育の充実	98
目標3	子供の成長段階に応じた支援の充実	110
目標4	特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実	124
目標5	次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備	142

第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

1	母子保健	162
2	子育て支援	162
3	幼児教育	164
4	保育	166
5	認定こども園	168
6	放課後の居場所	169
7	児童相談所	170
8	社会的養護	170
9	ひとり親家庭支援	171
10	障害児支援	172

第5章 子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

1 東京都の役割.....	176
2 区市町村の役割.....	177
3 事業主の役割.....	178
4 地域社会・都民の役割.....	178
5 計画の推進体制.....	179
6 計画の進捗状況の評価・公表.....	179
目標を掲げている取組 一覧表.....	181

資料編

計画の策定体制.....	184
子供・子育て施策推進本部設置要綱.....	185
東京都子供・子育て会議条例.....	189
東京都子供・子育て会議委員名簿.....	191
東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過等.....	192
区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策.....	193
計画に係る用語集.....	211

コラム 一覧表

民生児童委員の取組.....	95
ネウボラ.....	96
「きらきら0年生応援プロジェクト」(北区).....	109
放課後児童クラブと放課後子供教室の連携(中野区).....	123
「OSEKKAI が子供を救う。」.....	140
養育家庭体験発表会.....	140
地域との連携による生活困難家庭の子供支援(豊島区).....	141
ひとり親家庭の子供の学習支援.....	141
ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援.....	158
・東京ワークライフバランス認定企業	
・ワークライフバランスフェスタ東京	
「パパとママが描く みらい手帳」を作成しました.....	159
子育て応援とうきょう会議の取組.....	159
東京都私立幼稚園新規採用教員研修事業.....	173

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画の構成
- 5 子ども・子育て支援新制度
 - (1) 子ども・子育て支援新制度とは
 - (2) 新制度の主なポイント
- 6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策
 - (1) 都道府県設定区域の設定
 - (2) 量の見込みと確保方策
 - (3) 認定こども園の需給調整

1 計画策定の趣旨

- 家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定され、地方公共団体及び企業において 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。

都は、これを踏まえ、平成 17 年 4 月に前期 5 年分の実施計画として、認証保育所や子供家庭支援センターなど都独自の取組も盛り込んだ「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度)を策定し、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、各種施策を推進してきました。

- 平成 22 年 4 月には、後期 5 年分の実施計画として、「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」(計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度)を策定し、待機児童の解消や子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備などの実現に取り組んできました。

この間も、我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

- こうしたことから、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次世代法も改正され、都道府県行動計画の策定は任意化されましたが、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が平成 36 年度末まで 10 年間延長されました。

一方、都は、平成 26 年 12 月に、今後の都政運営の新たな指針として、おおむね 10 年間(平成 36 年まで)を計画期間とする「東京都長期ビジョン」を取りまとめました。ビジョンでは、「世界一の都市・東京」を目指し、少子高齢・人口減少社会

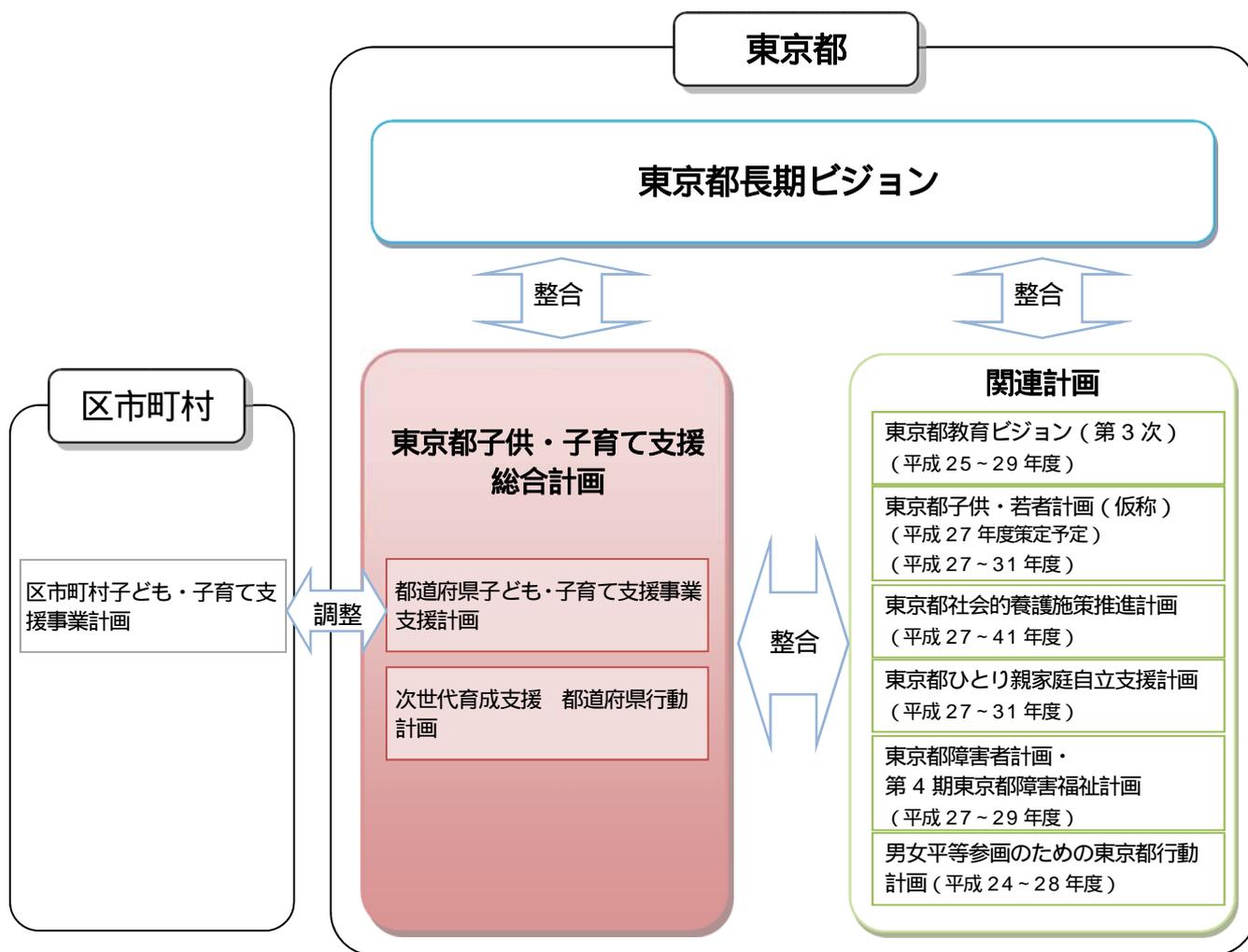
への対応をはじめとする課題を解決し、将来にわたる持続的発展が可能な都市モデルを構築することなどを目標に掲げています。

こうした状況や、これまでの都の取組の成果を踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として、「東京都子供・子育て支援総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第 9 条に基づく都道府県行動計画とを合わせて一体的に策定するものです。

また、本計画は、「東京都長期ビジョン」や、関連する東京都の他の計画と整合を図るとともに、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年（平成 29 年度）を目安として、必要な場合には、計画（目標数値・評価指標を含む。）の見直しを行います。

4 計画の構成

本計画は、5 つの章で構成しています。

第 1 章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。

第 2 章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。あわせて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。

第 3 章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。

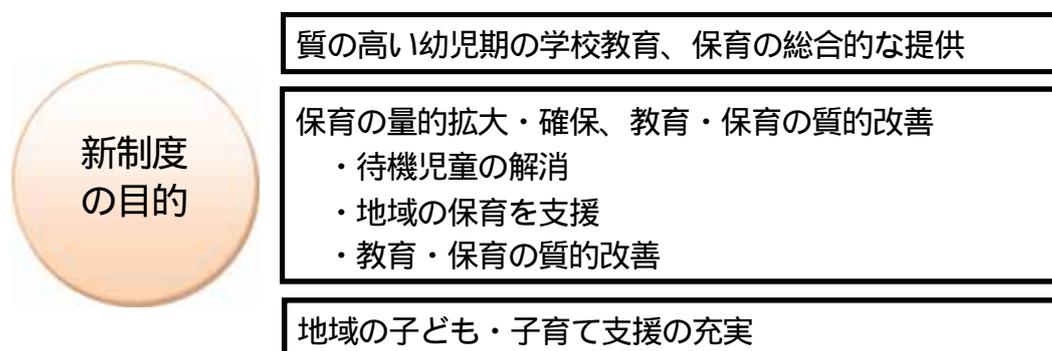
第 4 章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。

第 5 章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

5 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』（以下「新制度」という。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度のことをいい、平成27年4月から施行されることになりました。



(2) 新制度の主なポイント

新制度では、以下の取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子供・子育て支援を充実させていきます。

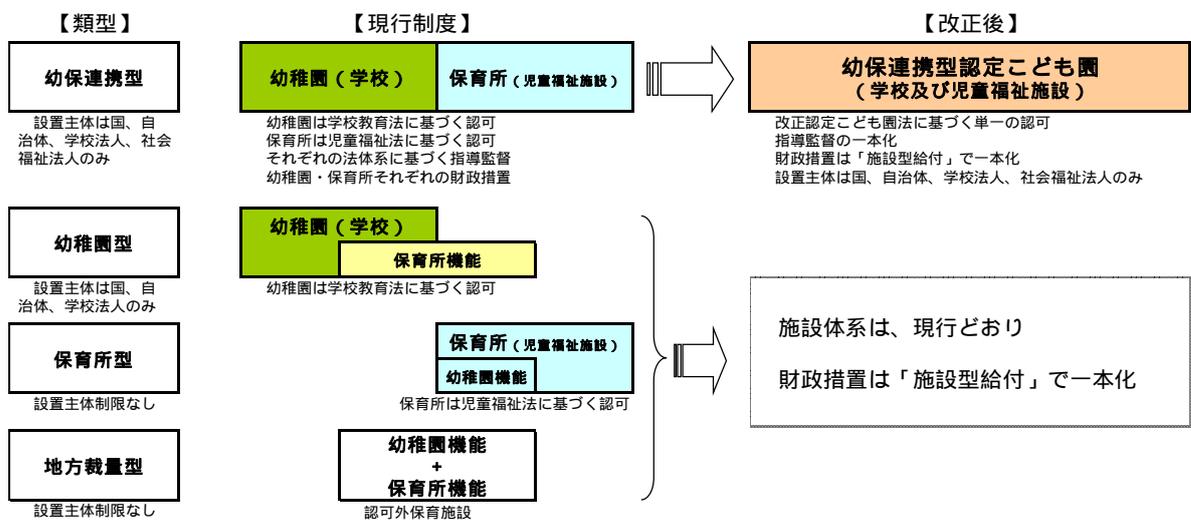
実施主体である区市町村は、地域におけるニーズを把握し、子供・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「区市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定するとともに、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、区市町村による子供・子育て支援策の実施を支援します。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- ・ これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政支援が一本化されました。
- ・ また、新たに「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子供を預かる「小規模保育」、5人以下の子供を預かる「家庭的保育」や子供の居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となりました。

認定こども園制度の改善

- ・ 認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子供を受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行うとともに、地域の子供・子育て支援の役割も果たす施設です。認定こども園制度は平成 18 年度に創設されましたが、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という 2 つの制度を前提としていたため、認可や指導監督に関する二重行政の課題などが指摘されてきました。
- ・ 今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化されました。
- ・ また、財政支援についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む 4 類型すべてが施設型給付の対象となりました。



地域の子供・子育て支援の充実

- ・ 保育が必要な子供のいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子供・子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子供・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点など、区市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付（都道府県認可）

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所
 - 私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う。
 - 新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

地域型保育給付（区市町村認可）

- ・小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)
- ・家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

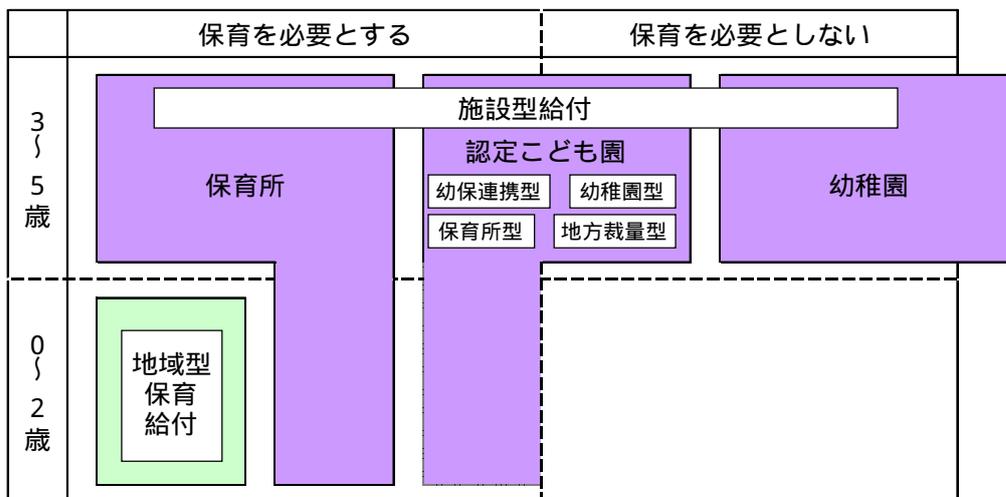
児童手当

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業【新規】

- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)
- 実費徴収に係る補給給付を行う事業【新規】
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

施設型給付と地域型保育給付



保育の必要性の認定区分と利用するサービス

「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等を利用するに当たり、保護者は区市町村から、子供の年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの認定を受けることになります。

年齢	保護者の状況・希望	認定区分	利用先
3～5歳	幼稚園等での教育を希望	1号認定	幼稚園、認定こども園
	保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	2号認定	保育所、認定こども園
0～2歳	地域型保育、保育所、認定こども園	3号認定	地域型保育、保育所、認定こども園

6 都における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法により、都道府県は、質の高い幼児期の学校教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)、そしてそれらを定める単位となる区域の設定を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされています。

都は、本計画に基づき、区市町村が地域の実情に応じて、教育・保育の提供体制を整備できるよう支援していきます。

(1) 都道府県設定区域の設定

区市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域」として、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。

- 都道府県は、教育・保育の「量の見込み」「確保方策」を定める単位として、区市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接区市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することになっています。

都道府県は、認定こども園や認可保育所の認可・認定の判断を行う際、都道府県設定区域における利用定員の総数が、当該年度の必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によってこれを超えることになるまで、原則として、認可・認定を行います。そのため、都道府県設定区域は、この需給調整の判断基準となることも踏まえて設定する必要があります。

< 都における区域設定 >

<p>1号認定</p> <p>3歳以上で、幼稚園等での教育を希望</p>	<p>都内では、交通の利便性が高く、私立幼稚園が占める割合も高い。そのため、区市町村の区域を超えた通園が多いという特徴がある。また、新制度において、幼稚園には需給調整の仕組みは導入されない。</p> <p>よって、<u>都全域を一つの区域設定とする。</u></p>
<p>2・3号認定</p> <p>0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望</p>	<p>保育の実施主体は区市町村であり、都が区市町村域を超えて区域を設定した場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になるおそれがある。また、区市町村は、地域型保育の認可に当たり、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。</p> <p>よって、<u>区市町村が設定する区域と同一とする。</u></p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業の実施主体は区市町村であり、基本的に区市町村の区域内で提供・利用される。また、認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。</p> <p>よって、<u>区市町村ごとに1区域とする。</u></p>

(2) 量の見込みと確保方策

区市町村は、必要とするすべての家庭が質の高い幼児期の学校教育・保育を利用できるよう、地域の実情に応じて計画的に基盤を整備していく役割を担っています。

そのため、区市町村は、子ども・子育て支援法に基づいて策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画において、地域における教育・保育の利用状況や利用希望を調査し、教育・保育提供区域ごとに、認定区分別の必要利用定員総数と、これに対応した教育・保育の提供体制の確保内容等を定めることになっています。

都道府県は、区市町村がその役割を適切に果たせるよう、区市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、広域調整を行った上で、各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容等を計画に定めることになっています。

<都における量の見込みと確保方策>

(1) 教育・保育について

都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、平成29年度末までに待機児童が解消されるよう「確保方策」を定め、区市町村がそれを達成できるよう、必要な支援策を講じていく。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

子ども・子育て支援法において、実施主体である区市町村の計画に記載することとされており、都道府県計画には記載が求められていない。また、「量の見込み」や「確保方策」の算定は、区市町村ごとに集計方法が異なる。

しかし、都は、区市町村の計画的な取り組みを支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込むことにした。

(3) 認定こども園の需給調整

新制度では、認定こども園への移行を希望する既存の幼稚園や保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるよう、特例として需給調整を次のとおり行うことになっています。

需要 + 「都道府県計画で定める数」	>	供給	原則として認可・認定
--------------------	---	----	------------

<都における認定こども園の需給調整の取扱い>

都は、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援するため、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、供給が需要を上回る場合にも、原則として認可・認定していくこととし、需給調整の際の「都道府県計画で定める数」については、具体的な数値としては定めないこととする。

第1章 計画の目指すもの

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」
 - (1) 3つの「理念」
 - (2) 5つの「目標」
 - (3) 施策推進の5つの「視点」

1 計画の基本的な考え方

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら入れず、待機児童となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国では少子化が急速に進行しています。現在までのところ、東京都においては、転入人口超過により年少人口も増加していますが、合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録し、平成25年は1.13と増加はしているものの、一貫して全国最低の水準です。また、未婚率や母親の初産年齢は全国で最も高くなっています。

結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。

都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう働きかけていくことも重要です。

こうした考え方に立って、都は子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代法に基づく行動計画策定指針を踏まえて、本計画を策定し、子供・子育て支援の多様な取組を推進していきます。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が平成26年7月に告示されました。

基本指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。

子供・子育て支援の意義に関する事項

教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

その他子供・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

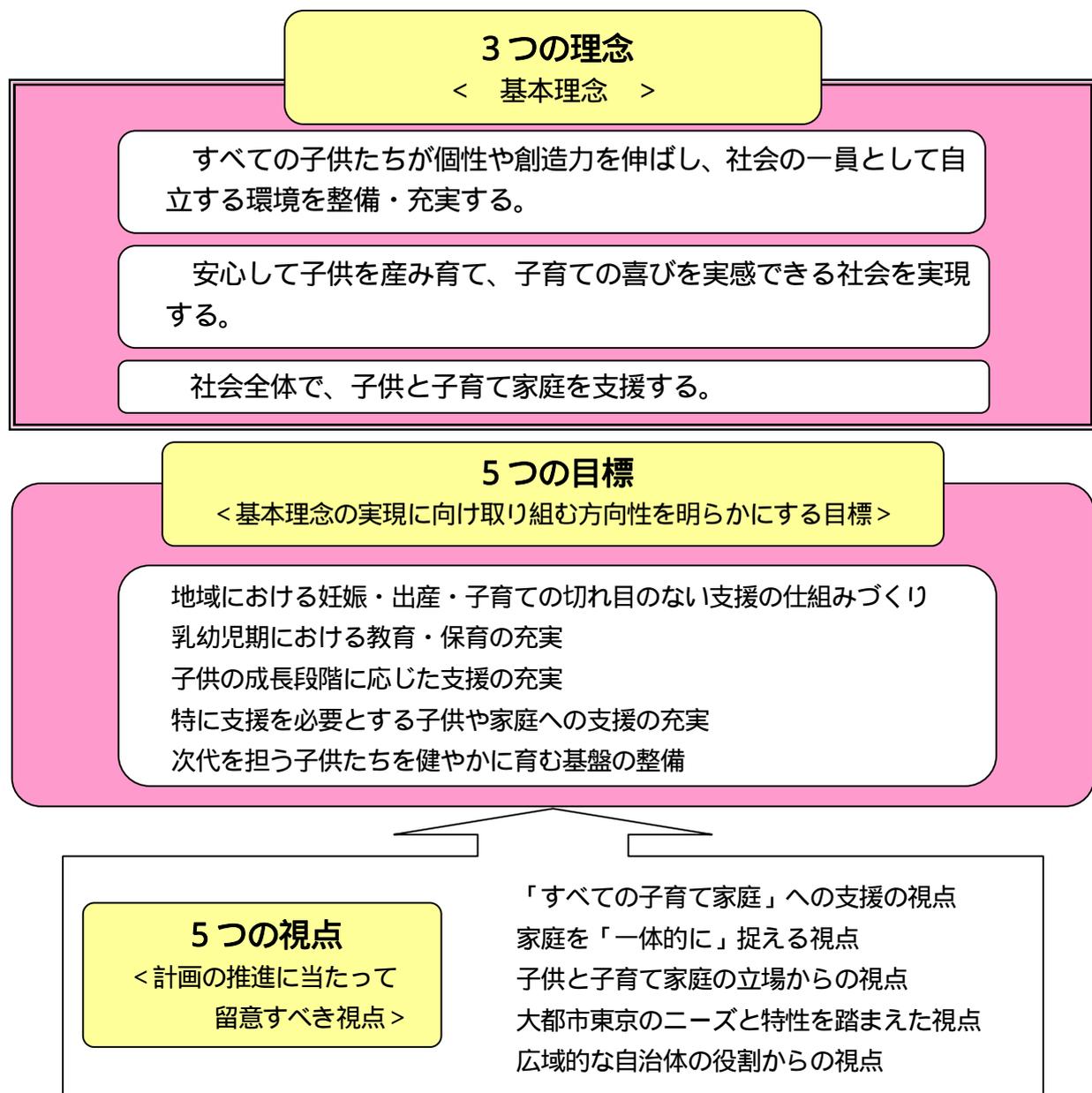
次世代法第7条第1項の規定に基づき、地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針として平成26年11月に告示されました。

指針においては、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項、その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画とを併せて策定する計画です。従来、保育サービスや各種の子供・子育て支援事業の推進について次世代法が果たしてきた役割や機能は、子ども・子育て支援法に引き継がれましたが、職場や地域における取組を促進する次世代法と2つの法律が相まって、より手厚い対策が推進されることになっています。

そこで、本計画は、次世代育成支援東京都行動計画（後期）における理念、目標、施策推進の視点を基本的に引き継いだ上で、これまでの取組をより発展させていく観点から見直しを行い、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定します。



(1) 3つの「理念」

本計画では、

- ・「子供自身」に焦点を当てた理念 (理念)
- ・「子育てへの支援」に焦点を当てた理念 (理念)
- ・「社会全体で支える」ことの重要性に焦点を当てた理念 (理念)

の「3つの理念」を掲げていきます。

理 念 **すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。**

子供は皆、それぞれ異なる個性や能力を持ち、将来への様々な可能性を秘めています。そして、成長段階に応じた教育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成長していきます。

子供の最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばすとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学校・地域で必要な環境を整備していく必要があります。

理 念 **安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。**

子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行われる最初の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会として取り組むべき課題です。

子供・子育て支援施策の充実やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理 念 **社会全体で子供と子育て家庭を支援する。**

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務であり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるようにしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有するとともに、都民、企業、NPO団体など様々な地域の団体や行政(国・都・区市町村)が、それぞれの責任と役割を踏まえて、子供の育ちと父母等の保護者自身の成長を支援していく必要があります。

(2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、5つの目標を設定します。

目標	地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
	<p>安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。</p> <p>また、子育て家庭の孤立化を防ぐためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。</p> <p>子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。</p>

目標	乳幼児期における教育・保育の充実
	<p>乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。</p> <p>認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化や核家族化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。</p> <p>乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を行います。</p>

目標	子供の成長段階に応じた支援の充実
	<p>次代を担う子供たちが、社会人として自立するためには、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。</p> <p>社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応じて促される仕組みが必要です。</p> <p>また、共働き家庭の増加や、都市化、核家族化によって、放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場の確保も求められています。</p> <p>子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよう、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めていきます。</p>

目標 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、総合的な取組を進める必要があります。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を進めていきます。

目標 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備**<仕事と家庭生活との両立の実現>**

ライフスタイルに応じた多様な働き方を支援し、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めるとともに、男女を問わず、育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めていきます。

また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、子育てしやすい環境を整備>

子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓発が求められています。

また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防ぐための取組も重要となっています。

親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきます。

さらに、子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕組みづくりに取り組んでいきます。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進に当たって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点 「すべての子育て家庭」への支援の視点

家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。幼稚園や保育所等を利用する子供の家庭だけでなく、「すべての子育て家庭」を対象とした支援の重要性が増しています。

すべての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・子育て支援のニーズに対応していく必要があります。

すべての子育て家庭が地域において安心して子育てができるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、必要な家庭がサービスを適切に利用できるような積極的に情報提供していきます。

視点 家庭を「一体的」に捉える視点

児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。

子供や親への個別の対応だけではなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が協力し、切れ目のない支援を総合的に展開していきます。

視点 子供と子育て家庭の立場からの視点

子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決定されることなく、すべての子供が希望する進路を選択できる環境を整えていくことが求められています。

親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる体制を整備することが重要です。

行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割の基に、子供と子育て家庭の立場に立った視点から、子供の育ちと親自身の成長を積極的に支援していきます。

視点 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

東京では、核家族化の進展、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・子育て支援に関する多様なニーズが生じています。

一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。

子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPO 団体をはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生かして子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点 広域的な自治体の役割からの視点

子供・子育て支援の実施主体は区市町村ですが、都は広域的な自治体として、都内のすべての区市町村において、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担っていく必要があります。また、区市町村の区域を越える広域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。

子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を確保するため、事業者の取組を支援していきます。

区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実施されるよう支援するとともに、特に支援が必要とする子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な取組を進めていきます。

第2章

東京の子供と家庭をめぐる状況

- 1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況
 - (1) 人口の変化と少子化の現状
 - (2) 少子化の要因と背景
 - (3) 子供のいる世帯の形態
 - (4) 子供のいる世帯の就労状況
 - (5) 子育て家庭の状況
 - (6) 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランスの状況）
 - (7) 子供の安全・安心
 - (8) 子供の貧困

- 2 東京都における子供・子育て支援の状況
 - (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況
 - (2) 幼稚園の状況
 - (3) 保育サービスの状況
 - (4) 認定こども園の状況
 - (5) 学齢期の子供たちの状況
 - (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況
 - (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

1 東京の子供と子育て家庭をめぐる状況

ここでは、少子化の進行や子供のいる家庭の世帯類型や就業状況、子育て家庭のニーズなど、東京の子供と子育て家庭をめぐる状況を、全国の状況とも比較しながら俯瞰します。

まず、少子化の状況とその背景について見ていきます。

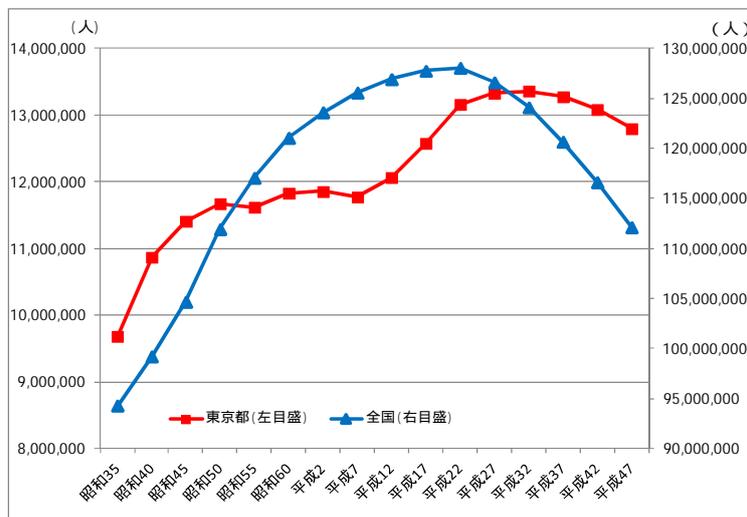
(1) 人口の変化と少子化の現状

ア 人口の変化

東京都の人口は、平成 22 年に 1,316 万人に達し、その後も社会増により増加していますが、高齢化の進展に伴い、自然減が進むことから、平成 32 年には、1,336 万人でピークを迎え、以降減少過程に入り、平成 47 年には、1,280 万人になるといわれています。

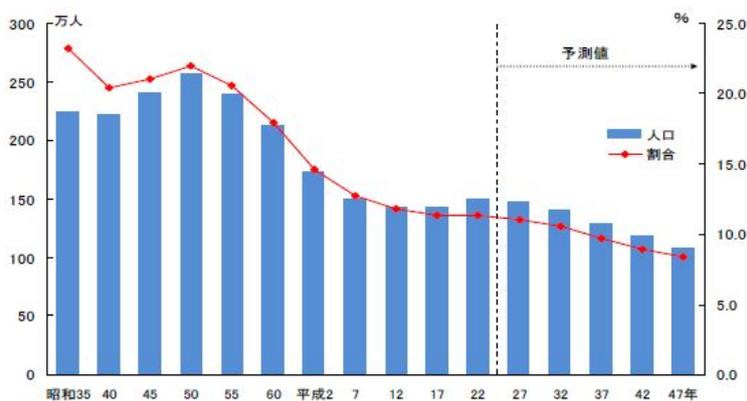
また、東京都の年少人口(0~14歳)は、平成 22 年に 150 万人と、東京都の総人口に占める割合は 11.4%でしたが、以降は減少傾向で推移するものと考えられます。平成 47 年には 107 万人となり、総人口に占める割合は 8.3%になるといわれています。

図表 1 人口の推移(全国・東京都)



資料：総務省「国勢調査」、東京都総務局「男女年齢(5歳階級)別人口の予測」(平成 25 年 3 月)

図表2 0～14歳の人口の推移（東京都）



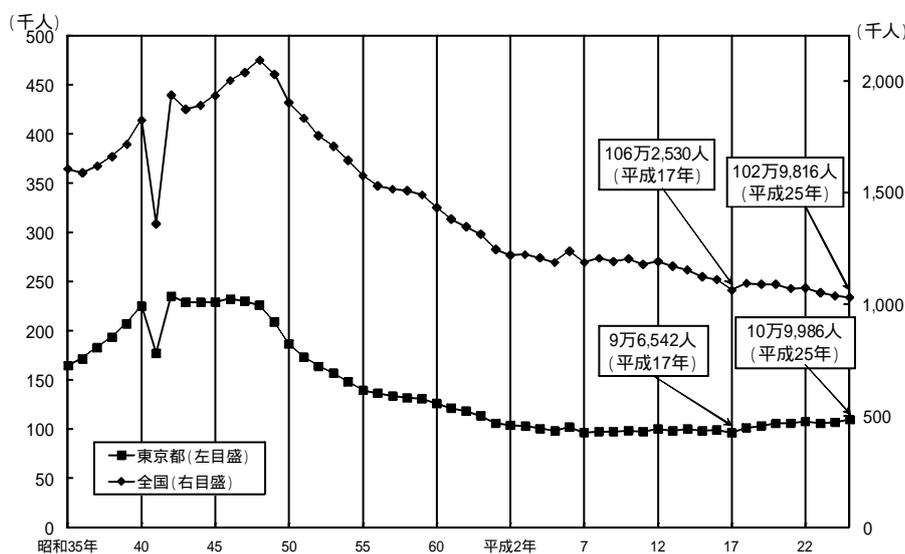
注) 平成22年以前の数値は、総務省統計局「国勢調査結果報告」にもとづく。但し、平成22年値は基準人口（国勢調査による不詳人口を按分補正した人口）である。

資料：東京都総務局「男女年齢（5歳階級）別人口の予測」（平成25年3月）

イ 出生数・合計特殊出生率・就学前児童数の変動

全国における年間の出生数は減少傾向が続き、平成25年の出生数は102万9,816人となっています。東京都における年間の出生数についても、昭和40年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成17年を底に微増傾向が見られ、平成25年の出生数は10万9,986人となっています。

図表3 出生数の推移（全国・東京都）

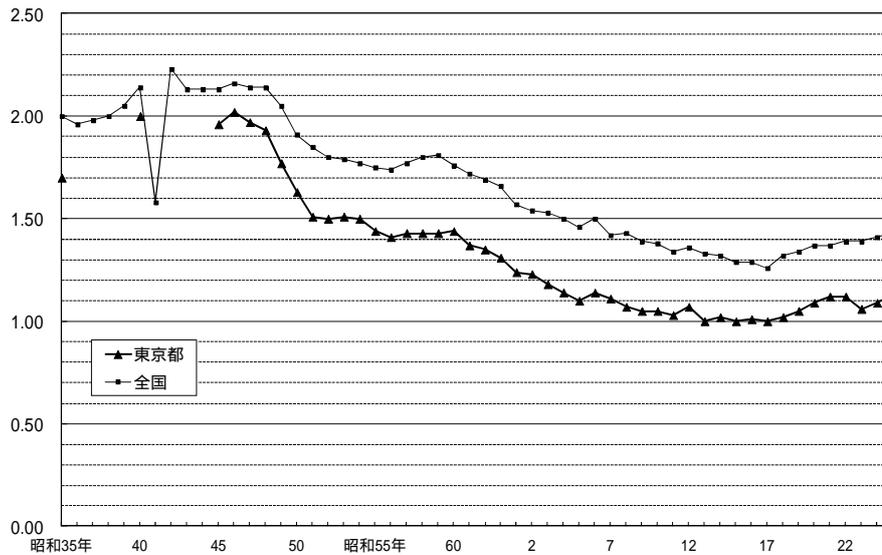


資料：厚生労働省「平成25年人口動態統計（確定数）」

東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数）」（平成25年）

全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム以降減少傾向が続き、平成17年には1.26と過去最低の水準となりました。しかし、その後微増傾向が見られ、平成25年には1.43まで回復しています。東京都の合計特殊出生率も、平成17年の1.00を底に平成25年には1.13へと微増していますが、全国最低となっています。

図表4 合計特殊出生率の推移（全国・東京都）

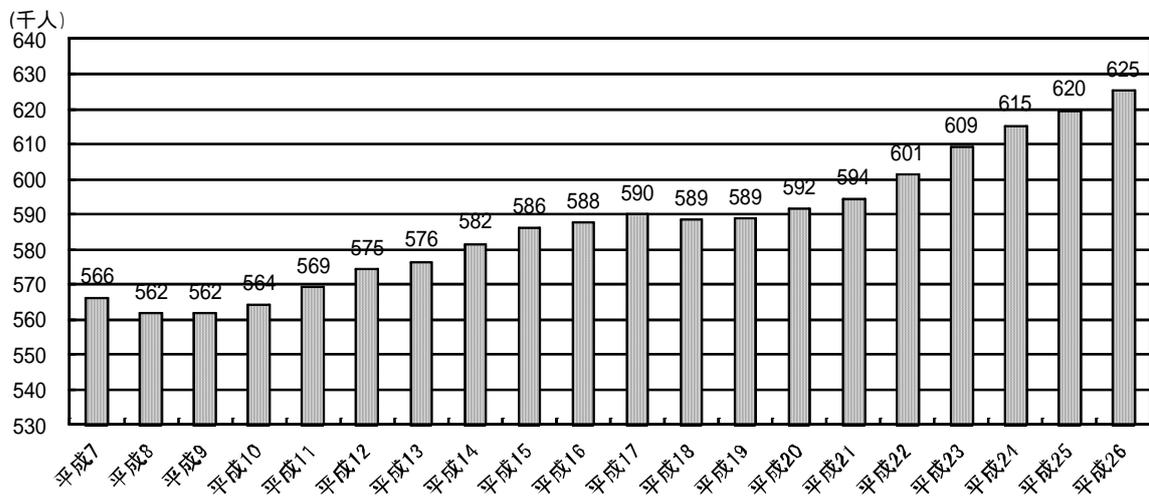


注：昭和 36～39 年、41～44 年の東京都分の合計特殊出生率については、発表されていない。

資料：厚生労働省「平成 25 年人口動態統計(確定数)」東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数)」(平成 25 年)

このように、東京都の合計特殊出生率は全国より低いものの、都内の就学前児童数は、他県からの流入等により依然として増加傾向にあり、平成 26 年 1 月 1 日現在、62 万 5,347 人となっています。

図表5 就学前児童数（0～5歳）の推移（東京都）



資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年 1 月 1 日現在)

(2) 少子化の要因と背景

少子化の直接の要因は、「未婚化・晩婚化」「初産年齢の上昇」「夫婦の出生力の低下」と言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。

ア 少子化の直接の要因

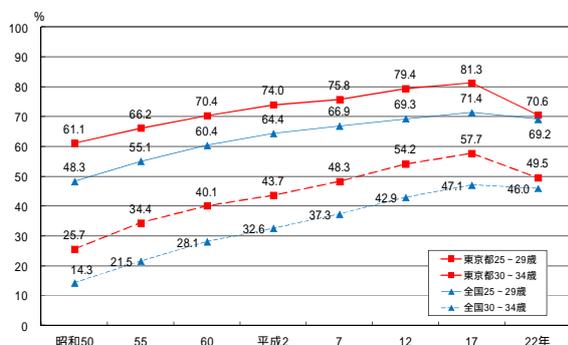
(未婚化・晩婚化)

全国の年齢別の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和50年以降上昇傾向にありましたが、平成17年を頂点に減少し、男性の未婚率（平成22年）は25～29歳が69.2%、30～34歳が46.0%となっています。女性の未婚率（平成22年）は25～29歳が58.9%、30～34歳が33.9%となっています。

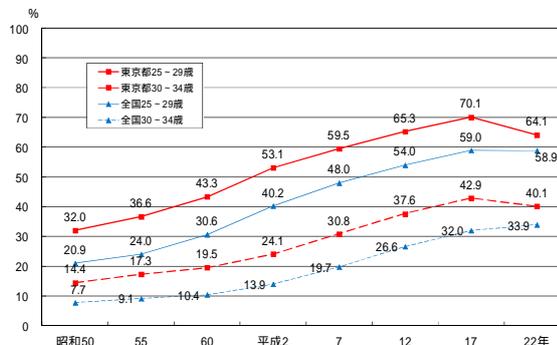
東京都においても同様の傾向が見られ、男性の未婚率（平成22年）は25～29歳が70.6%、30～34歳が49.5%、女性の未婚率（平成22年）は25～29歳が64.1%、30～34歳が40.1%となっています。昭和50年以降、東京都の未婚率は全国に比べて10ポイント程度高くなっていましたが、平成22年はその差が小さくなっています。

図表6 未婚率の推移（全国・東京都）

(男性)



(女性)

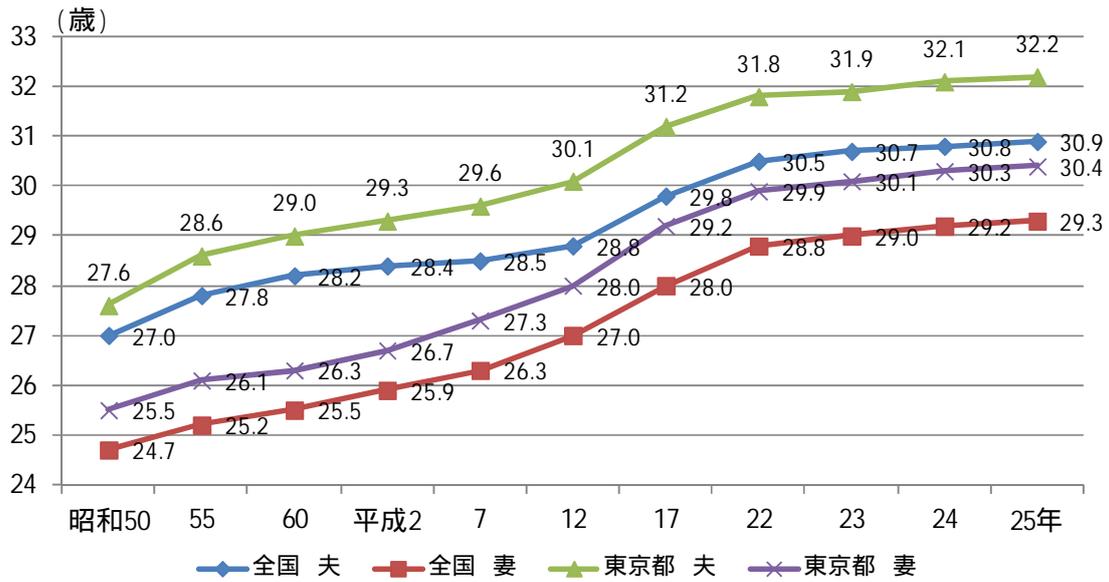


資料：総務省「平成22年国勢調査」

また、全国の平均初婚年齢をみると、平成25年の平均初婚年齢は夫30.9歳、妻29.3歳と、昭和50年に比べると夫が3.9歳、妻が4.6歳上昇しています。東京都の平均初婚年齢をみると、平成25年には夫32.2歳、妻30.4歳で、昭和50年と比較して夫が4.6歳、妻が4.9歳上昇しており、全国および東京都ともに「晩婚化」が進んでいるといえます。

日本では、子供は法律上の婚姻夫婦から生まれる場合が多いため、未婚者の増加（未婚化）や平均初婚年齢の上昇（晩婚化）は出生数に影響を及ぼすことになります。

図表7 平均初婚年齢の推移（全国・東京都）

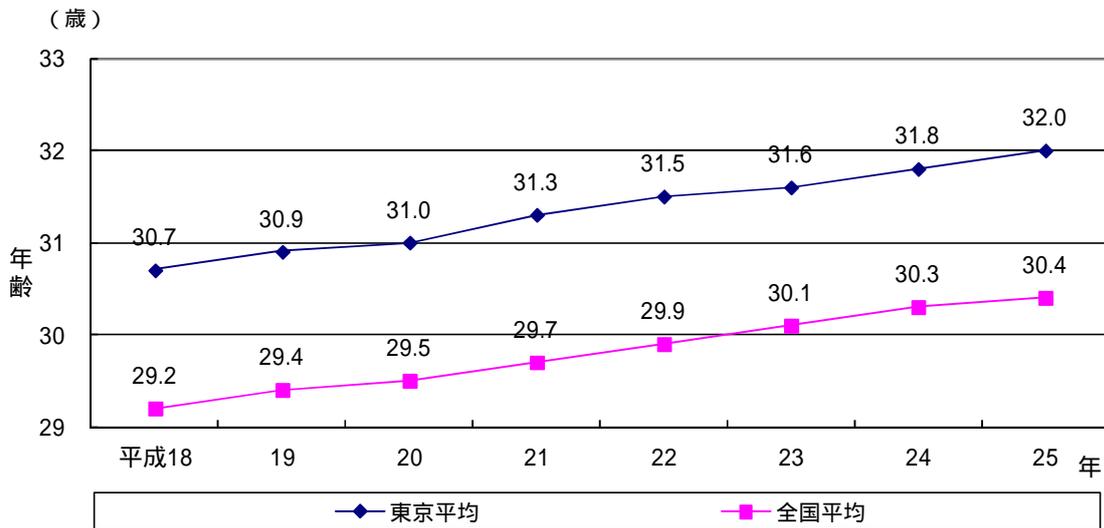


資料：厚生労働省「人口動態統計」

（初産年齢の上昇）

第一子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり平成25年には全国で30.4歳、東京都で32.0歳と全国平均より1.6歳高くなっています。

図表8 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・東京都）

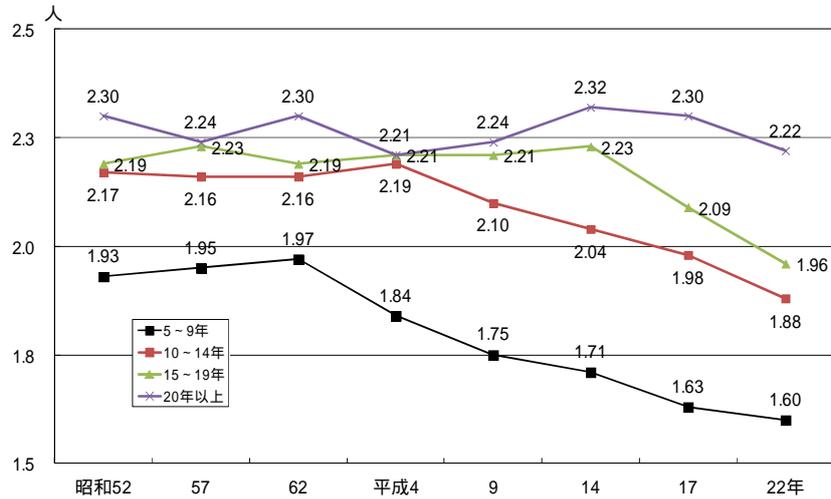


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(夫婦の出生力の低下)

全国の子供の出生数の推移を結婚持続期間別にみると、平成14年以降は、すべての期間で減少が見られます。

図表9 結婚持続期間別にみた平均子供出生数の推移(全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所

「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(夫婦調査)」(平成22年)

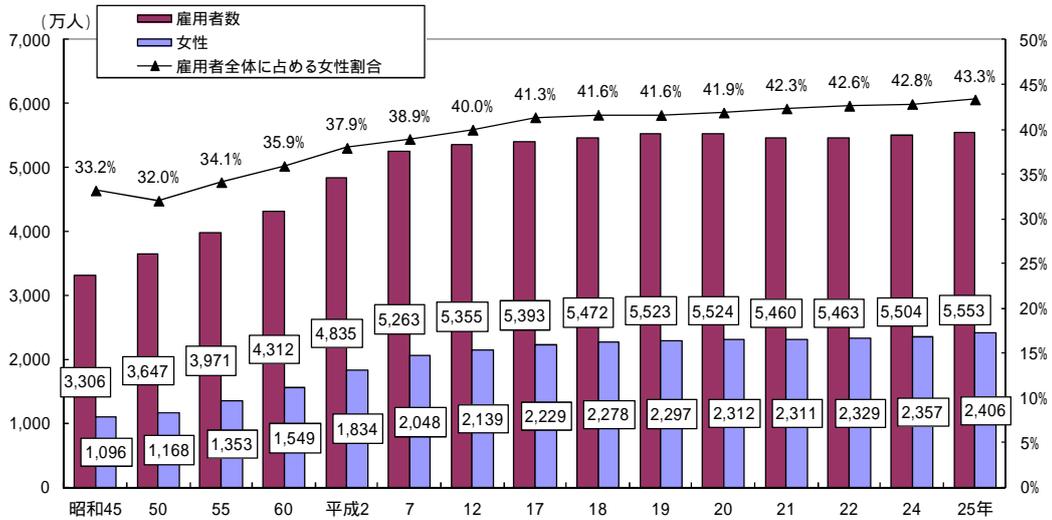
イ 少子化の要因の背景

(働く女性の増加)

全国の働く女性は、ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成25年度には2,406万人になりました。雇業者総数における女性の割合も、昭和50年以降上昇しており、平成25年度には43.3%となっています。

都内の有業者数をみると、男性は平成4年をピークに一度減少し、平成19年以降再び増加しているのに対し、女性は一貫して増加しています。

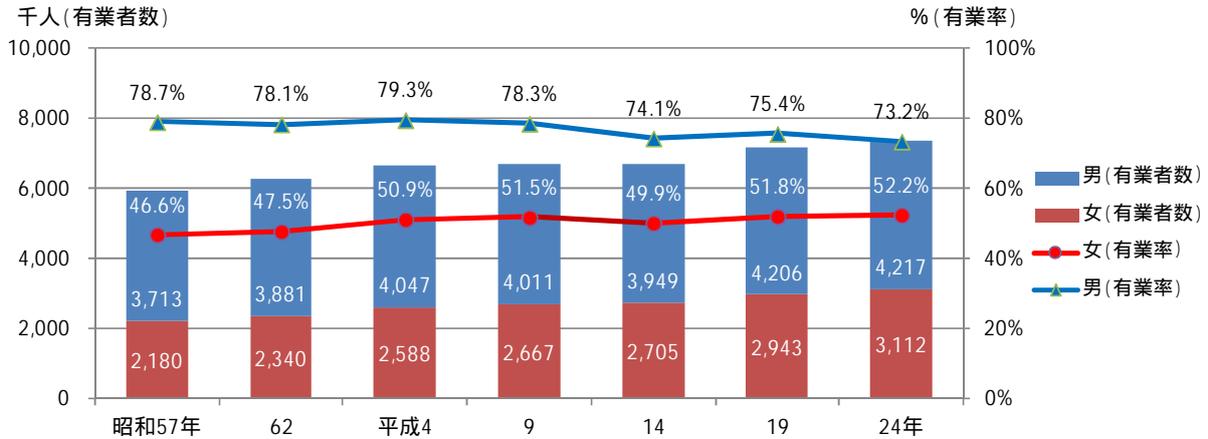
図表 10 雇用者数の推移（全国）



注：平成 23 年度の公表データは、岩手県、宮城県及び福島県を除いた値となっているため、上記の表には掲載していない。

資料：総務省「労働力調査」

図表 11 15 歳以上人口有業者数及び有業率の推移（東京都）



資料：東京都総務局「都民の就業構造」(平成 24 年)

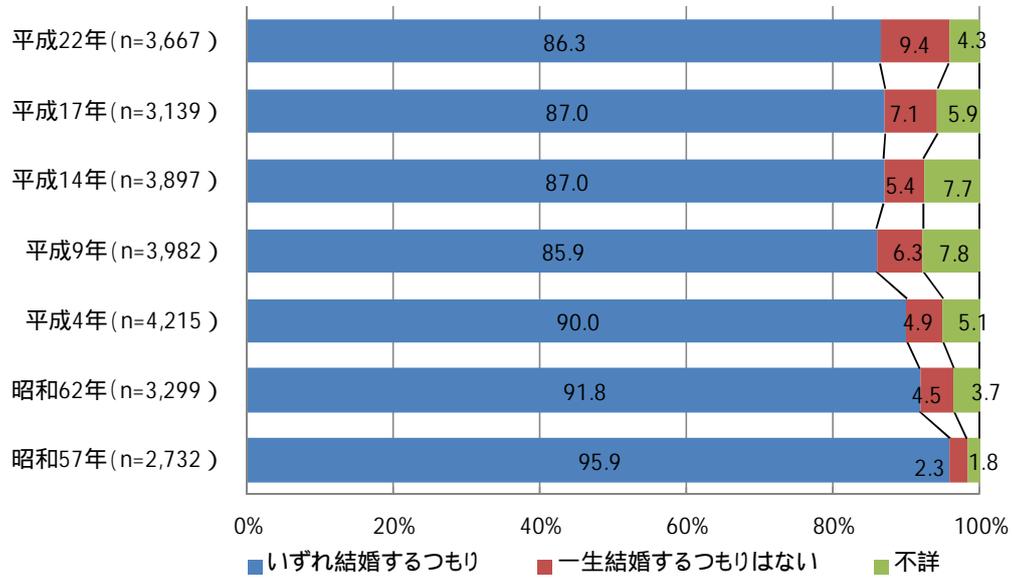
(価値観の多様化)

未婚者の結婚の意思に関する全国調査をみると、「いずれ結婚するつもり」の割合は、おおむね 9 割前後ですが、減少傾向にあります。

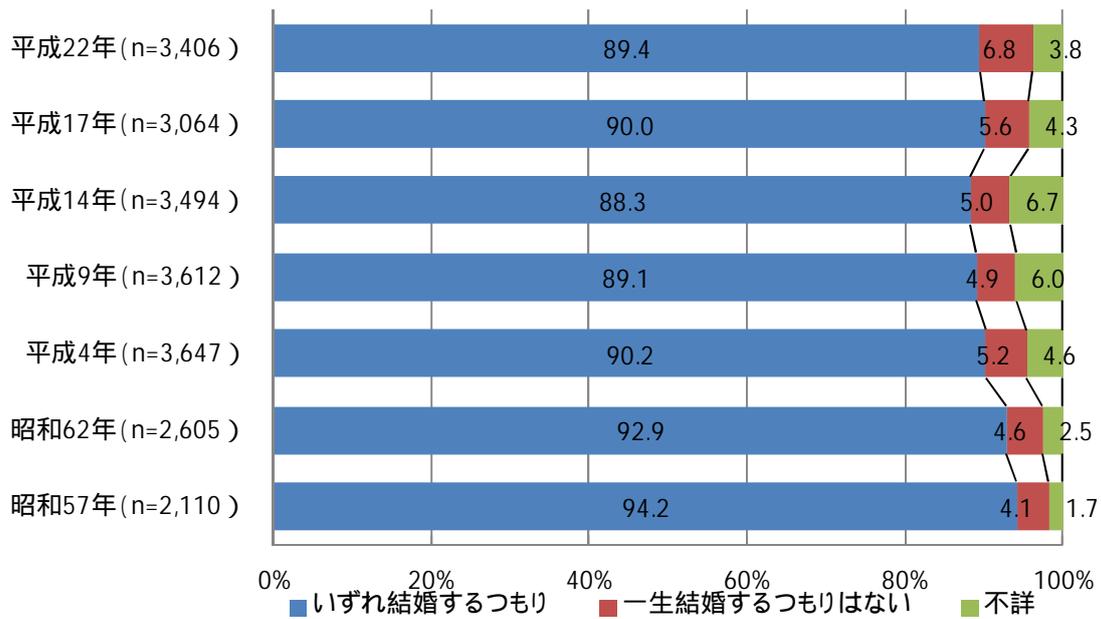
また、「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について、20 歳以上の男女に行った全国調査によると、平成 21 年では「賛成」「どちらかといえば賛成」は 42.8%、「反対」「どちらかといえば反対」は 52.9%となっています。平成 19 年と比較すると、「賛成」の割合が増えています。特に 20 歳から 29 歳までを対象とすると、平成 21 年調査では「賛成」「どちらかといえば賛成」が 6 割以上を占めています。

図表 12 未婚者の生涯の結婚意思（全国）

（男性）

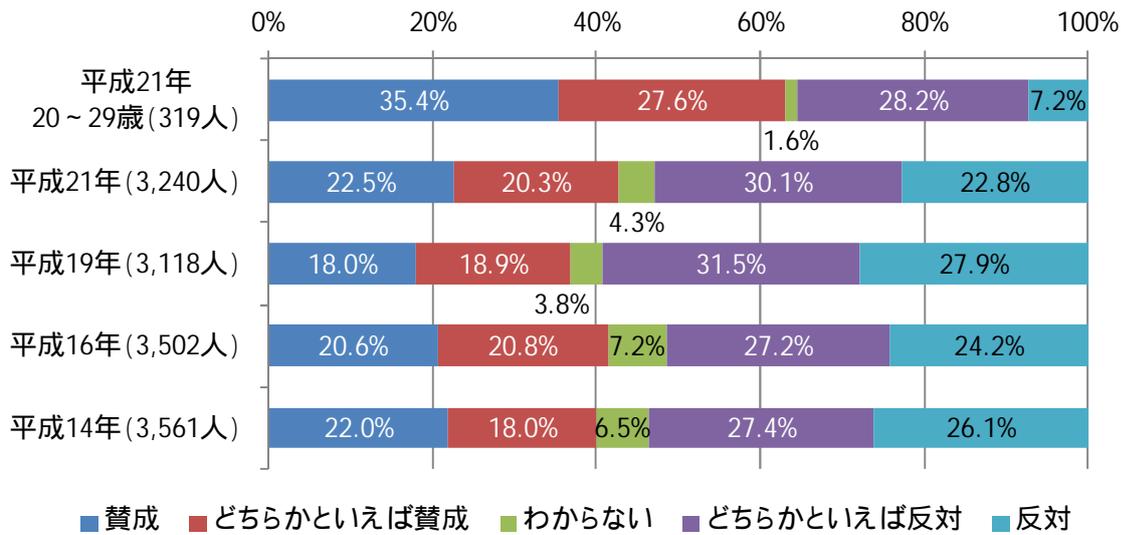


（女性）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（独身者調査）」

図表 13 「結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない」という考え方について



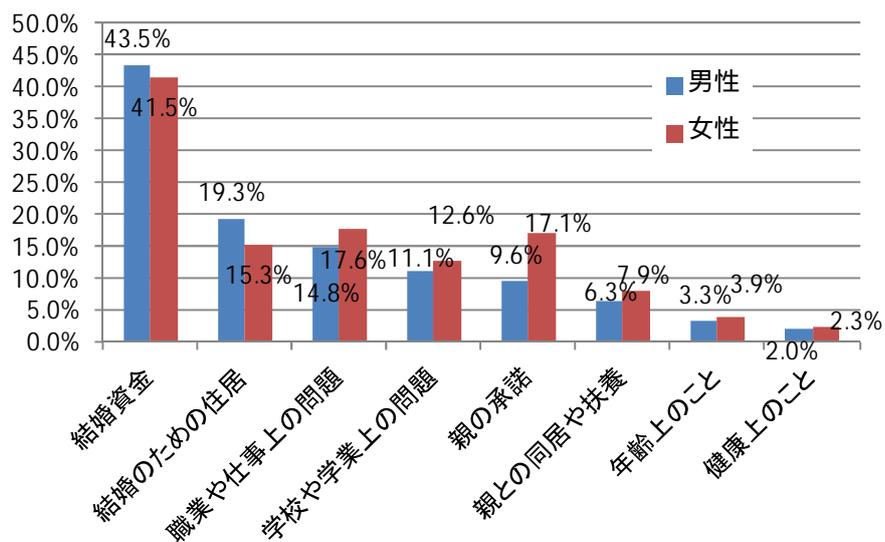
注：調査対象：全国の20歳以上の男女
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年)

(不安定な就業状況)

若者が結婚の障害と感じる事柄について「結婚資金」を挙げる回答の割合が高く、結婚に伴う経済的負担を懸念している様子が見えます。

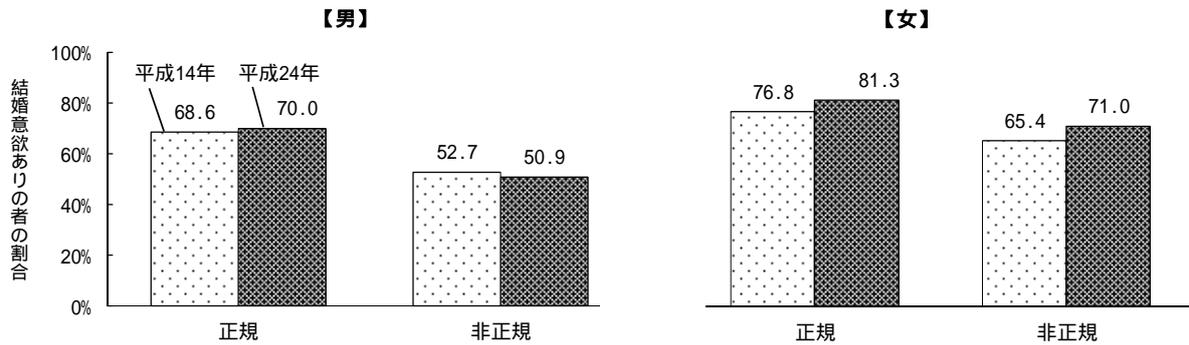
全国調査で、性別・就業形態別(正規・非正規)に20代独身者の結婚意欲ありの者の割合をみると、男性・女性ともに「非正規」の方が「正規」に比べて割合が低くなっています。

図表 14 1年以内に結婚する場合に障害となるもの(平成22年)(全国)



注：18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を結婚の主要な障害(2つまで選択)と考えているかを示す。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査(独身者調査)」

図表 15 性 / 正規・非正規別にみた 20 代独身者の結婚意欲ありの者の割合
(14 年調査 : 第 1 回、24 年調査 : 第 2 回)(全国)



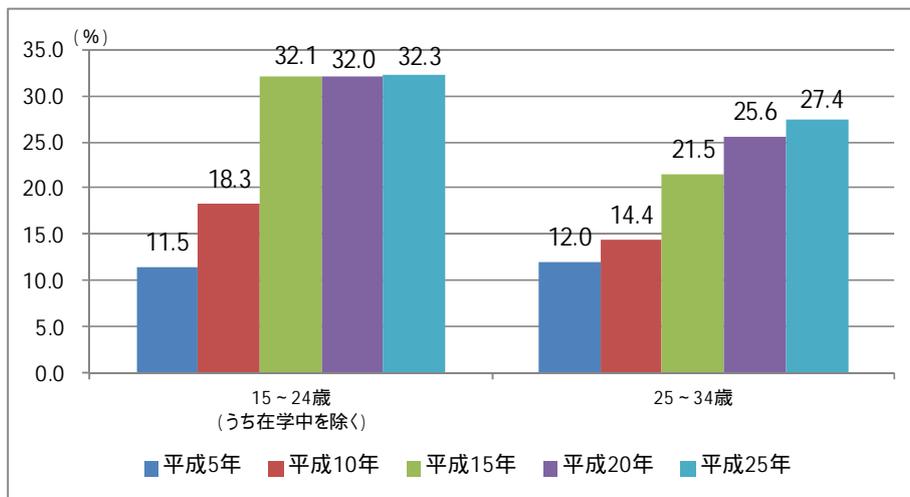
注 1 : 集計対象は、第 1 回調査時に 20 ~ 29 歳の独身者でかつ既卒者、及び第 1 回調査時の就業形態が「正規」または「非正規」の者

注 2 : 「結婚意欲あり」は、「絶対したい」「なるべくしたい」と回答した者を合計している。

資料 : 厚生労働省「第 1 回 21 世紀成年者縦断調査(平成 24 年成年者)」及び「第 11 回 21 世紀成年者縦断調査(平成 14 年成年者)」

若年層におけるパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合を見ると、平成 5 年の約 1 割から平成 25 年には約 3 割へと上昇しています。

図表 16 年齢別の非正規雇用者比率の推移(全国)



注 1 : 平成 5 年及び平成 10 年における 15 ~ 24 歳 (うち在学中を除く) については、当時の公表値 (非農林業) の「うち在学中」の者を除いている。

注 2 : 平成 20 年の数値は、平成 22 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口 (新基準) に切替え集計した値。

注 3 : 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの

注 4 : 非正規労働者 : 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者

注 5 : 割合は、各年齢層における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

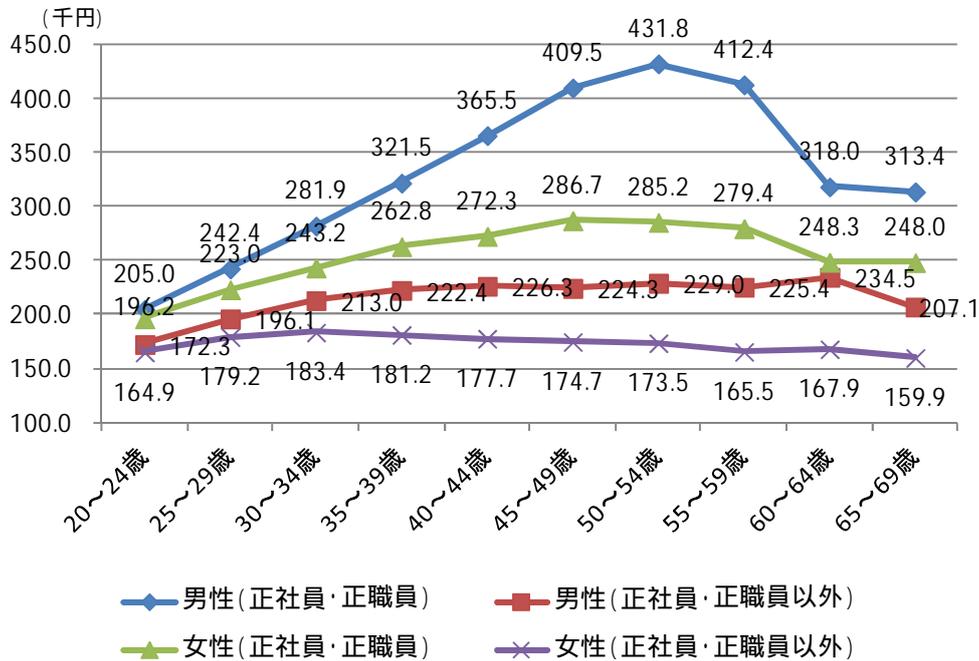
資料 : 厚生労働省「「非正規雇用」の現状と課題」

出所 : 総務省「労働力調査」

正社員・正職員とそれ以外の労働者の賃金の傾向を比較すると、正社員・正職員は、

年齢階級が高くなるに連れて賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外は、男女いずれも、年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

図表 17 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国）



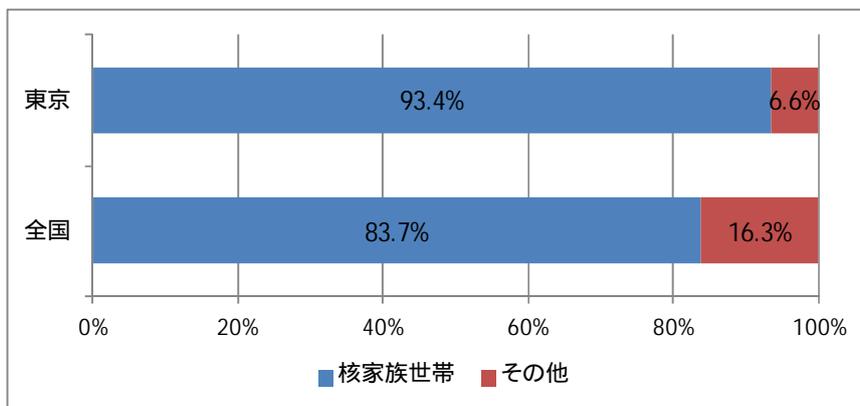
注：賃金とは、平成 25 年 6 月分の平均所定内給与額。所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により 6 月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（(1)時間外手当、(2)深夜勤務手当、(3)休日出勤手当、(4)宿日直手当、(5)交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 25 年）

(3) 子供のいる世帯の形態

6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、平成 22 年の東京都の核家族世帯の割合は、93.4%となっており、全国の割合（83.7%）より高い状況です。

図表 18 6 歳未満の親族のいる世帯の家族類型（全国・東京都）



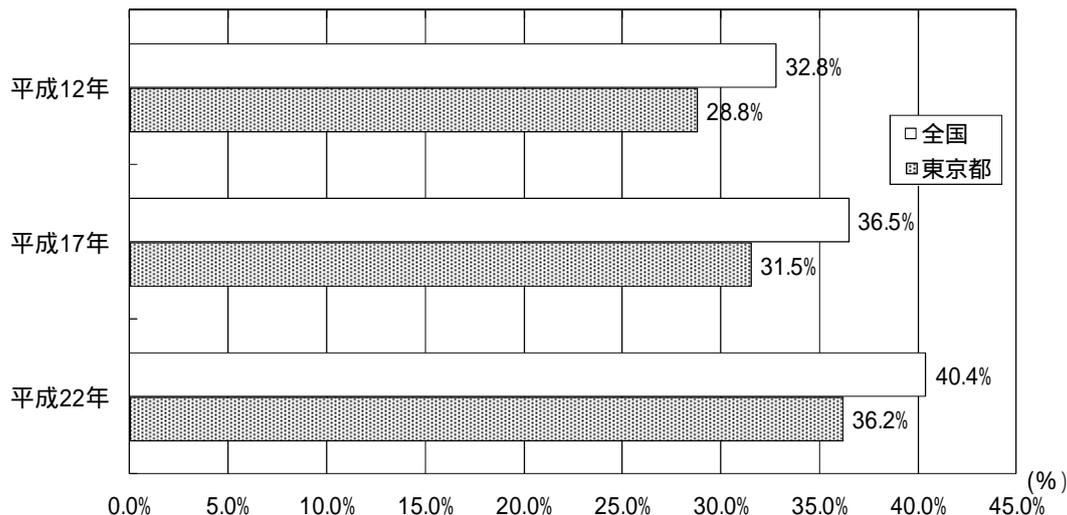
資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

(4) 子供のいる世帯の就労状況

ア 共働き世帯の増加

末子が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は、全国では、40.4%となっています。東京都では、末子が就学前（6歳未満）の家庭における共働き率は36.2%となっており、全国値よりは低いものの年々増加傾向にあります。

図表 19 最年少の子供が就学前の家庭における共働き率（全国・東京都）

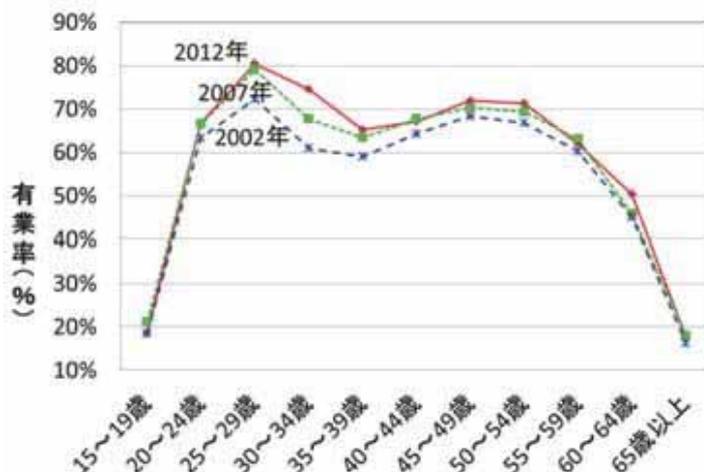


資料：総務省「国勢調査」

イ 結婚・出産・子育てと女性の就業

近年、女性の有業率は増加傾向にあります。しかし、結婚・出産期に当たる年代で有業率は一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇する M 字カーブを描いています。

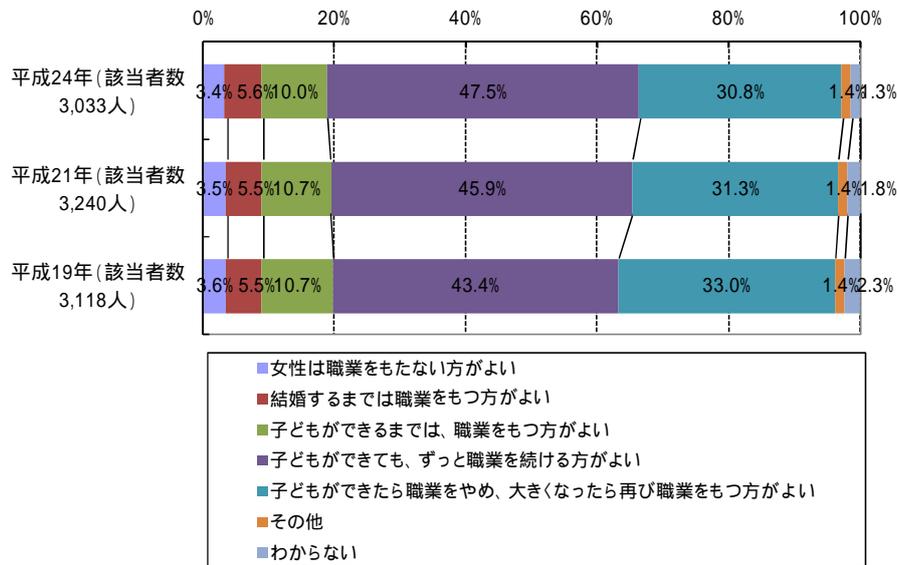
図表 20 年齢別 女性有業率の推移



資料：東京都総務局「都民の就業構造」

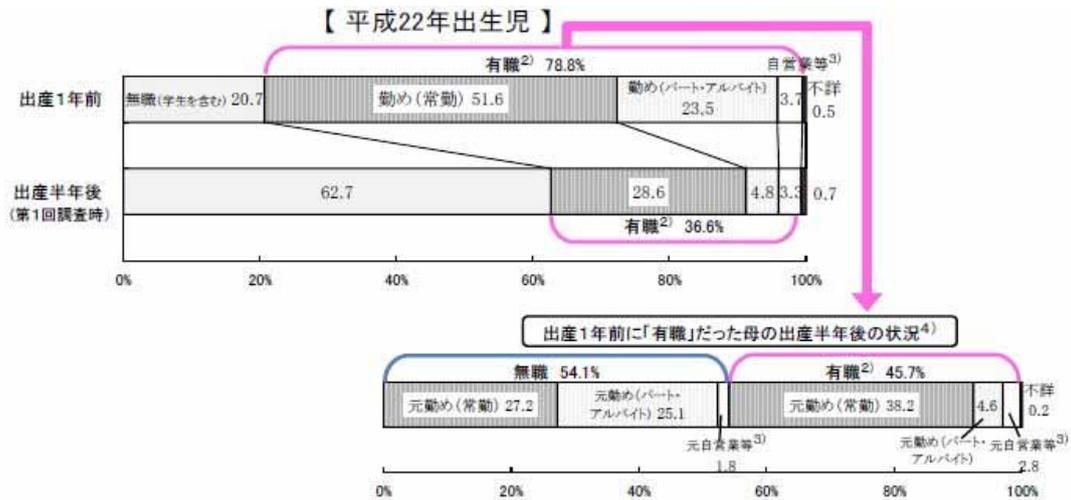
内閣府の調査によると、女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」という回答が増加傾向にあり、平成24年には47.5%となっています。しかし、出産前後の母親の就業状況を見ると、出産1年前は有職者が約8割を占めていたものの、出産半年後にはそのうちの半数以上が無職になっており、妊娠や出産を機に離職する女性が多いことが分かります。

図表21 女性が職業を持つことについての考え方（全国）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図表22 母の出産1年前の就業状態別にみた出産半年後の就業状況（全国）



注1：回答者（総数 34,554）のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）の者（18,100）について集計している。

注2：「有職」には、育児休業中等の休業を含む。

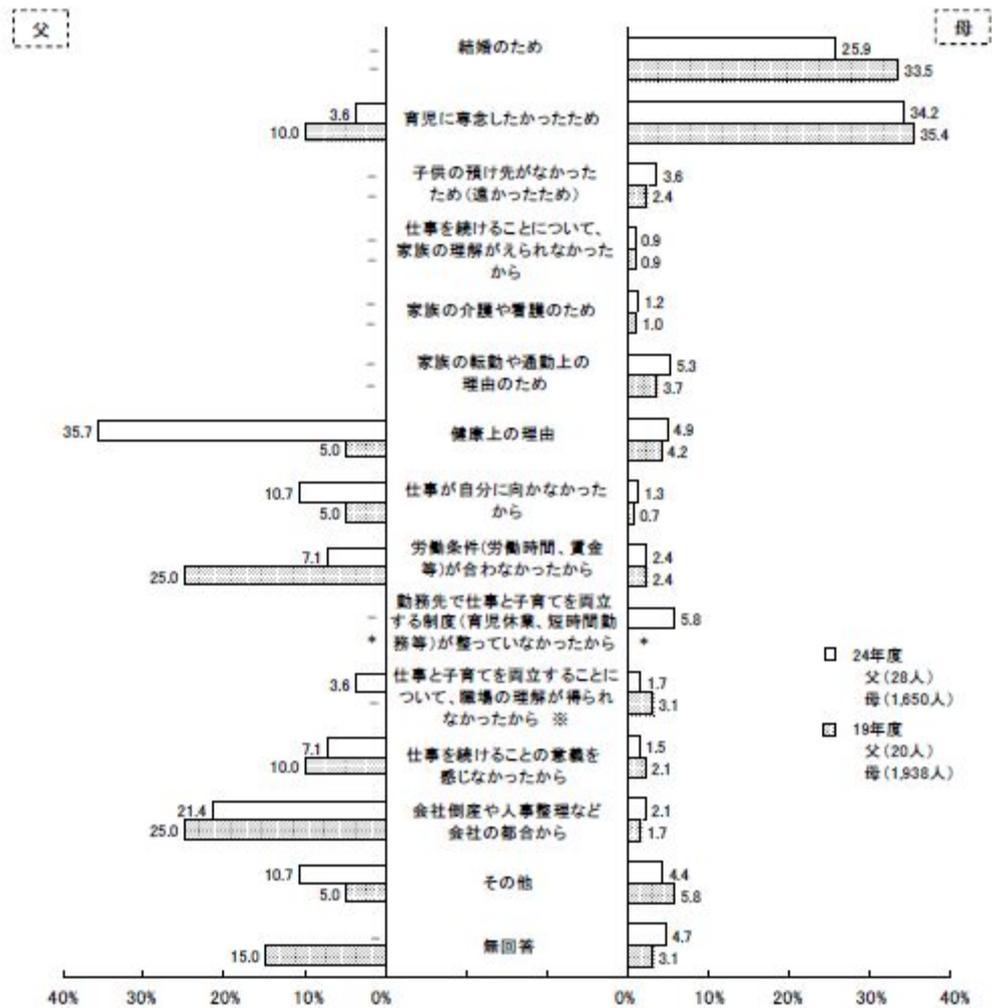
注3：「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。

注4：出産1年前の「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者（総数 14,261）を100として集計している。

資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」

東京都の調査で、「以前は働いていた」と回答した母親に、仕事を辞めた理由を聞いたところ、「育児に専念したかったため」の割合が34.2%と最も高く、次いで「結婚のため」が25.9%となっています。

図表 23 仕事を辞めた理由（以前働いていた母親）（東京都）

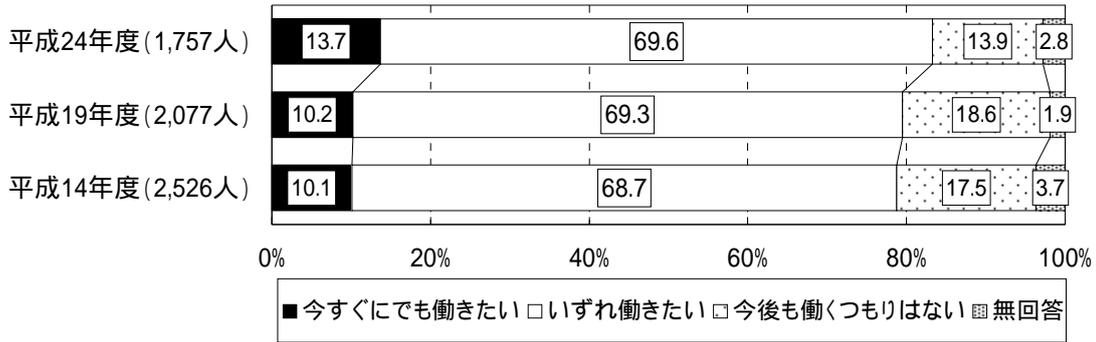


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

ウ 今後の就労希望

東京都が行った調査で、就学前の児童がいる世帯における、現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「今すぐにでも働きたい」が13.7%、「いずれ働きたい」が69.6%となっています。

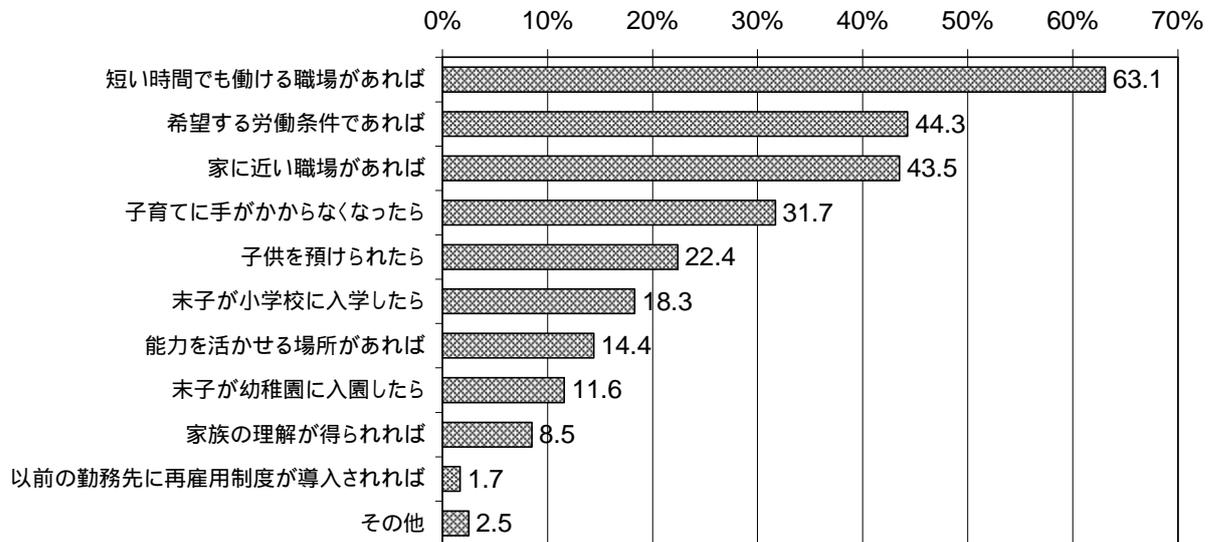
図表 24 今後の就労希望（現在働いていない母親）（東京都）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

さらに、今後の就労希望について、「今すぐにも働きたい」又は「いずれ働きたい」と回答した母親（1,462人）に、どのような条件が満たされれば働くことができると思うか尋ねたところ、「短い時間でも働ける職場があれば」が63.1%と最も高く、次いで「希望する労働条件であれば」が44.3%、「家に近い職場があれば」が43.5%となっています。

図表 25 就労するための条件（3つ以内の複数回答）（東京都）

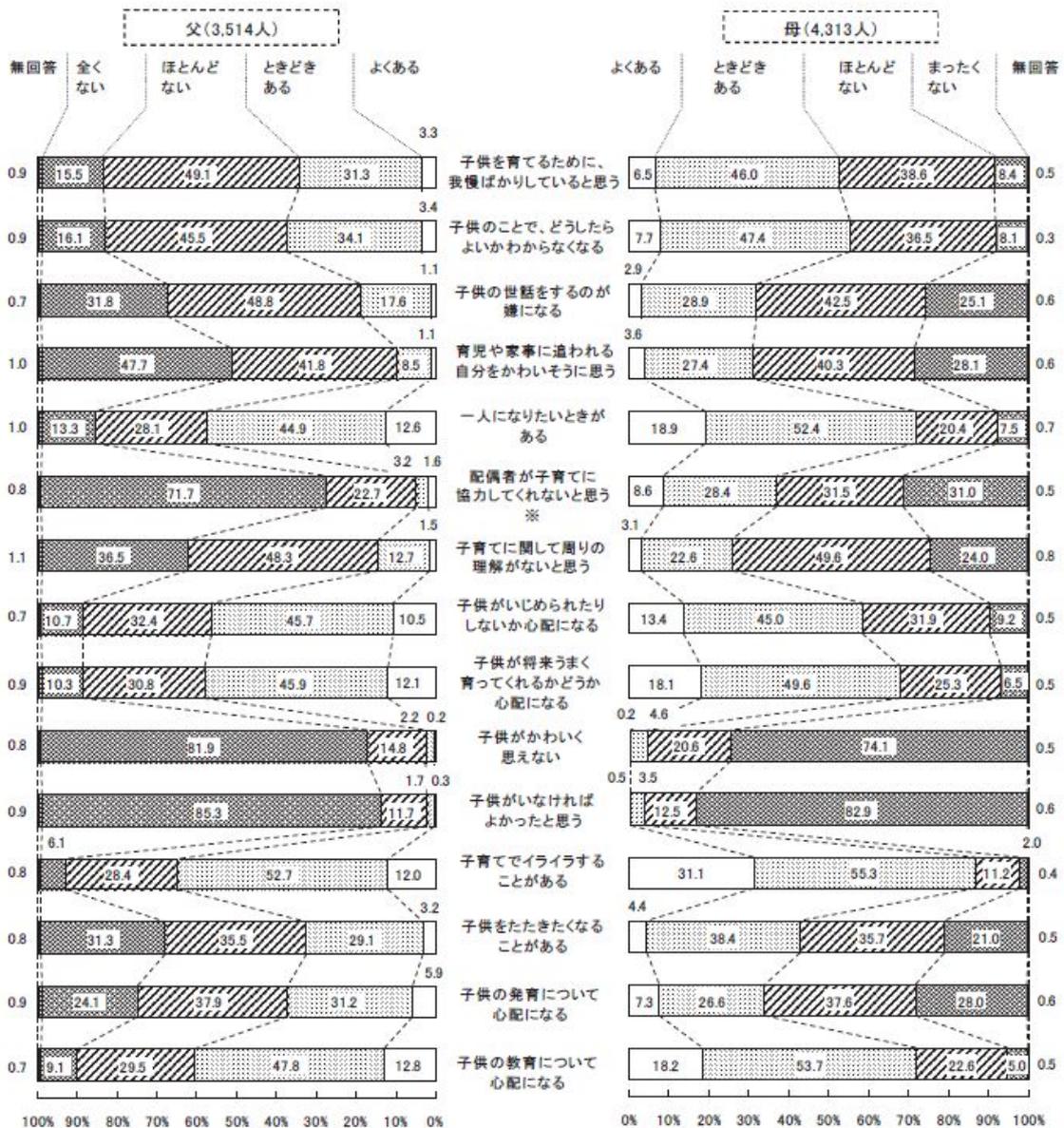


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

(5) 子育て家庭の状況

子育てをしていて、日頃負担に感じることにについては、「よくある」と「ときどきある」とを合わせると、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」、「子供が将来うまく育ってくれるか心配になる」などが他の項目に比べて高くなっています。父母別にみると、すべての項目で母親の方が父親より「よくある」の割合が高くなっています。

図表 26 「子育てをしていて日頃感じること（負担に感じること）」（東京都）

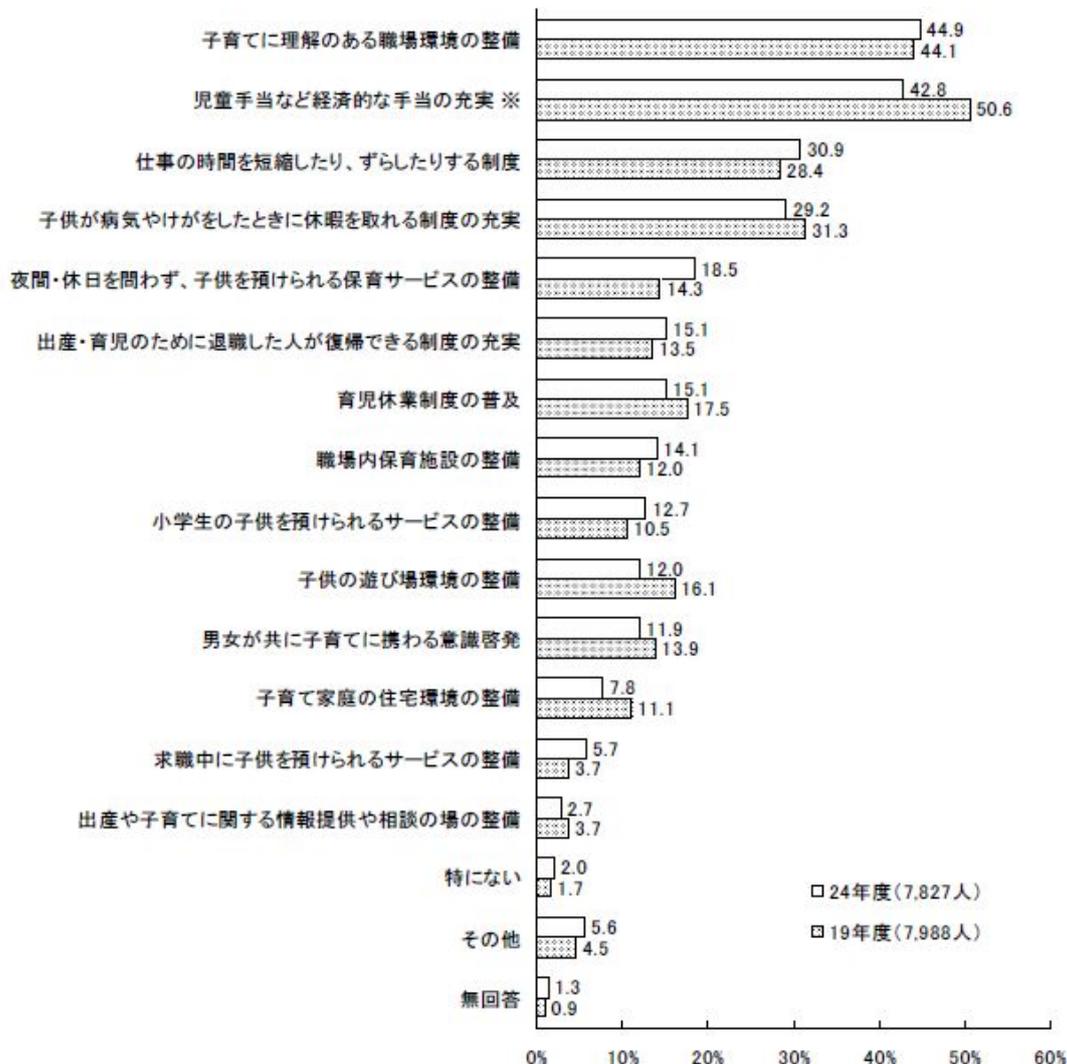


(注) ※ 「配偶者が子育てに協力してくれないと思う」については、両親世帯のみ集計対象としている（総数 父=3,452人、母=3,713人）。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

東京都が実施した調査で「子育てをしやすいするために必要なもの」について尋ねたところ、平成24年度調査では「子育てに理解のある職場環境の整備」(44.9%)、「児童手当など経済的な手当の充実」(42.8%)の順に割合が高く、子育てと仕事の両立や経済的な問題に対する負担感が強く感じられていることが分かります。

図表27 子育てをしやすいするために必要なもの(東京都、複数回答)



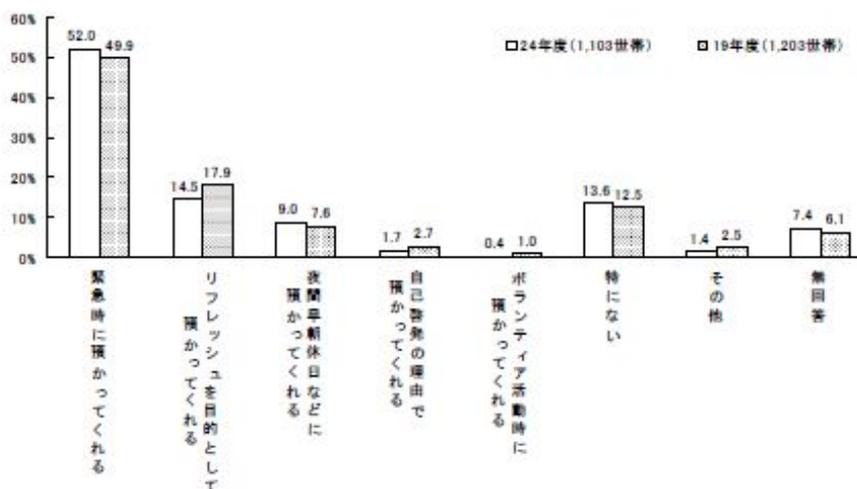
注：19年度調査では、※は「育児手当など経済的な手当の充実」としていた。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

都内で、在宅で乳幼児の子育てをしている母親が希望する「あればよい在宅支援サービス」については、緊急時の一時預かりの割合が最も高く半数を超えています。東京都は核家族が多く、緊急時に頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安や負担感を抱えていることがうかがえます。

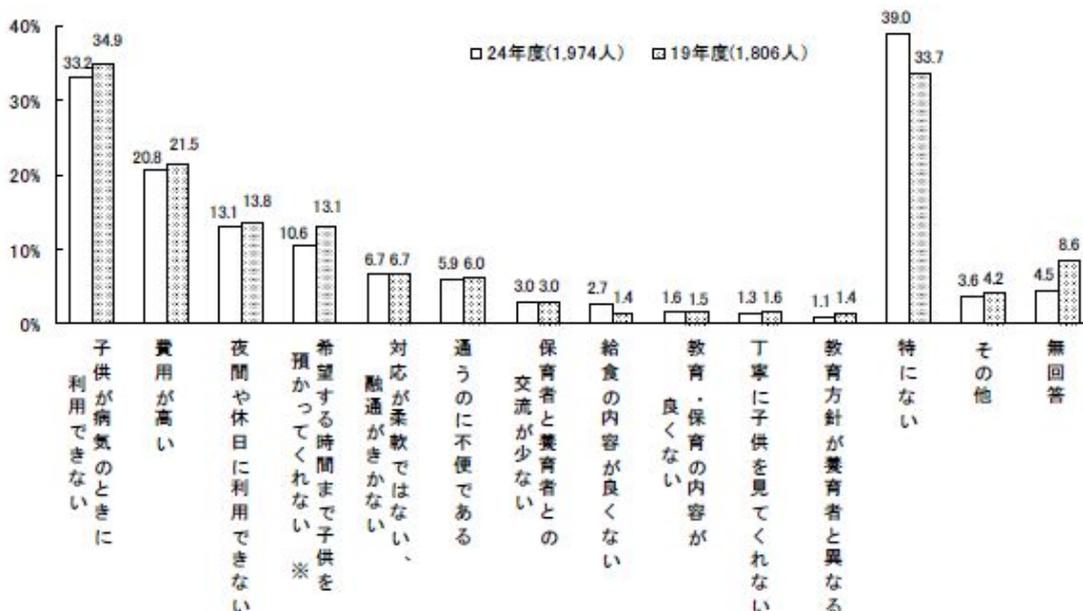
一方、保育所や認定こども園などに日中子供を預けている保護者が不満に思うことについては、「子供が病気のとくに利用できない」という回答が最も多くなっています。

図表 28 在宅の母親の希望する「あれば良い在宅支援サービス」(東京都)



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

図表 29 子供を預けていて不満に思うこと(複数回答)



注：19 年度調査では、※は「子どもを見てくれる時間が短い」としていた。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

(6) 仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランスの状況)

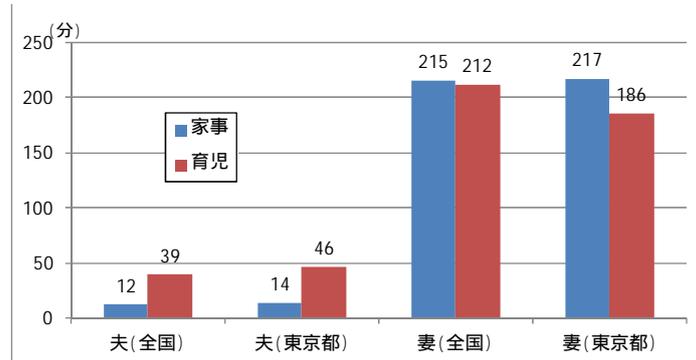
ア 夫婦の家事・育児分担

6 歳未満の子供のいる家庭における 1 週間の家事・育児時間について夫婦で比較すると、妻の家事・育児時間の平均は、全国で 427 分、東京都で 403 分に上ります。それに対し、夫の家事・育児時間の平均は、全国で 51 分、東京都で 60 分程度です。

東京都内における夫婦の家事・育児分担の割合については、妻：夫が 5：5 (夫の回答)、6：4 (妻の回答)を理想とする割合が高いのに対して、現実には妻：夫が 8：

2の割合が高くなっています。

図表 30 1週間の夫婦の家事・育児時間（6歳未満の子供のいる家庭）

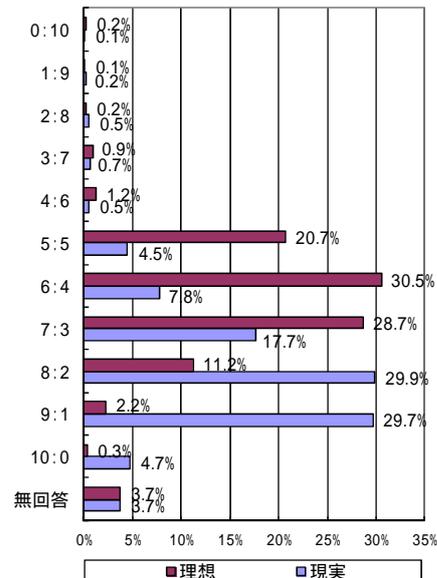
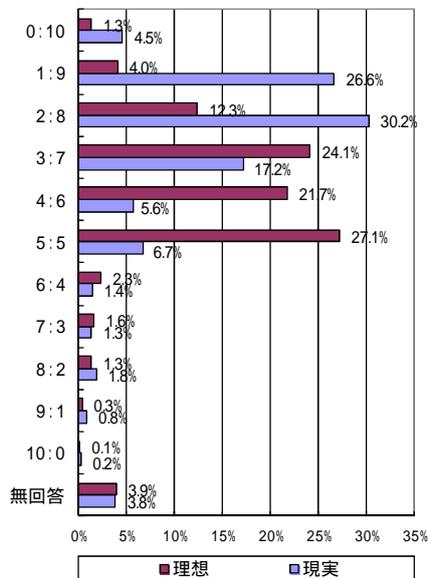


資料：総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」

図表 31 夫婦の家事・育児分担の割合（理想と現実）

(夫)(自分：配偶者)

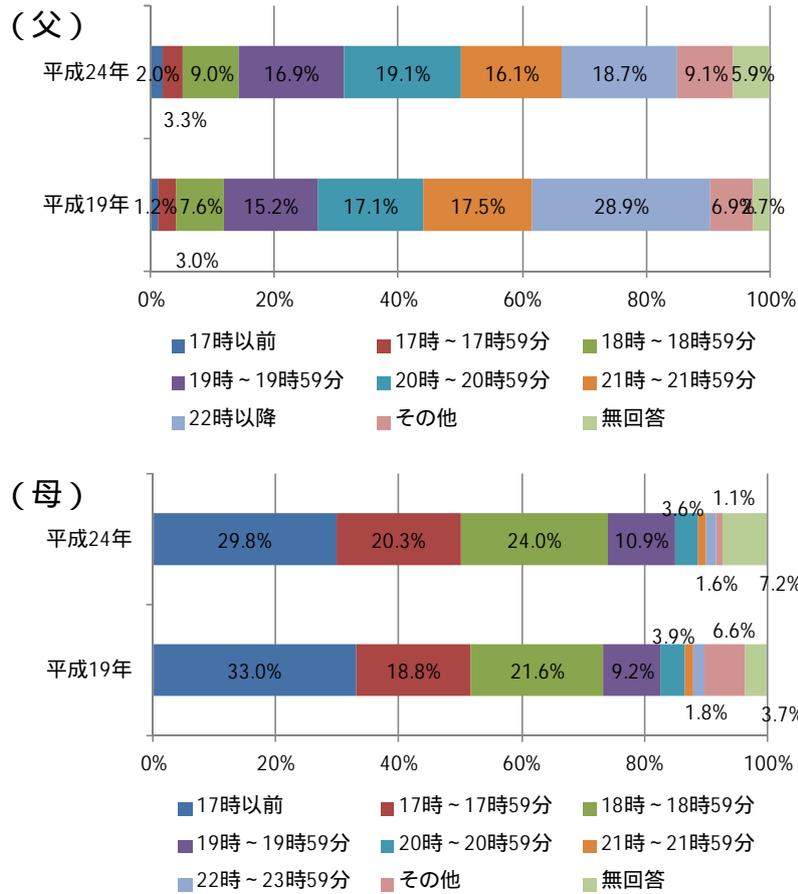
(妻)(自分：配偶者)



資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

就学前の子供を持ち、就業している親の帰宅時間をみると、22時以降に帰宅する父親の割合は、平成19年度に比べて減少しているものの、平成24年も2割程度となっています。また、18時より前に帰宅する母親の割合は約半数で、平成19年より若干ですが、帰宅時間の遅い母親の割合が高くなっています。

図表 32 帰宅時間



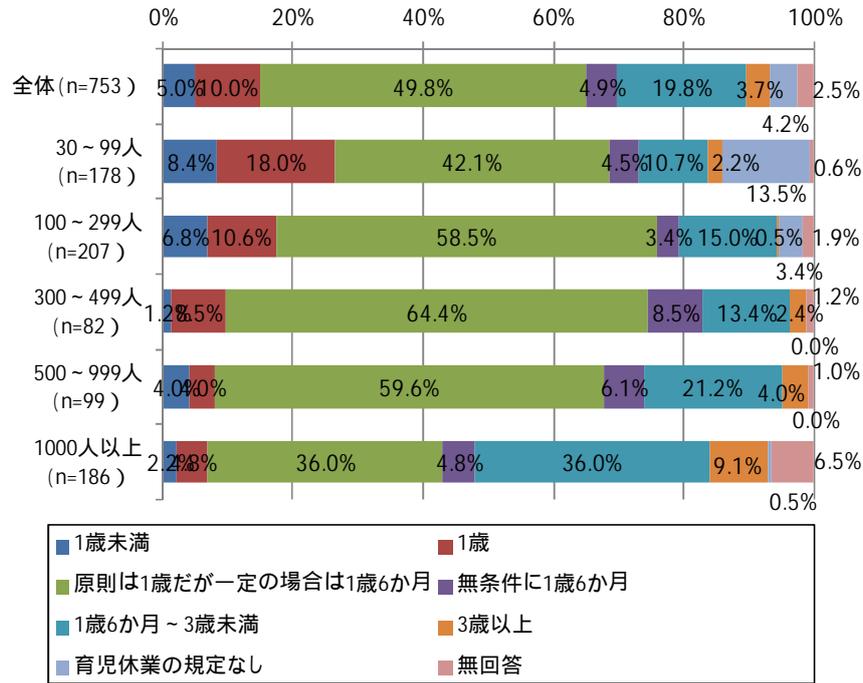
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

イ 育児休業の取得状況等

育児・介護休業法には、1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができると定められています。

東京都では、ほとんどの企業が育児休業規定を設けており、取得可能期間は「原則は1歳だが一定の場合は1歳6か月」の企業が約半数を占めています。しかしながら、女性の育児休業取得率が、平成25年度には93.4%であるのに対して、男性の取得率は1.72%と以前より上昇してはいるものの、非常に低い状況です。

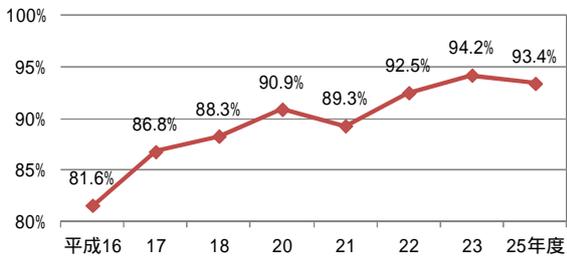
図表 33 育児休業の取得可能期間



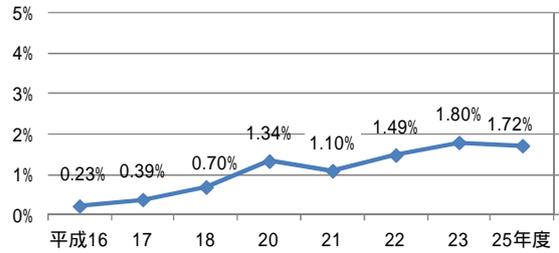
資料：東京都産業労働局「平成 25 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 34 育児休業取得率（東京都）

（女性）



（男性）

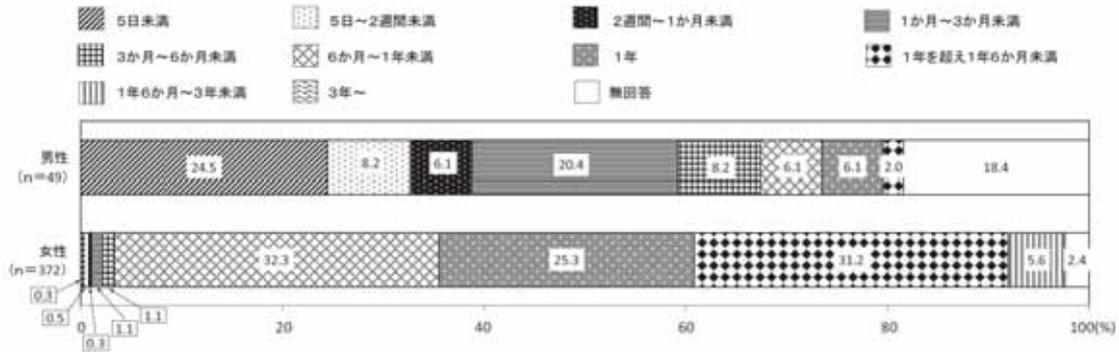


注：平成 19 年度及び平成 24 年度はデータなし

資料：東京都産業労働局「平成 25 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

育児休業取得者及び申し出た従業員がいる事業所に対し、育児休業取得期間はどのくらいか尋ねたところ、男性では「5日未満」(24.5%)が最も多く、次いで「1か月～3か月未満」(20.4%)となっている。女性では「6か月～1年未満」(32.3%)が最も多く、次いで「1年を超え1年6か月未満」(31.2%)となっています。

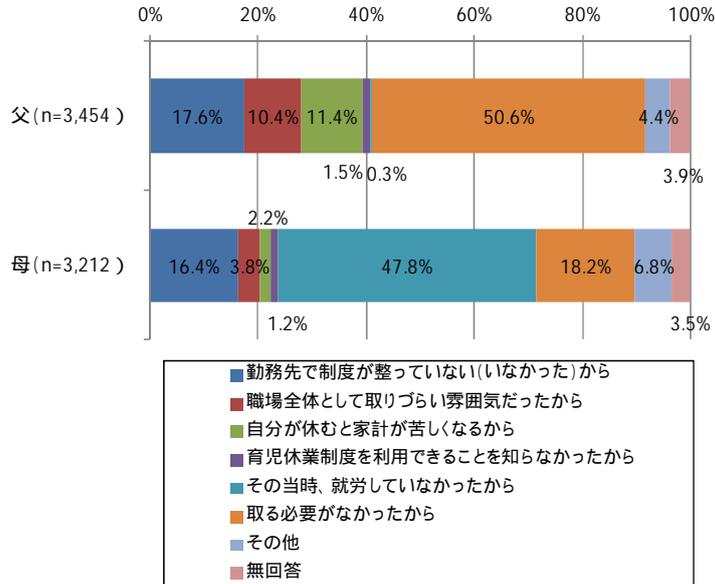
図表 35 育児休業の取得期間（東京都）



資料：東京都産業労働局「平成 25 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

育児休業を取得しなかった理由については、男性は「取る必要がなかったから」、女性は「その当時、就労していなかったから」の割合が高くなっていますが、「勤務先で制度が整っていない(いなかった)から」、「職場全体として、取りづらい雰囲気だから」、「自分が休むと家計が苦しくなるから」といった理由で取得できなかった人もいます。

図表 36 育児休業を取得しなかった理由（東京都）

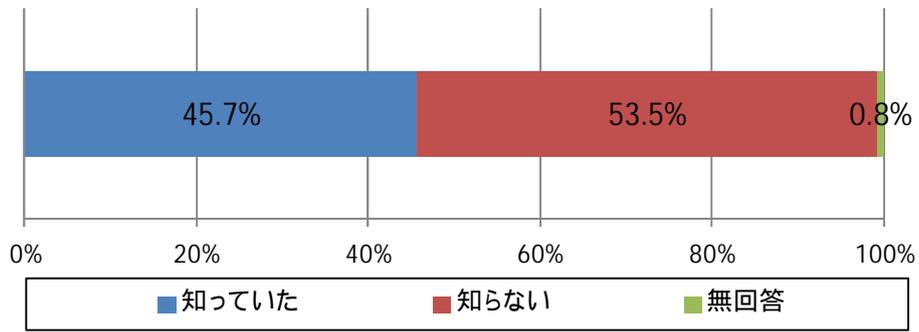


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

育児・介護休業法には、小学校就学前の子を養育する労働者が、子供の看護(病気・けが)のために、申請により、子 1 人の場合 1 年に 5 日まで、2 人以上の場合 1 年に 10 日まで休暇を取得することができる看護休暇制度が定められています。

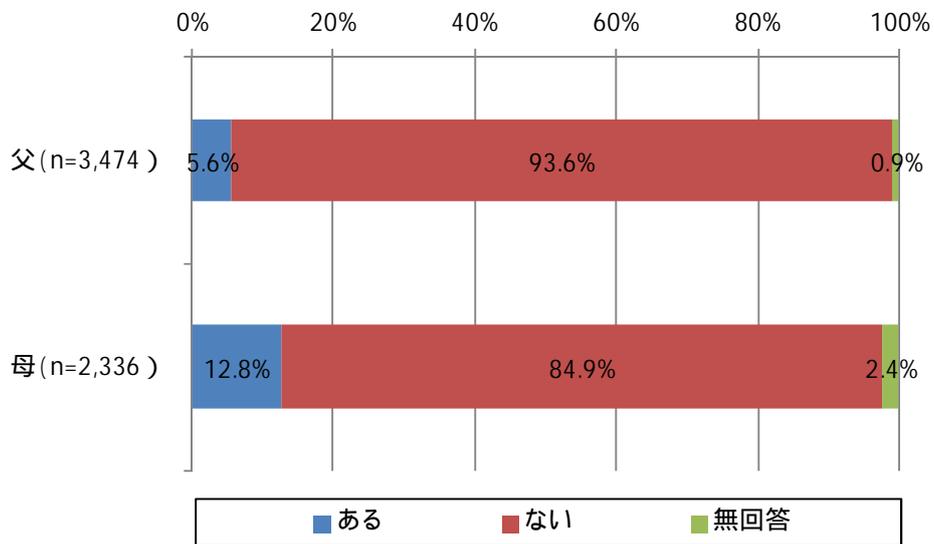
しかしながら、看護休暇制度の認知度をみると「知らない」(53.5%)が「知っていた」(45.7%)を上回っています。また、実際の利用率をみると、父親で 5.6%、母親で 12.8%と低い状況にあります。

図表 37 看護休暇制度の認知度 (n=1,397)(東京都)



資料：東京都産業労働局「平成 25 年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 38 看護休暇制度の利用の有無

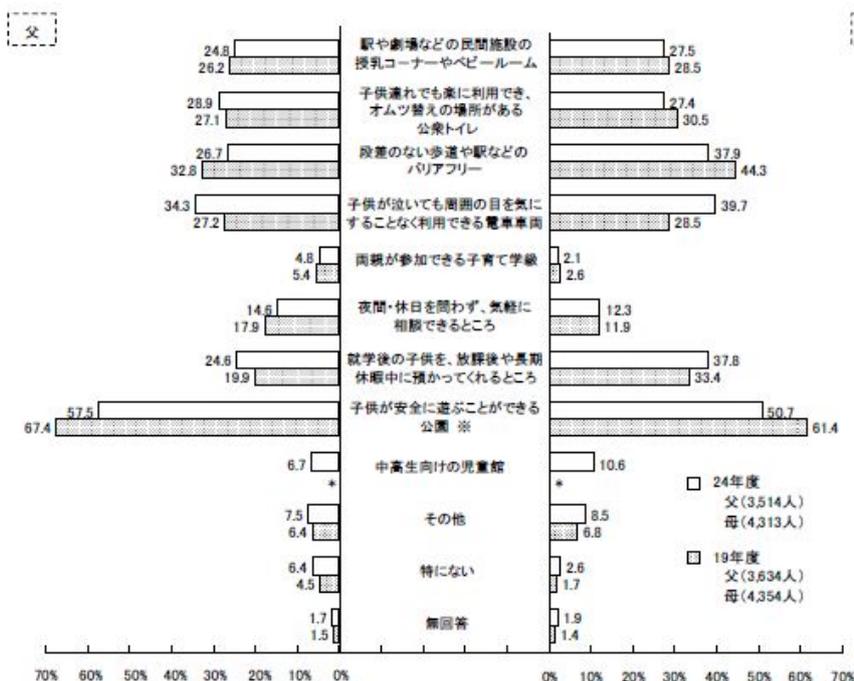


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

(7) 子供の安全・安心

子育て中の父母に、子育てをする上で整備してほしいものを尋ねたところ、「子供が安全に遊ぶことができる公園」、「子供が泣いても周囲の目を気にすることなく利用できる電車車両」、「段差のない歩道や駅などのバリアフリー」、「子供連れでも楽に利用でき、オムツ替えの場所がある公衆トイレ」などが上位を占めています。

図表 39 子育てをしていく上で整備してほしいもの（東京都）



注1：19年度調査では、は「子供を安心して遊ばせられる公園」としていた。

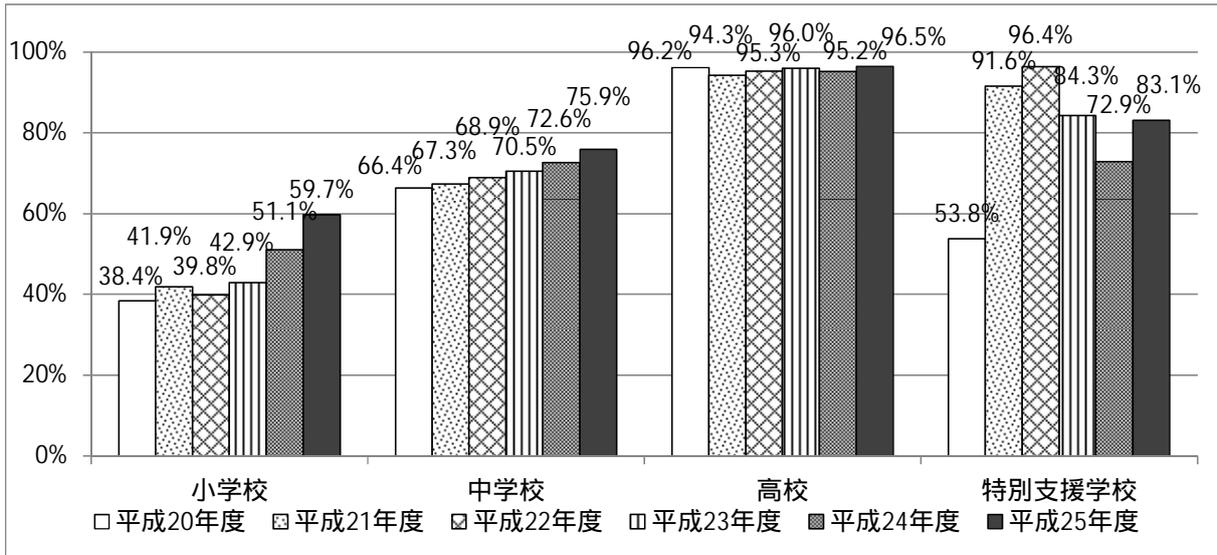
注2：*は19年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成24年度)

近年、携帯電話やインターネット等が急速に普及し、平成25年度の東京都の調査では、小学生の約半数が携帯電話又はスマートフォンを保有しています。1日の携帯サイトの利用時間をみると、小学生や中学生では「ほとんどしない」、「1時間以内」の割合が高くなっていますが、「2時間超」という回答も見られます。また、高校生になると「2時間超」の割合が約4割に上がっています。

携帯電話やインターネットにより生活の利便性が向上する反面、チェーンメール、知らない人や団体からのメール、身に覚えのない料金の請求メール等のトラブルも報告されています。

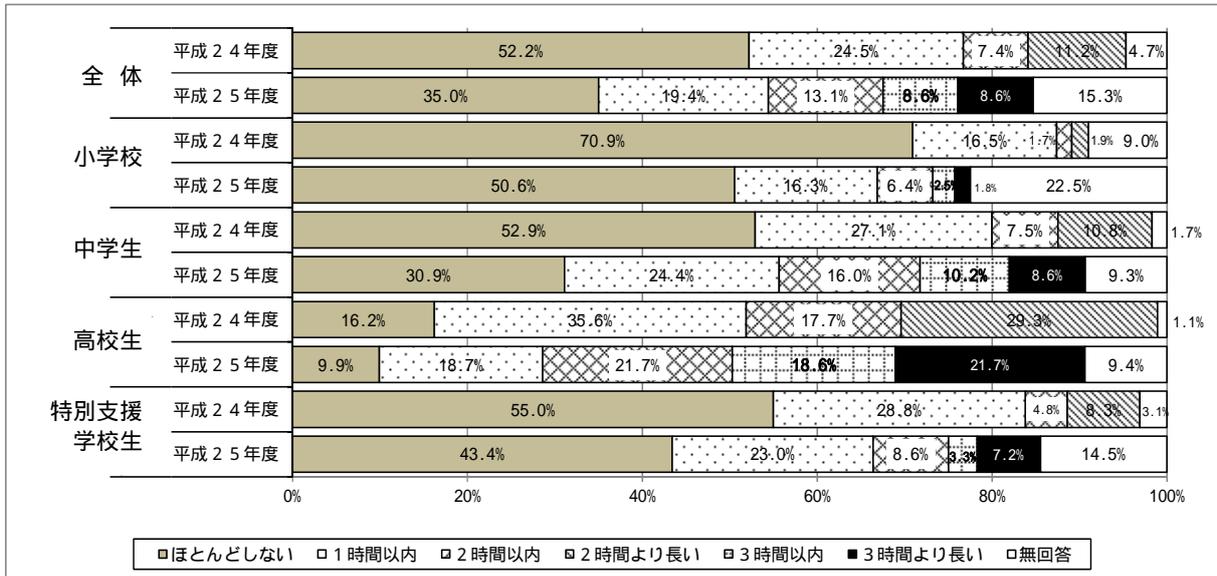
図表 40 子供の携帯電話保有率（東京都）



調査対象：(平成 20 年度) 児童・生徒 11,032 人、(平成 21 年度) 児童・生徒 16,186 人、(平成 22 年度) 児童・生徒 16,143 人、(平成 23 年度) 児童・生徒 18,591 人、(平成 24 年度) 児童・生徒 19,210 人、(平成 25 年度) 児童・生徒 18,765 人

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

図表 41 1日の携帯サイト利用時間（東京都）



資料：東京都教育庁「平成 25 年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

図表 42 インターネットや携帯電話のトラブル(東京都)

(単位%、上段:H24/下段:H23)

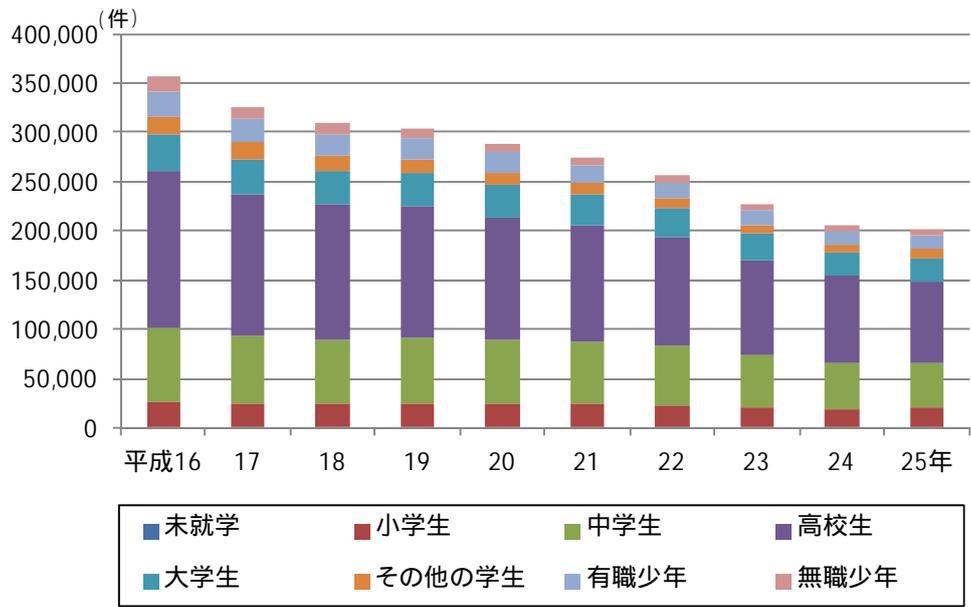
	全 体	悪口が書かれたメール	メールが原因で友だちとけんか	チェーンメール	なりすましメール	知らない人や団体からメール	わいせつな画像	身に覚えのない料金の請求メール	ログ、掲示板などに悪口	自分や他人のプロフィールサイト、ブログ、掲示板などに悪口	自分の個人情報(顔写真、メールアドレス、電話番号、住所など)	有害なサイトを見て嫌な思い・不快な気分	出会い系サイトなどで脅迫・嫌がらせ	ネットゲームで他のプレイヤーとトラブル	ショッピングサイトなどで、金額などについてトラブル	インターネット等での知り合った人物による付きまとい	その他	無回答	
		H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23
全体	2,292 2,605	12.8 11.6	17.3 16.5	55.2 58.5	17.1 14.1	33.5 33.3	9.8 9.7	17.7 16.7	8.9 7.0	4.7 3.9	6.4 6.3	3.1 4.7	7.2 7.7	1.3 2.1	3.5 3.1	16.9 17.7	3.1 3.0		
学校種別	小学校	594 669	12.6 11.7	14.0 12.7	29.6 32.8	9.6 4.6	20.0 21.2	5.4 4.4	7.7 5.3	3.2 3.9	2.4 2.3	5.7 6.2	1.2 1.3	9.6 10.3	0.3 1.9	1.0 1.4	29.5 27.3	5.4 4.9	
	中学校	918 1,104	13.0 11.1	19.1 17.6	69.3 72.0	15.6 14.4	36.6 37.2	9.8 10.2	14.1 13.4	8.0 5.8	5.0 3.9	4.2 5.3	3.4 4.8	5.8 6.3	1.2 1.4	2.8 2.8	13.5 14.5	1.7 2.0	
	高等学校	全日制高校	626 684	10.5 11.1	16.0 16.1	60.2 62.7	25.7 22.8	42.7 38.9	13.3 13.7	30.4 30.1	13.9 10.5	5.4 5.4	8.8 6.9	3.5 7.3	5.4 6.7	2.1 3.2	5.8 5.3	10.7 13.9	2.1 2.6
		定時制高校	109 79	18.3 21.5	21.1 26.6	54.1 57.0	23.9 25.3	26.6 34.2	13.8 15.2	30.3 48.1	20.2 20.3	9.2 6.3	13.8 12.7	8.3 10.1	15.6 12.7	2.8 6.3	9.2 6.3	13.8 11.4	4.6 2.5
		高等学校計	735 763	11.7 12.2	16.7 17.2	59.3 62.1	25.4 23.1	40.3 38.4	13.3 13.9	30.3 32.0	14.8 11.5	6.0 5.5	9.5 7.5	4.2 7.6	6.9 7.3	2.2 3.5	6.3 5.4	11.2 13.6	2.4 2.6
			特別支援学校	45 39	28.9 15.4	33.3 38.5	37.8 66.7	13.3 2.6	37.8 38.5	8.9 7.7	15.6 15.4	4.4 7.7	8.9 2.6	6.7 12.8	2.2 5.1	8.9 10.3	-	4.4 15.4	15.6 2.6

資料：東京都教育庁「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査」

全国における少年(20歳未満)が被害者となる刑法犯の認知件数は、平成16年が356,426件、平成25年が200,921件と10年間で43.6%減少しています。しかしながら、未就学児については、平成22年以降、ほぼ横ばいで推移しており、被害件数全体に占める割合は増加しています。

都政への要望をみると、「治安対策」は近年、常に1位から3位で推移しており、多くの都民が対策を求めていることがうかがえます。

図表 43 少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数の推移（全国）



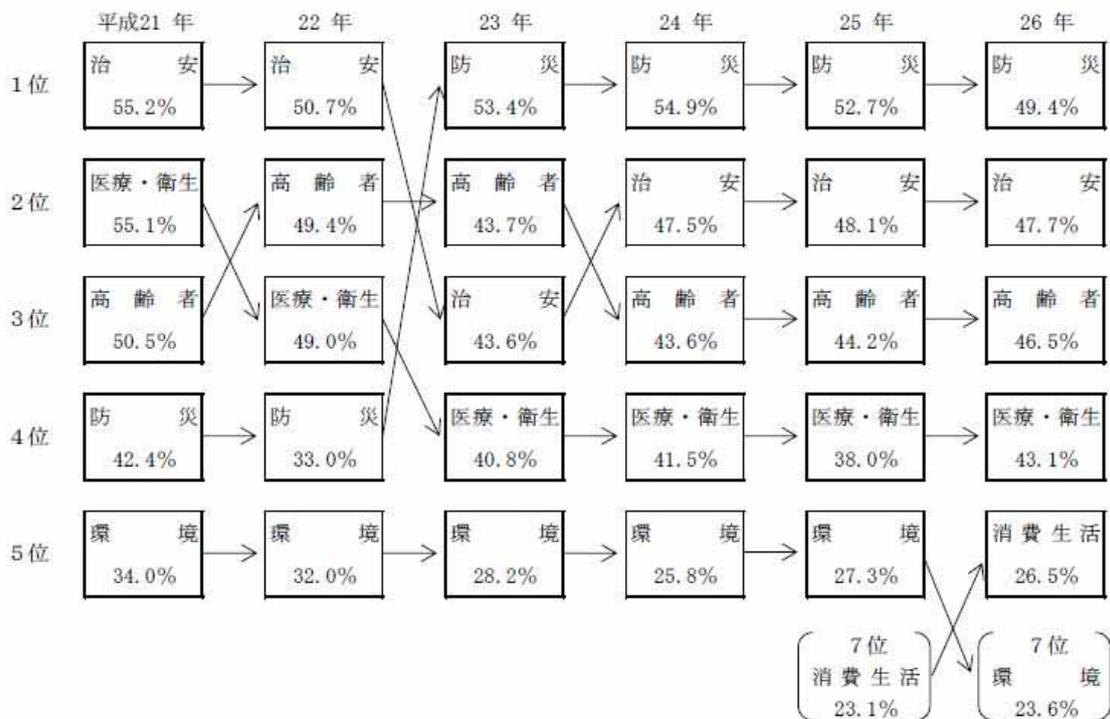
（単位：件）

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数	356,426	326,042	309,104	304,685	289,035	275,322	256,215	228,025	206,133	200,921
うち未就学	666	571	532	527	499	400	466	445	466	462
うち小学生	26,699	24,513	23,935	24,792	24,246	24,377	23,196	20,848	18,955	20,190

注：総数は、20歳未満の件数

資料：警察庁生活安全局少年課「平成25年中における少年の補導及び保護の概況」

図表 44 都政への要望（上位5位の推移）（東京都）



注：調査対象は、東京都全域に住む満20歳以上の男女個人

資料：東京都生活文化局「都民生活に関する世論調査」（平成26年8月調査）

(8) 子供の貧困

「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成 24 年の相対的貧困率は 16.1%で、うち 17 歳以下の子供の貧困率は 16.3%となっており、いずれも上昇傾向にあります。

また、18 歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）の相対的貧困率をみると、平成 24 年は 15.1%となっています。そのうち、大人が 2 人以上いる世帯は 12.4%であるのに対し、大人が 1 人の世帯では 54.6%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、相対的貧困率は OECD 加盟国中 6 番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

図表 45 (参考) 相対的貧困率の年次推移 (全国)

	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)
子供がいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
(参考) 相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子供の貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%

注1：相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

注2：平成6年の数値は兵庫を除いたもの。

注3：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注4：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」

図表 46 (参考) 貧困率の国際比較

順位	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる世帯の相対的貧困率										
	国名	割合	国名	割合	合計				大人が一人				大人が二人以上		
1	チェコ	5.8	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6		
2	デンマーク	6.0	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6		
3	アイスランド	6.4	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.6		
4	ハンガリー	6.8	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	アイスランド	15.9	4	アイスランド	3.0		
5	ルクセンブルク	7.2	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	オーストリア	16.9	5	アイスランド	3.4		
6	フィンランド	7.3	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	16.6	6	スウェーデン	4.3		
7	ノルウェー	7.5	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイスランド	19.5	7	オーストリア	5.4		
7	オランダ	7.5	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4		
9	スロヴァキア	7.8	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6		
10	フランス	7.9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0		
11	オーストリア	8.1	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7		
12	ドイツ	8.8	英国	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2		
13	アイルランド	9.0	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5		
14	スウェーデン	9.1	オランダ	9.9	14	英国	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5		
15	スロベニア	9.2	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9		
16	スイス	9.5	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	16	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9		
17	ベルギー	9.7	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	英国	7.9		
18	英国	9.9	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3		
19	ニュージーランド	10.3	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストリア	8.6		
20	ポーランド	11.0	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3		
21	ポルトガル	11.4	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7		
22	エストニア	11.7	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7		
23	カナダ	11.9	カナダ	14.0	23	オーストリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8		
24	イタリア	13.0	オーストリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.1		
25	ギリシャ	14.3	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1		
26	オーストリア	14.6	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2		
27	韓国	14.9	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.0	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2		
28	スペイン	15.4	イタリア	17.8	28	アメリカ	16.0	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4		
29	日本	16.0	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストリア	44.9	29	チリ	17.9		
30	アメリカ	17.4	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2		
31	チリ	18.0	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0		
32	トルコ	19.3	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	48.0	32	トルコ	22.6		
33	メキシコ	20.4	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3		
34	イスラエル	20.9	イスラエル	28.5	—	韓国	—	—	韓国	—	—	—	—		
	OECD平均	11.3	OECD平均	13.3		OECD平均	11.6		OECD平均	31.0		OECD平均	9.9		

資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書(全体版)」出所：OECD(2014) Family database “Child poverty”

注：ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年。

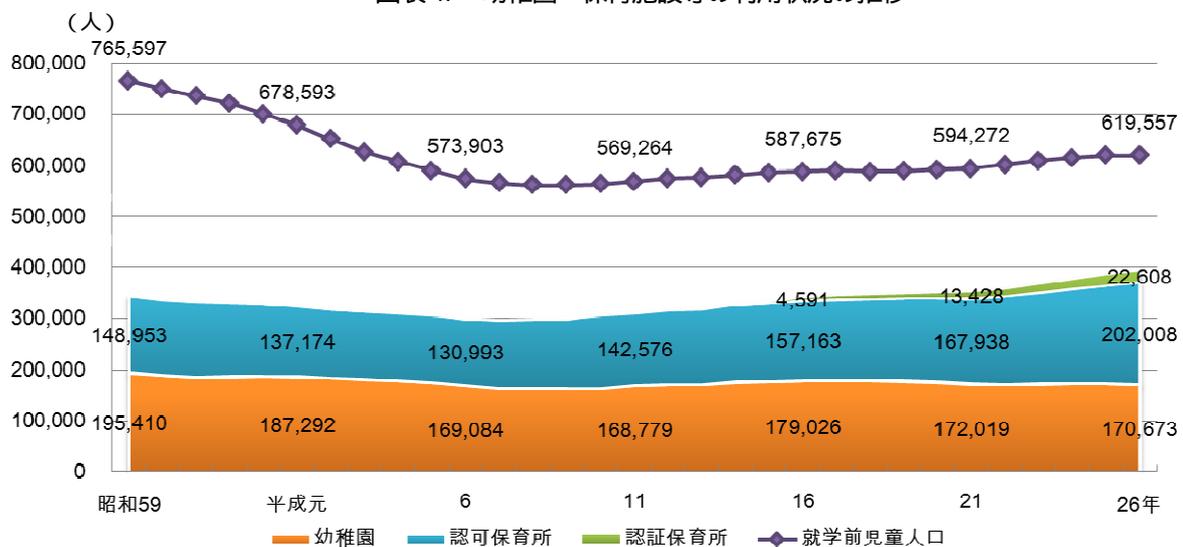
2 東京都における子供・子育て支援の状況

これまでみてきた状況に対応するため、都は、様々な施策を展開してきました。ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

(1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

過去30年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少する一方、保育施設等の利用児童数は増加しています。

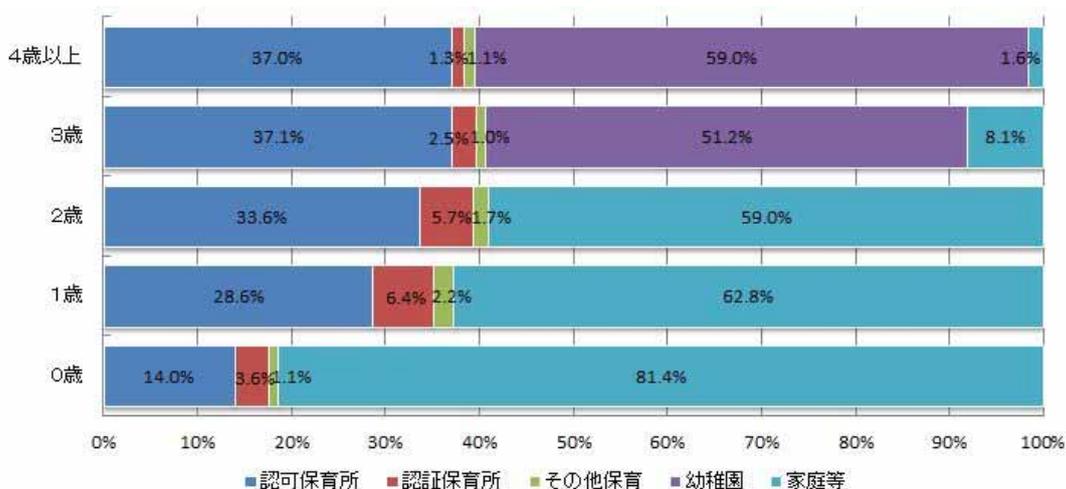
図表 47 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



注：幼稚園は各年5月1日現在、認可保育所及び認証保育所は各年4月1日現在、就学前児童数は各年1月1日現在
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が5割を超え、4歳以上では約6割となります。

図表 48 教育・保育施設等の年齢別利用状況（平成 25 年）



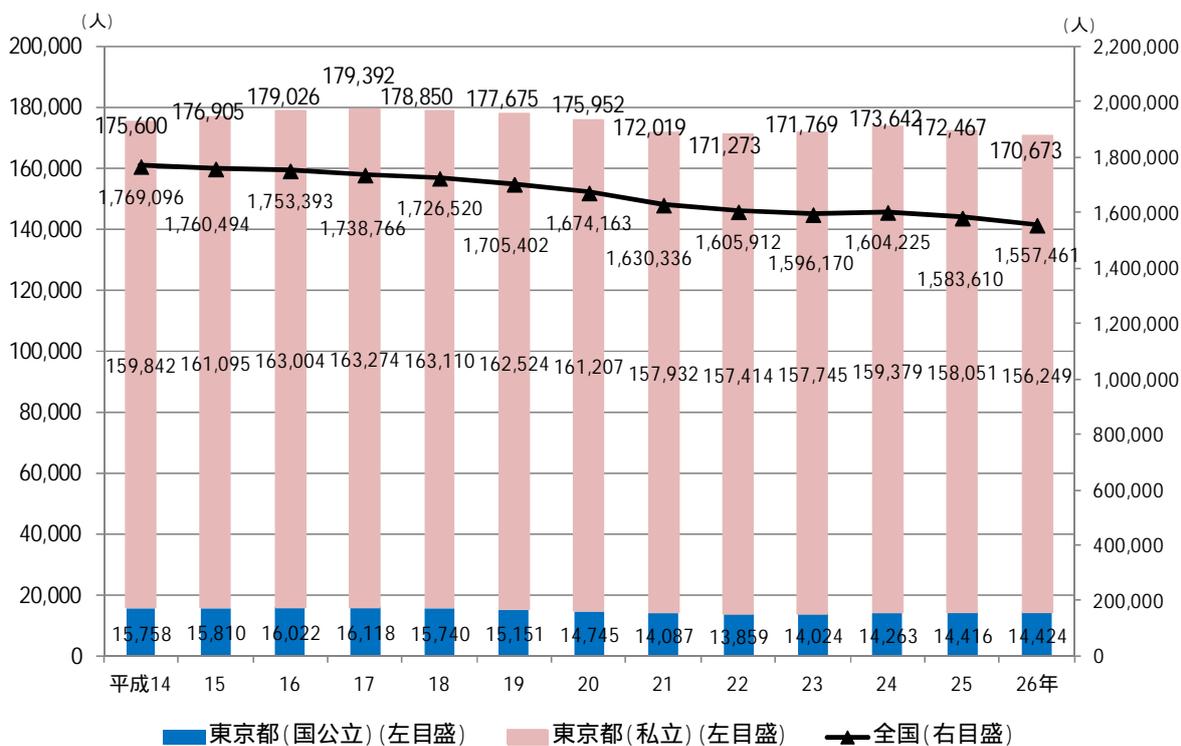
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成 25 年 1 月 1 日現在）東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

(2) 幼稚園の状況

ア 在園児数

東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、平成 23 年に増加に転じましたが、平成 25 年から再び減少しています。全国の在園児数は、平成 14 年以降減少傾向が続いています。

図表 49 幼稚園児数（全国・東京都）（平成 14～26 年）

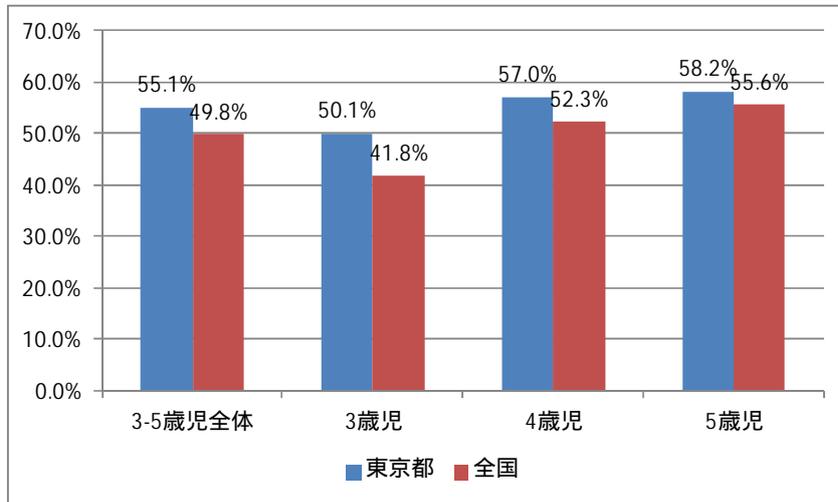


資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

イ 就園率

東京都の3～5歳児童の幼稚園就園率は55.1%であり、いずれの年齢においても全国の就園率より高くなっています。

図表 50 年齢別幼稚園就園状況（平成26年）



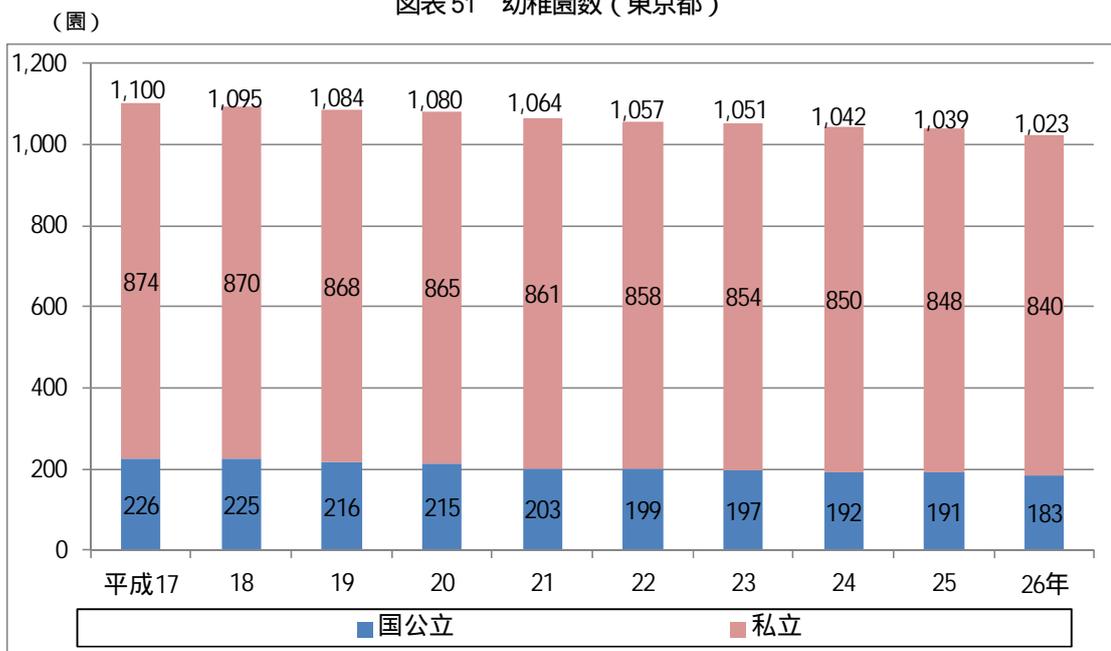
注：全国は、平成25年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」）と平成26年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出

資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

ウ 幼稚園数

東京都の幼稚園数は除々に減少しています。

図表 51 幼稚園数（東京都）

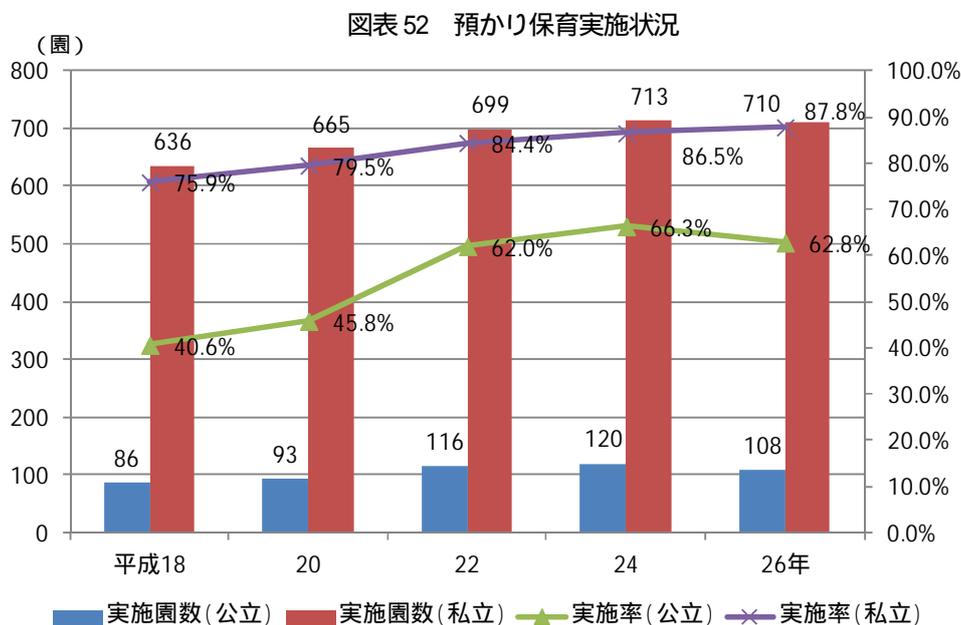


注：幼稚園数は、休園している園も含む。

資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

エ 預かり保育

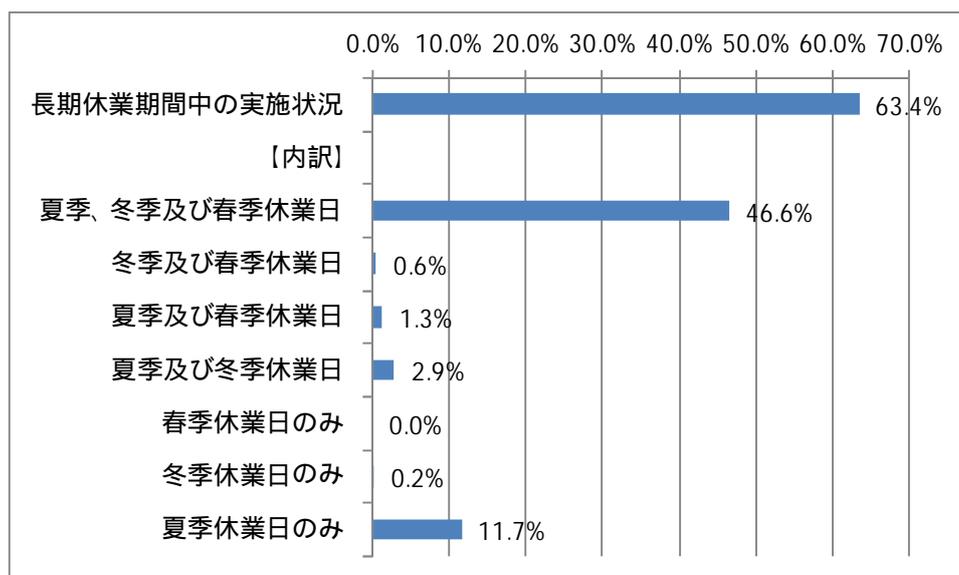
預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で6割、私立で9割近くの幼稚園が預かり保育を実施しています。



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、平成26年の実施率は63.4%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は46.6%となっています。

図表 53 長期休業期間中の預かり保育実施状況（平成26年）

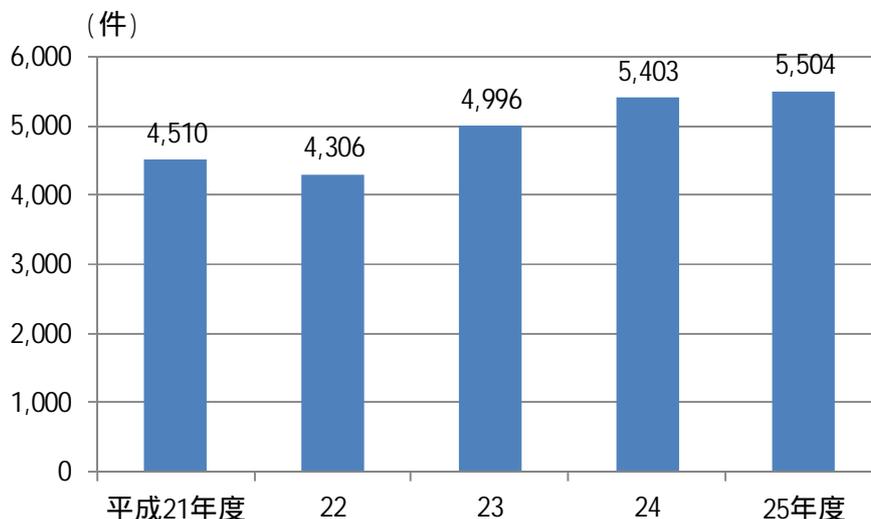


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

オ 幼稚園教諭免許状授与件数

東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、5千件前後で推移しています。

図表 54 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）



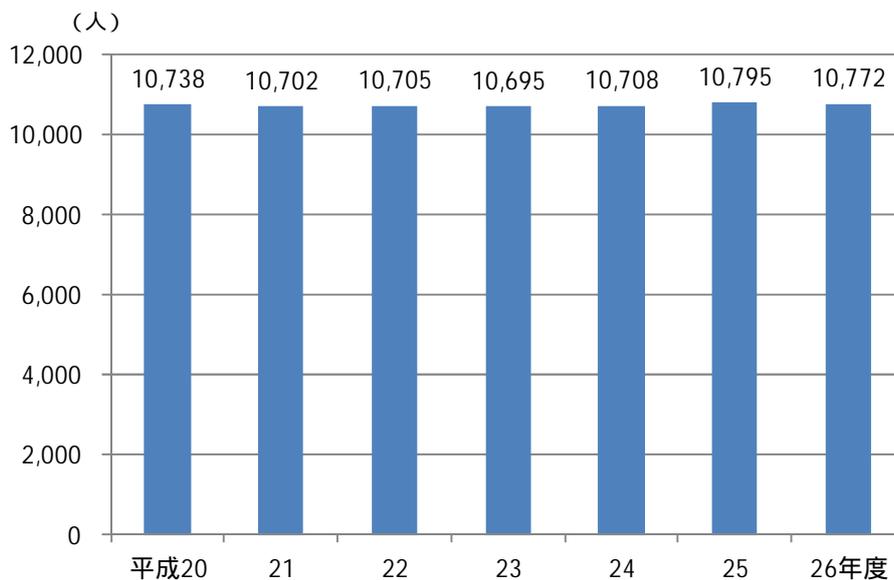
注：東京都教育庁の報告数

資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

カ 教員数

東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万700人前後で推移しています。

図表 55 教員数（東京都）



注：本務者のみを計上

資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

(3) 保育サービスの状況

ア 保育ニーズの状況

(保育サービスの利用状況)

都における平成 26 年 4 月の状況をみると、0 歳児の約 2 割、3 歳未満の児童の約 4 割が保育サービス（認可保育所や家庭的保育など国の制度のほか、認証保育所など都の保育施策や区市町村による単独保育施策を含む。）を利用しています。

保育サービスの利用児童数は、平成 26 年 4 月現在で 234,911 人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、37.6%となっています。保育サービス利用児童数、利用率ともに年々増大してきています。

図表 56 認可保育所と認証保育所の利用状況

	認可保育所	認証保育所
定員	203,170 人	24,527 人
利用児童数	202,008 人	22,608 人
利用率	99.4%	92.2%

資料：東京都福祉保健局

図表 57 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉保健局

(待機児童の状況)

保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。

都内の待機児童数は、平成 17 年度以降、減少傾向にありましたが、平成 20 年度に増加に転じ、その後、一旦は減少したものの、平成 25 年度、26 年度は連続して増加しています。

こうした中、都は、平成29年度末までの待機児童解消を目指して、国の安心こども基金の活用に加え、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。

その結果、平成26年4月1日現在の都内の保育サービス利用状況等をみると、保育サービス利用児童数の対前年比は11,577人増となり、3年連続で1万人分を超える増加となりました。

しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しているため、平成26年4月1日現在の待機児童数は、過去最多となる8,672人となりました。

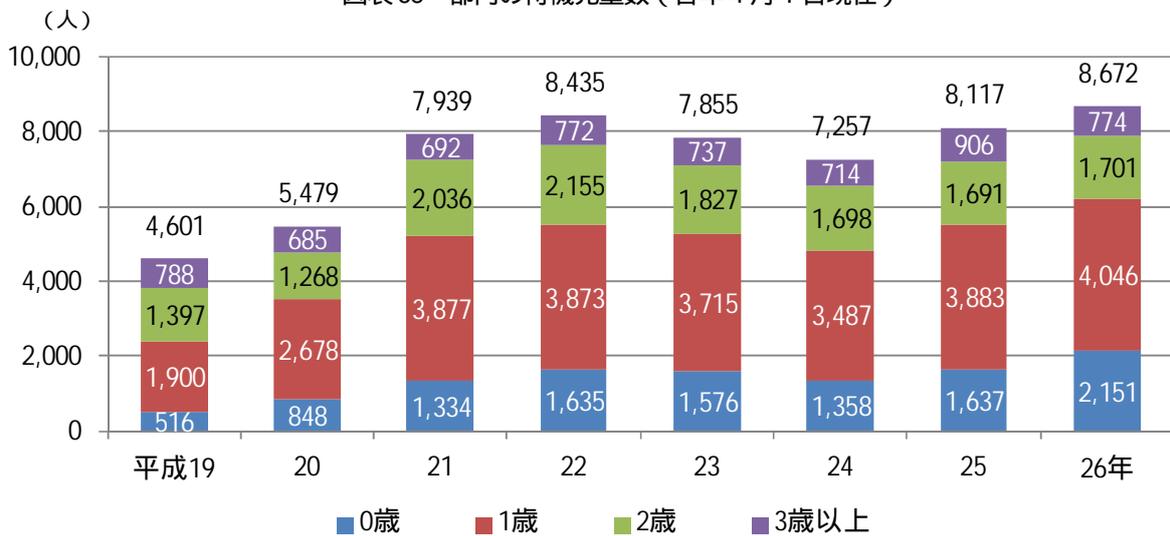
待機児童を解消していくためには、顕在化している待機児童だけでなく、今後の保育ニーズの動向（潜在的ニーズ）を踏まえ、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。

【待機児童】

平成26年度までは、保育所の利用を希望する保護者が区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育を利用できない児童を待機児童といたしました。

平成27年度以降は、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、保育を利用できない児童を待機児童といたします。

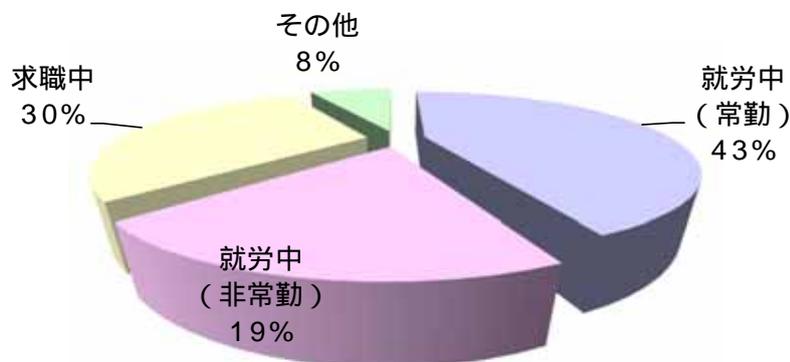
図表 58 都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。また待機児童の保護者の状況を見ると、パートタイム労働者や求職中が約6割を占めています。

図表 59 待機児童の保護者の状況（平成 26 年）



資料：東京都福祉保健局

イ 多様な保育サービス

都は、これまで、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。

また、都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう、支援する必要があります。

待機児童を解消するためには、保育サービスの量の拡充だけでなく、ニーズのミスマッチを防ぐことが必要です。

図表 60 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年4月1日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	定期利用 保育事業	区市町村 単独施策	合 計
平成 22 年度	172,797 人	15,744 人	1,375 人	1,455 人		12 人	2,149 人	193,532 人
23 年度	178,955 人	17,399 人	1,880 人	1,646 人		206 人	2,336 人	202,422 人
24 年度	185,263 人	20,065 人	2,365 人	1,866 人		588 人	2,494 人	212,641 人
25 年度	193,150 人	21,796 人	2,915 人	2,027 人		817 人	2,629 人	223,334 人
26 年度	202,008 人	22,608 人	3,304 人	2,394 人	676 人	932 人	2,989 人	234,911 人

資料：東京都福祉保健局

図表 61 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数 (夜間保育を含む。)		休日保育実施保育所数
		うち2時間以上延長		
平成 21 年度	1,705 施設	1,373 施設	264 施設	52 施設
22 年度	1,740 施設	1,445 施設	281 施設	56 施設
23 年度	1,800 施設	1,538 施設	337 施設	56 施設
24 年度	1,855 施設	1,621 施設	394 施設	61 施設
25 年度	1,915 施設	1,717 施設	448 施設	62 施設

	一時預かり 利用児童数	定期利用保育 利用児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
平成 21 年度	354,887 人	—	1,298 施設	3,517 人	44 箇所	93 施設
22 年度	371,729 人	14,581 人	1,279 施設	3,520 人	45 箇所	103 施設
23 年度	421,876 人	72,549 人	1,288 施設	3,632 人	47 箇所	109 施設
24 年度	441,346 人	152,420 人	1,288 施設	3,727 人	48 箇所	117 施設
25 年度	495,993 人	196,582 人	1,391 施設	3,942 人	49 箇所	118 施設

資料：東京都福祉保健局

ウ 保育士

待機児童解消に向け、保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。

ここ数年の新規の保育士登録者数は、5,000 人から 6,000 人で推移し、増加傾向にあります。登録簿記載者数も増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。

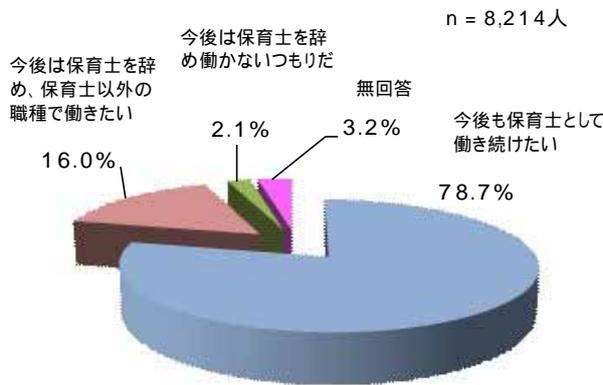
- 平成 25 年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち約 2 割が退職の意向をもっています。退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事量が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表 62 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
平成 21 年度	5,135 人	79,585 人
22 年度	5,080 人	84,663 人
23 年度	5,320 人	89,982 人
24 年度	5,812 人	95,792 人
25 年度	5,899 人	101,691 人

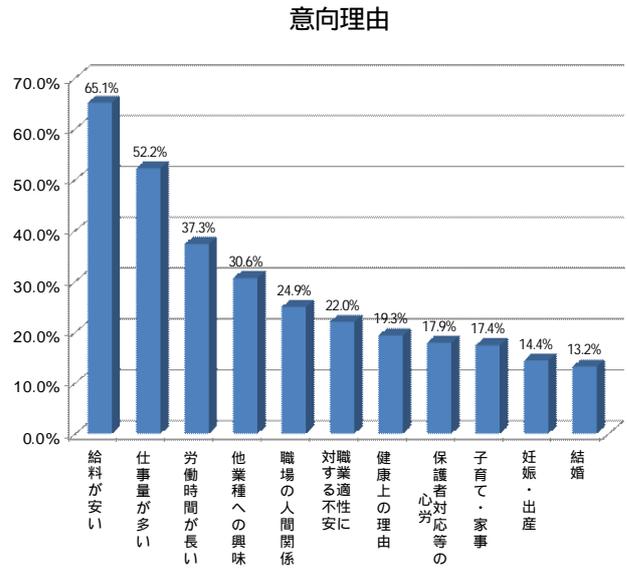
資料：東京都福祉保健局

図表 63 現任保育士の就業継続に関する意識



資料：東京都保育士実態調査

図表 64 退職を考えている現任保育士の退職意向理由



資料：東京都保育士実態調査

エ 質の確保及び向上

保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。

そのため、保育サービスの量的拡充とともに、保育の質の確保・向上を図る必要があります。

保育人材の資質向上のための研修の受講促進、適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

(4) 認定こども園の状況

東京都の認定こども園の認定件数は103施設(平成26年4月1日現在)となっており、このうち幼稚園型が51施設、保育所型が26施設となっています。

また、定員(平成26年4月1日現在)は、都全体で22,825人、そのうち保育に欠ける子の定員が7,906人、保育に欠けない子の定員が14,919人となっています。

図表 65 認定こども園の認定件数の推移(各年4月1日現在)(東京都)

	認定件数	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成20年	19件	4件	9件	3件	3件
21年	33件	4件	20件	5件	4件
22年	51件	7件	32件	5件	7件
23年	65件	9件	40件	6件	10件
24年	74件	12件	43件	9件	10件
25年	91件	14件	46件	21件	10件
26年	103件	16件	51件	26件	10件

資料：東京都福祉保健局

図表 66 認定こども園の認定件数(平成26年4月1日現在)

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	103件	23件	80件	16件	51件	26件	10件
全国	1,359件	252件	1,107件	720件	410件	189件	40件

資料：文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室資料

図表 67 認定こども園の定員(東京都)(平成26年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
全体	478人	917人	1,095人	273人	6,062人	6,984人	7,016人	22,825人
保育に欠ける子	478人	917人	1,090人	54人	1,777人	1,791人	1,799人	7,906人
保育に欠けない子	0人	0人	5人	219人	4,285人	5,193人	5,217人	14,919人

資料：東京都福祉保健局

(5) 学齢期の子供たちの状況

平成26年度の全国調査によると、東京都の小・中学生の学力は、全体的には全国でも上位に位置していますが、基礎的・基本的な事項が定着していない児童・生徒もいるため、今後とも、「確かな学力¹」の定着と伸長に取り組む必要があります。

1 確かな学力..... 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表 68 全国学力・学習状況調査の結果（順位）

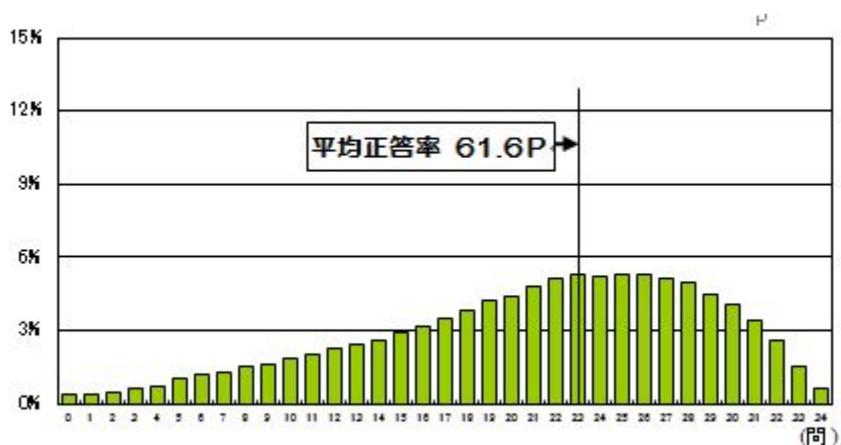
小学6年生	平成21年度		平成26年度	中学3年生	平成21年度		平成26年度
国語A	8位	↑	7位	国語A	31位	↑	8位
国語B	6位	↓	13位	国語B	37位	↑	6位
算数A	16位	↑	13位	数学A	26位	↑	12位
算数B	2位	↓	5位	数学B	25位	↑	10位

資料：文部科学省「全国学力・学習状況踏査結果」

注：国語、算数・数学ともに、Aは主として「知識」に関する問題、Bは主として「活用」に関する問題をいう。

国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

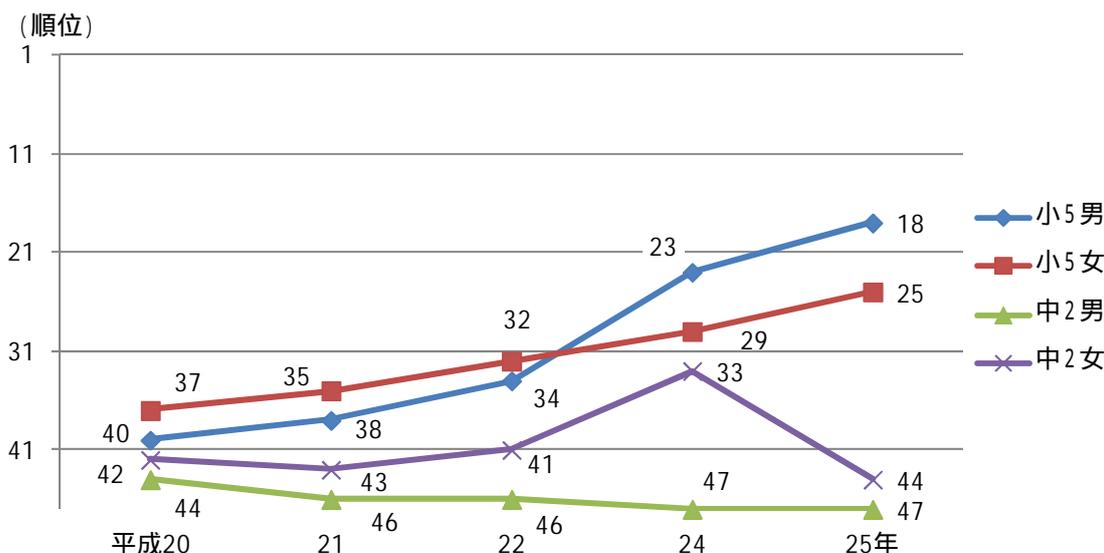
図表 69 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布



資料：東京都教育庁「平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

平成25年度の全国体力・運動能力・運動習慣等の調査結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生は全国平均水準まで向上したものの、中学生は全国平均を大きく下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

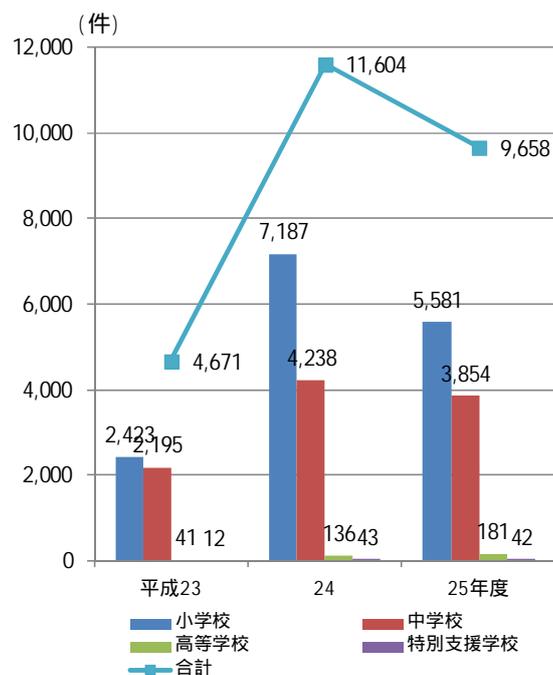
図表 70 平成 25 年全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位



資料：文部科学省「平成 25 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

平成 25 年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、9,658 件であり、昨年度と比べ、小・中学校では減少し、高等学校では増加、特別支援学校ではほぼ同様となっています。各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。

図表 71 いじめ認知件数の推移（3 年間）（東京都）



資料：文部科学省「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

就職も就学もせず、社会との関係を築けずに自宅以外での生活の場を失った、ひきこもりの状態にある者、非行からの立ち直りに困難を抱えた者など、社会的自立に困難を抱える若者の自立支援に向けた取組を進める必要があります。

(6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う家族の孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。

東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表8参照)

若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。

特定不妊治療は、医療保険の適用対象となっておらず、治療が標準化されていないため、治療方法、治療費用は医療機関によって様々ですが、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。

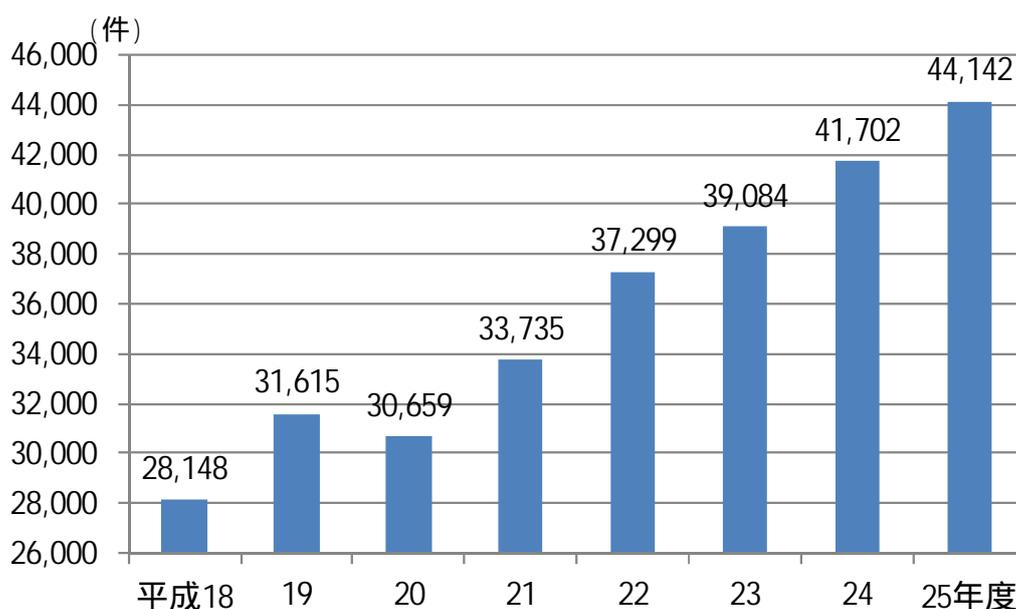
都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う子育てスタート支援事業や、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃん・ふらっとの整備など、都独自の支援を実施していますが、区市町村の取組状況には地域差が生じています。

妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、身近な場所で情報の入手や相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる利用者支援事業は、平成25年11月現在、都内12区市町村で実施しています。

子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、平成26年度現在、ほぼすべての区市町村で設置されており、そのうちの約9割が、虐待対応等の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターとなっています。また、虐待対策コーディネーターを配置するなど、虐待対応力の強化も進められています。

子供家庭支援センターの相談件数は年々増加しており、平成25年度は44,142件となっています。

図表 72 子供家庭支援センター相談対応件数



資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体で概ね9割となっています。

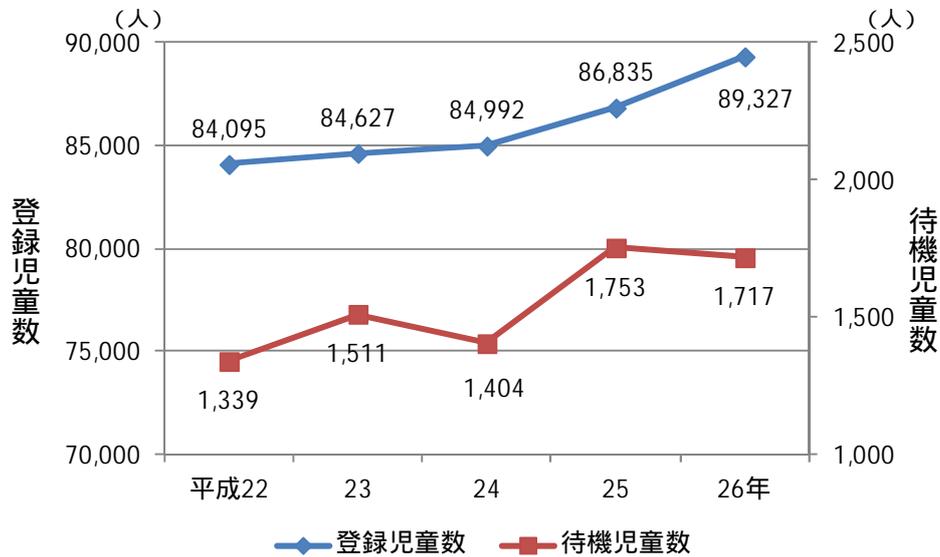
在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどい場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、平成26年度現在、都内に840か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能や、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、もしくは利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。

学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されることとなります。

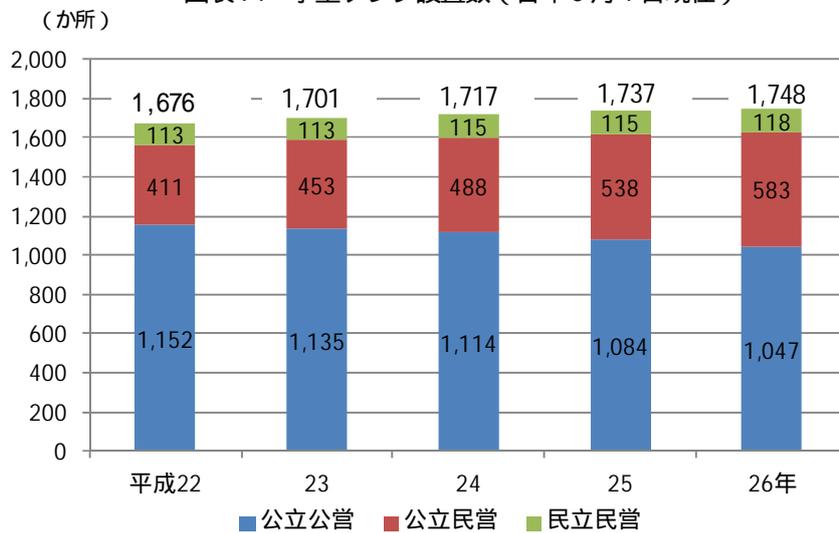
学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。何らかの理由で学童クラブに登録できなかった児童（いわゆる待機児童）も発生しています。児童福祉法の改正により、学童クラブの利用対象児童が小学校高学年にまで拡大するため、こうしたニーズも踏まえて整備を進める必要があります。

図表 73 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

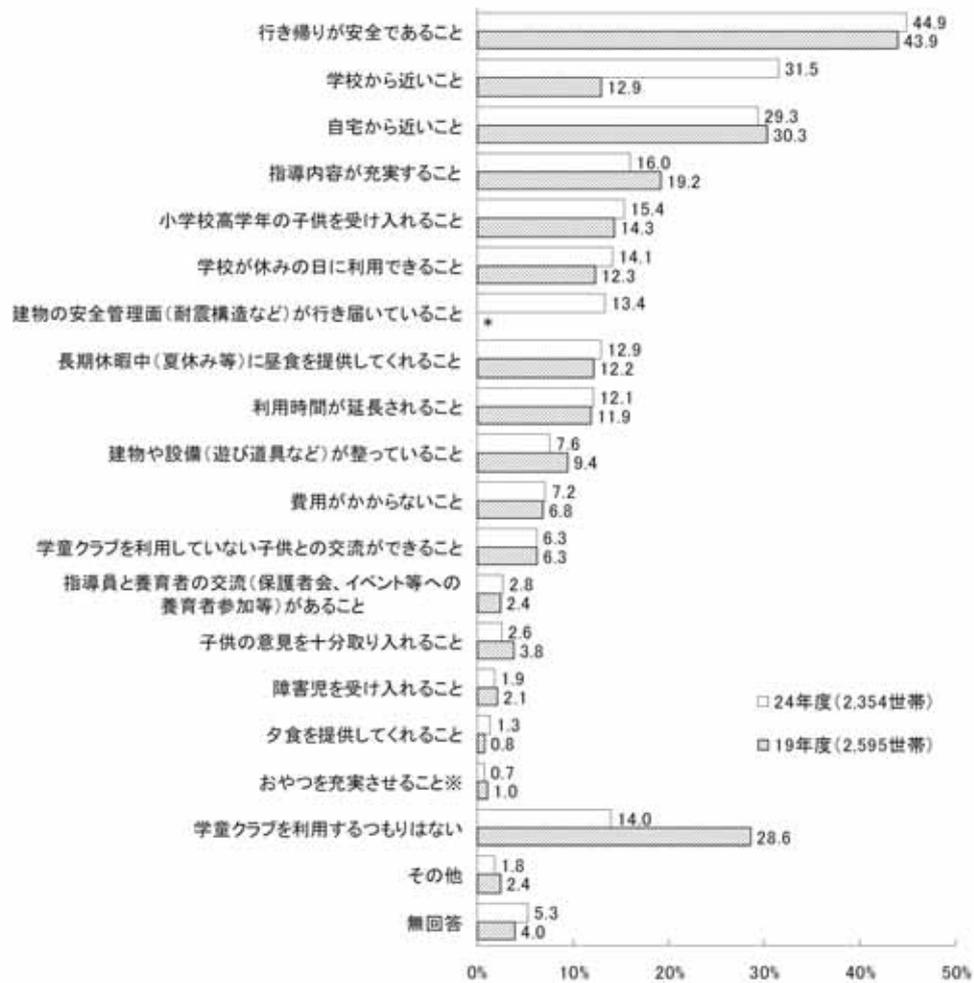
図表 74 学童クラブ設置数（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

図表 75 学童クラブを利用するに当たって望むこと



(注) * は 19 年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。

(注) † は 19 年度調査では、「おやつが充実すること」としていた。

資料：東京都福祉保健局「平成 24 年度東京都福祉保健基礎調査」

放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、平成 25 年度には 52 区市町 1,101 か所で実施しており、年々増加しています。

図表 76 放課後子供教室の推移

	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
教室数 (都立特別支援学校含む)	475 箇所	713 箇所	883 箇所	958 箇所	1,009 箇所	1,049 箇所	1,101 箇所
区市町村数	38 区市町	46 区市町	48 区市町	50 区市町	51 区市町	52 区市町	52 区市町

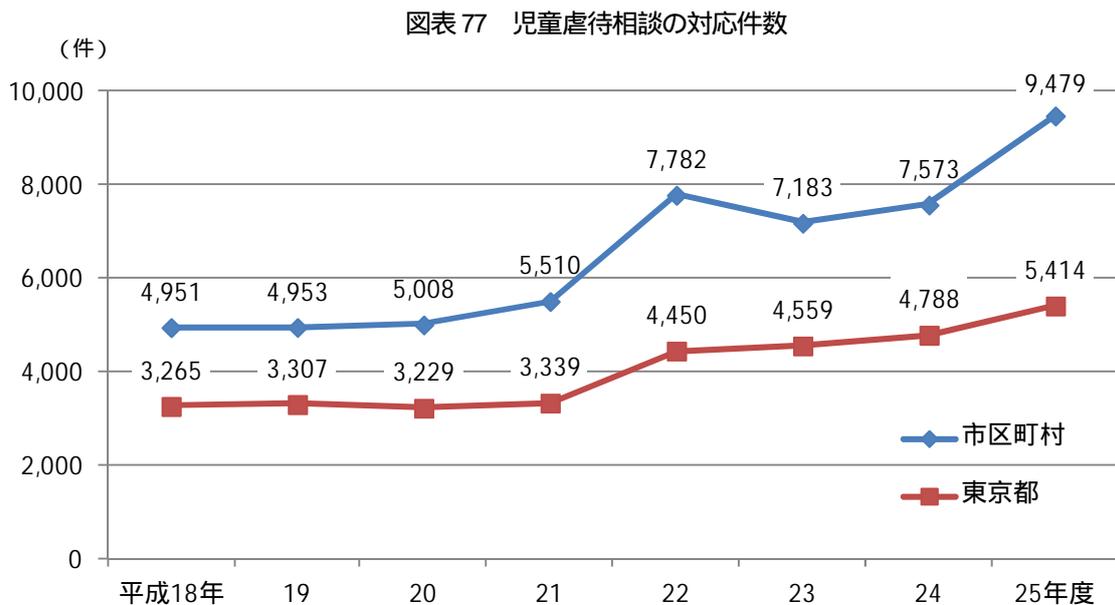
資料：東京都教育庁

国は、平成19年度にスタートした「放課後子どもプラン」に代わり、平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を新たに策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。

(7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

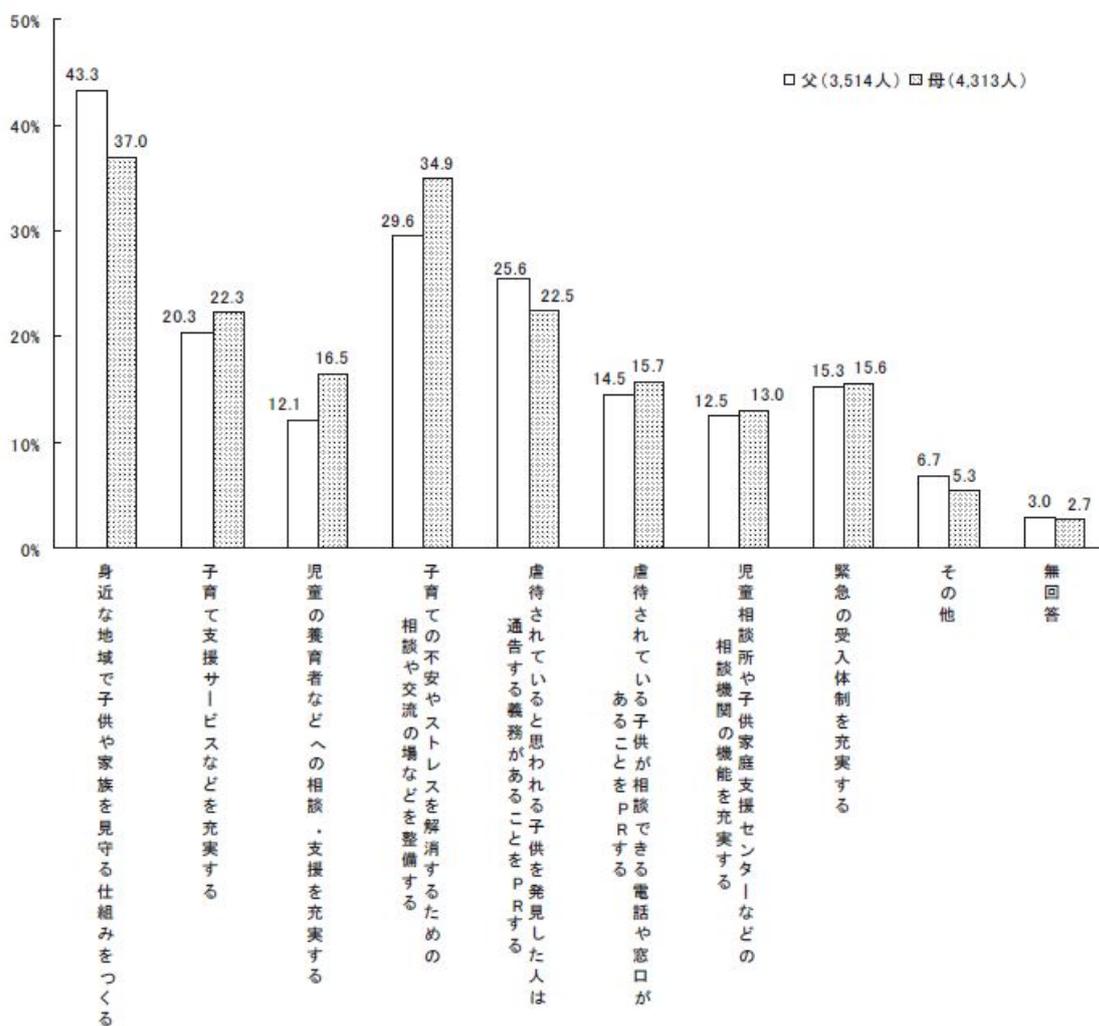
ア 児童虐待

児童虐待相談の件数は、年々増加しています。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。



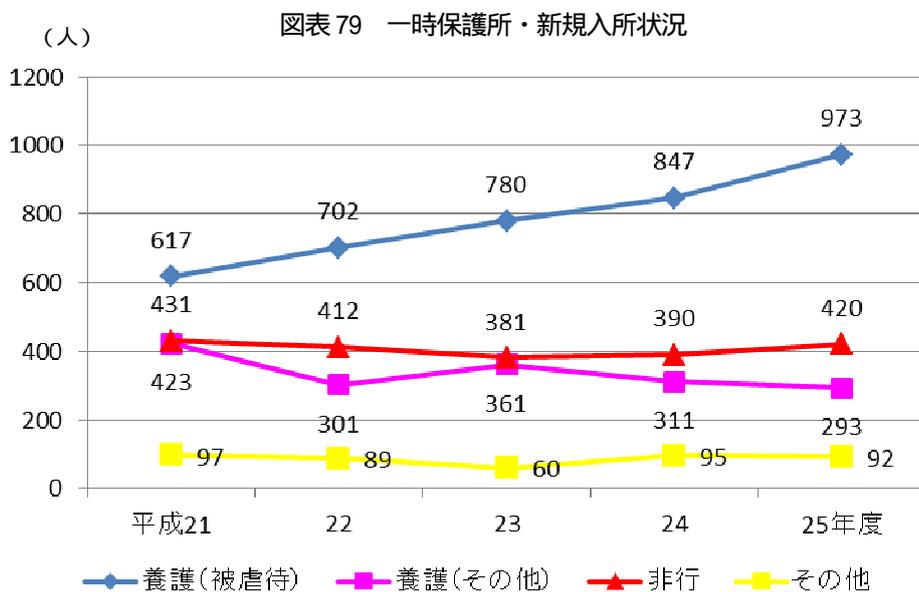
資料：東京都福祉保健局

図表 78 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充しています。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。



(資料) 東京都福祉保健局

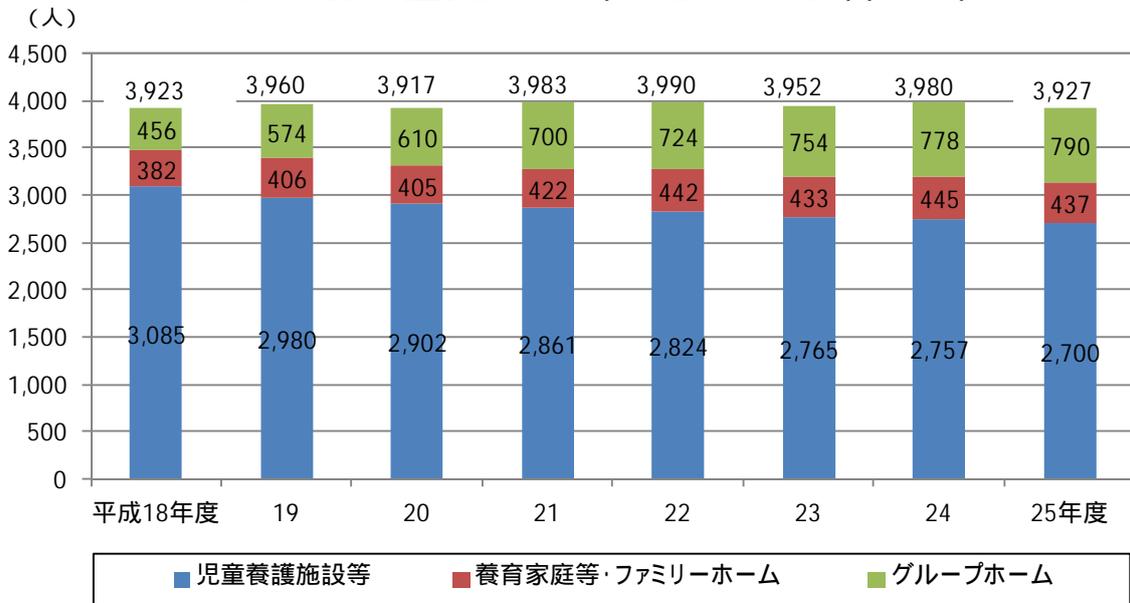
イ 社会的養護

東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。

児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加しています。

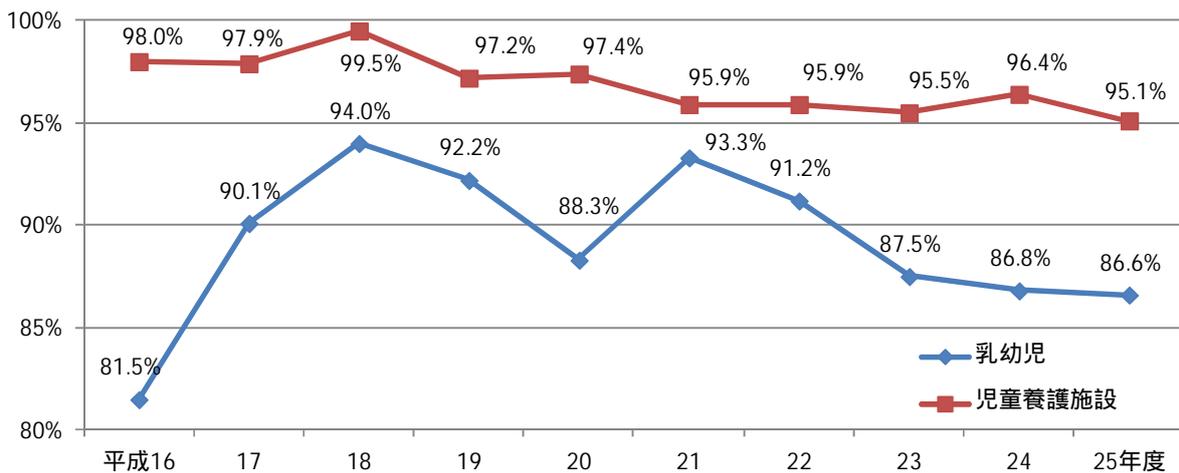
その結果、児童養護施設、乳児院の入所率は非常に高い割合で推移しています。

図表 80 社会的児童養護数の推移（各年度3月1日現在）(東京都)



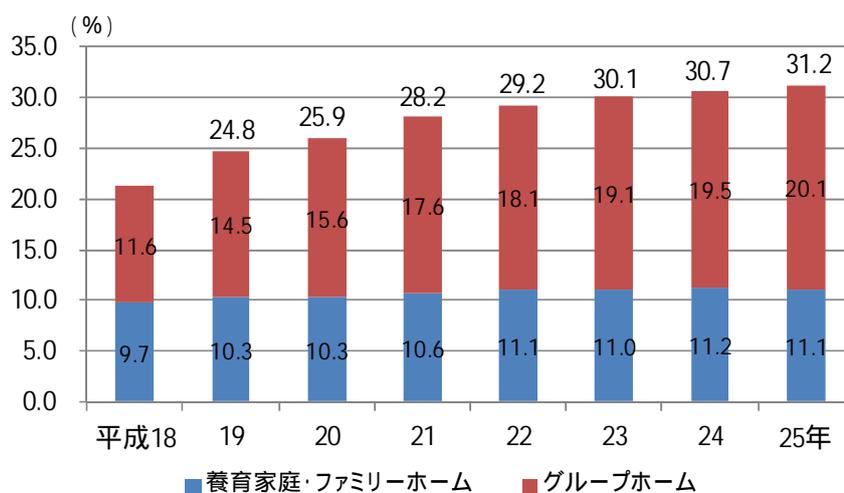
資料：東京都福祉保健局

図表 81 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉保健局

図表 82 家庭的養護の割合（各年度3月1日現在）(東京都)



資料：東京都福祉保健局

施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。

図表 83 児童養護施設入所児童の状況



資料：東京都福祉保健局

社会的養護の下にある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていない等による学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表 84 平成 25 年 3 月卒業児童の進路状況（東京都）

	大学等	専修学校等	就職
児童養護施設入所者	19.8%	17.7%	54.7%
全高卒者	65.2%	19.7%	5.9%

資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

また、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の 40%以上が、1 年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があります。

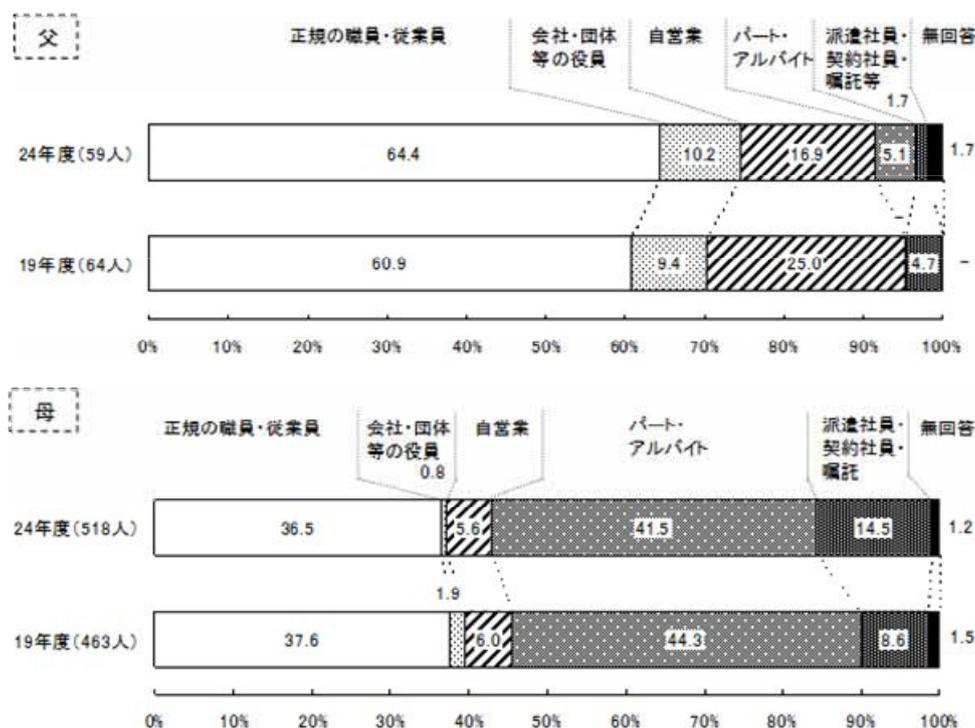
ウ ひとり親世帯

都内のひとり親世帯は、母子世帯約 159,500 世帯、父子世帯約 19,500 世帯と推計されます。

平成 24 年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.7%「死別」9.6%「未婚・非婚」9.3%となっています。

ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成 19 年度に比べ平成 24 年度は、非正規雇用（パート・アルバイト及び派遣社員・契約社員・嘱託）の割合が増えています。

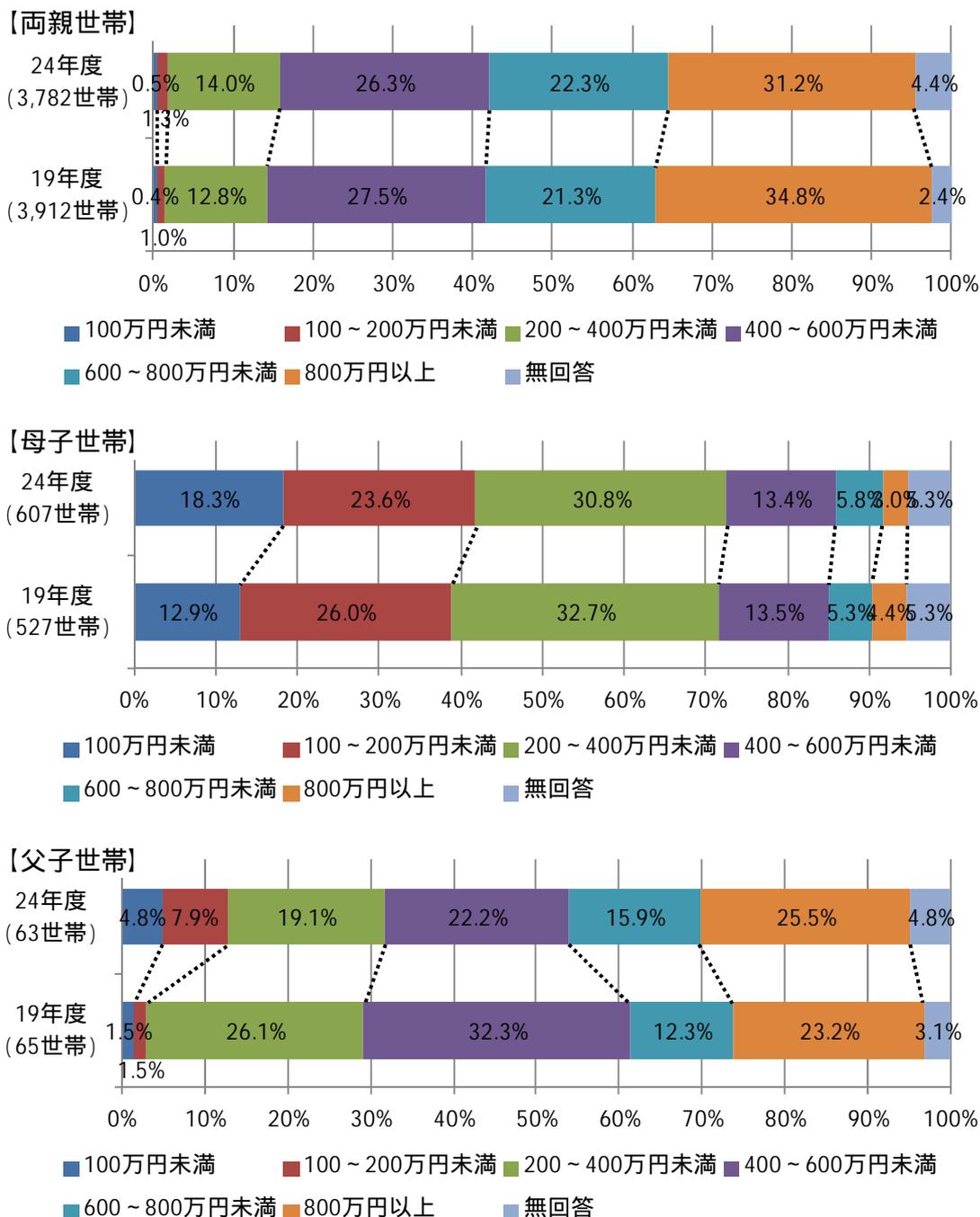
図表 85 就業上の地位



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

平成 24 年度の収入をみると、母子世帯では年収 200 万円未満が 41.8%となっており、平成 19 年よりも若干割合が増加しています。父子世帯では、200 万円未満は 12.7%で、平成 19 年の 4 倍以上になっています。

図表 86 世帯の年間収入



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」72.6%、「子供の教育・進路・就職について」52.8%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」70.0%、「家事について」46.7%となっています。

図表 87 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕 - 母の従業上の地位別

(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (449)	72.6	39.4	24.5	4.2	21.4	17.1	52.8	6.9	3.1
就業	100.0 (391)	73.9	37.3	24.6	4.6	19.4	17.4	52.2	6.9	3.1
自営業	100.0 (22)	86.4	36.4	27.3	-	22.7	27.3	31.8	9.1	4.5
正規の職員・従業員	100.0 (135)	64.4	23.7	20.7	8.9	16.3	25.9	49.6	11.1	2.2
会社・団体等の役員	100.0 (2)	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (173)	79.2	50.3	24.3	0.6	24.9	13.3	57.8	4.0	2.9
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0 (18)	88.9	27.8	33.3	-	22.2	5.6	38.9	-	5.6
契約社員・嘱託、その他	100.0 (37)	67.6	29.7	27.0	8.1	5.4	8.1	59.5	8.1	5.4
非就業	100.0 (55)	61.8	54.5	23.6	-	36.4	16.4	56.4	7.3	3.6

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

図表 88 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕 - 父親の従業上の地位別

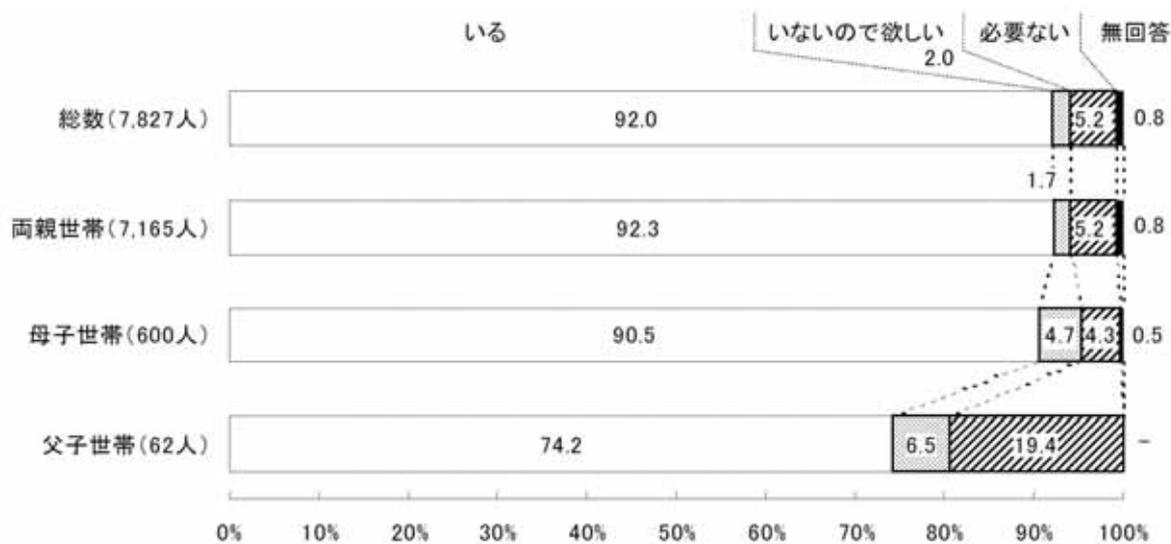
(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見(世間体)について	その他
総数	100.0 (30)	26.7	30.0	6.7	46.7	13.3	40.0	70.0	3.3	-
就業	100.0 (27)	25.9	29.6	3.7	44.4	14.8	40.7	66.7	3.7	-
自営業	100.0 (4)	25.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
正規の職員・従業員	100.0 (19)	21.1	21.1	-	47.4	10.5	57.9	78.9	-	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」(平成 24 年度)

相談相手がいる割合は、両親世帯は 92.3%、母子世帯は 90.5%、父子世帯では 74.2%となっています。

図表 89 相談相手の有無 - 世帯類型 (母子・父子世帯) 別



エ 障害のある子供

東京都内には、平成 26 年 3 月末現在、身体障害者手帳を持つ 18 歳未満の子供が約 2.4 万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ 18 歳未満の子供が約 1.6 万人います。

図表 90 障害のある子供の数（18 歳未満）（東京都：平成 26 年 3 月末現在）

	総数	18 歳未満	構成比
身体障害者手帳交付者数	479,527 人	24,032 人	5.0%
愛の手帳交付者数	77,633 人	16,231 人	20.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	79,646 人	—	-

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18 歳以上、18 歳未満の統計はなく、総数のみである。

資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）

また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表 91 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

注1：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数 53,882 人（小学校：35,982 人、中学校：17,990 人）

注2：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の 1 つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性、あるいは「対人関係やこだわり等」について 1 つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年）

特別支援学校生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率は、平成 22 年度以降増加しており、平成 25 年度は、高等部を卒業した 1,744 人のうち、670 人（38.4%）が企業就労しています。

図表 92 特別支援学校高等部の就労実績

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
卒業生総数	1,424 人	1,444 人	1,511 人	1,707 人	1,744 人
企業就労者	490 人	490 人	557 人	643 人	670 人
就労率	34.4%	33.9%	36.9%	37.7%	38.4%

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての
切れ目ない支援の仕組みづくり
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

東京都子供・子育て支援総合計画 施策体系 一覧

【目標1】
地域における妊娠・出産・子育ての
切れ目ない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

【目標2】
乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

【目標3】
子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力を育む環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

【目標4】
特に支援を必要とする
子供や家庭への支援の充実

- 1 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 4 障害児施策の充実
- 5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

【目標5】
次代を担う子供たちを
健やかに育む基盤の整備

- 1 仕事と家庭生活との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための
活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話やメールでの相談対応等を行います。

妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握や支援を実施する区市町村を支援します。

保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成するとともに、治療内容や費用の標準化、保険適用について、国に提言します。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICUの確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。

また、要保護児童等の支援について、行政機関や、学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する場である要保護児童対策地域協議会が、居住実態の把握できない児童等への対応や関係機関間の隙間のない支援のために効果的に活用されるよう、調整機関である子供家庭支援センターの調整機能を強化します。

子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業等の訪問支援や、ショートステイ事業等の一時的な預かりなどの様々な子育て支援策について、区市町村が、子育て家庭のニーズを踏まえて適切なサービスにつなげられるよう、体制整備を促進するとと

もに、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、虐待を未然に防止できるよう、人材育成の面でも支援していきます。

利用者支援については、保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズを把握し、子供・子育て支援に関する情報を公開するなど透明性を確保しつつ、関係機関調整等を行う区市町村を支援します。

【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。

子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

N I C U : 新生児集中治療管理室 (Neonatal Intensive Care Unit)。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24 時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室。

目標1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

	妊娠前	妊娠期	子育て期
課題	妊娠適齢期に関する知識不足		
	晩婚化の進行による初産年齢の上昇		
主な取組		核家族化や地域の繋がりの希薄化による、育児の孤立化	
	<p>妊娠適齢期等に関する普及啓発 大学生や社会人の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識を啓発する。</p> <p>不妊・不育ホットライン 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談対応を実施する。</p> <p>不妊治療費助成 配偶者間の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にかかる費用の一部を助成する。（男性分の治療費も助成）</p>	<p>妊娠相談ほっとライン 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールで相談対応を実施し、必要に応じて適切な関係機関を紹介する。</p>	<p>「母と子の健康相談室」(小児救急相談) 母子の健康に関する相談や育児相談、小児救急相談に対して、保健師や助産師（必要に応じて小児科医師）が対応する。</p>
		<p>TOKYO子育て情報サービス 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により提供する。</p>	
		<p>出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業) 全ての子育て家庭を対象として妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援する。 ○妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ拠点への専門職の配置を支援 妊産婦等の状況を把握する取組を支援</p>	
		<p>子育てスタート支援事業 特に支援が必要な家庭を対象に、出産前後の一定期間、相談支援や妊婦・母児のデイケア、ショートステイ等を実施する区市町村を支援する。</p>	
		<p>妊婦健診受診促進事業 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促す。</p>	

目標 1 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

小児救急医療体制の確保

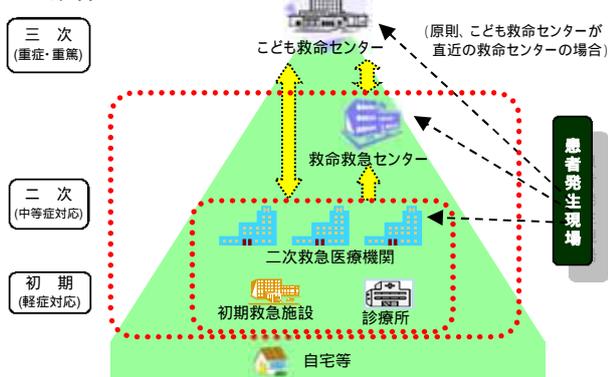
東京都こども救命センターの運営

他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所に指定

救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

小児救急医療体制の確保

小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



周産期医療体制の確保

NICUを320床確保

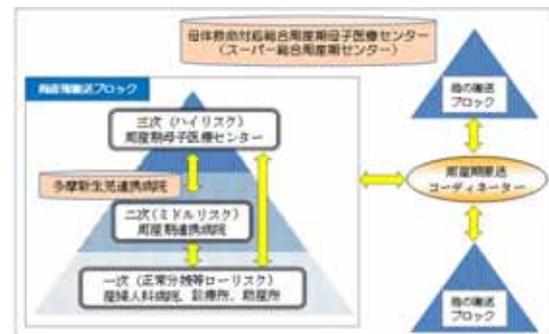
ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成31年度末まで都全域でNICUを320床確保

母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

緊急に母体救命処置が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

周産期医療ネットワークグループの構築

一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

医師の勤務環境改善や復職支援

医師奨学金制度の充実

小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与

小児救急医療を担う人材の育成

都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

すべての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。

区市町村

子供家庭支援センター

児童相談の第一義的窓口としてあらゆる相談に対応

- ・子供と家庭に関する総合相談
- ・子供家庭在宅サービス等の提供・調整
- ・地域組織化
- ・地域における子供と家庭に関する支援ネットワーク構築

先駆型子供家庭支援センター

児童虐待対応の機能強化：虐待の未然防止や地域の見守り機能＋虐待への対応力を強化

- ・要支援家庭サポート事業
- ・在宅サービス基盤整備
- +
- ・専門性強化事業（児童人口に応じたワーカー増配置・心理職増配置）
- ・虐待対策コーディネーター事業

地域の様々なサービス

妊婦健康診査・妊産婦訪問
 新生児訪問
 乳児家庭全戸訪問事業
 （こんにちは赤ちゃん事業）
 養育支援訪問事業
 地域子育て支援拠点事業
 （子育てひろば事業）
 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
 一時預かり事業
 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 その他区市町村独自の取組等により、子育て家庭の状況に応じて適切に支援

要保護児童対策地域協議会

福祉事務所

児童館

保健センター

要支援児童等について、地域の関係機関が連携を図り対応を行う「こどもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法により設置・守秘義務あり）

地域の様々なサービス関係者

保育所・幼稚園
・認定こども園

学校

民生・児童委員

ニーズに応じて地域の様々なサービスに関する情報提供や連絡調整を実施

利用者支援

医療機関

警察

保健所

福祉事務所

NPO等

人材の確保・育成

児童相談所

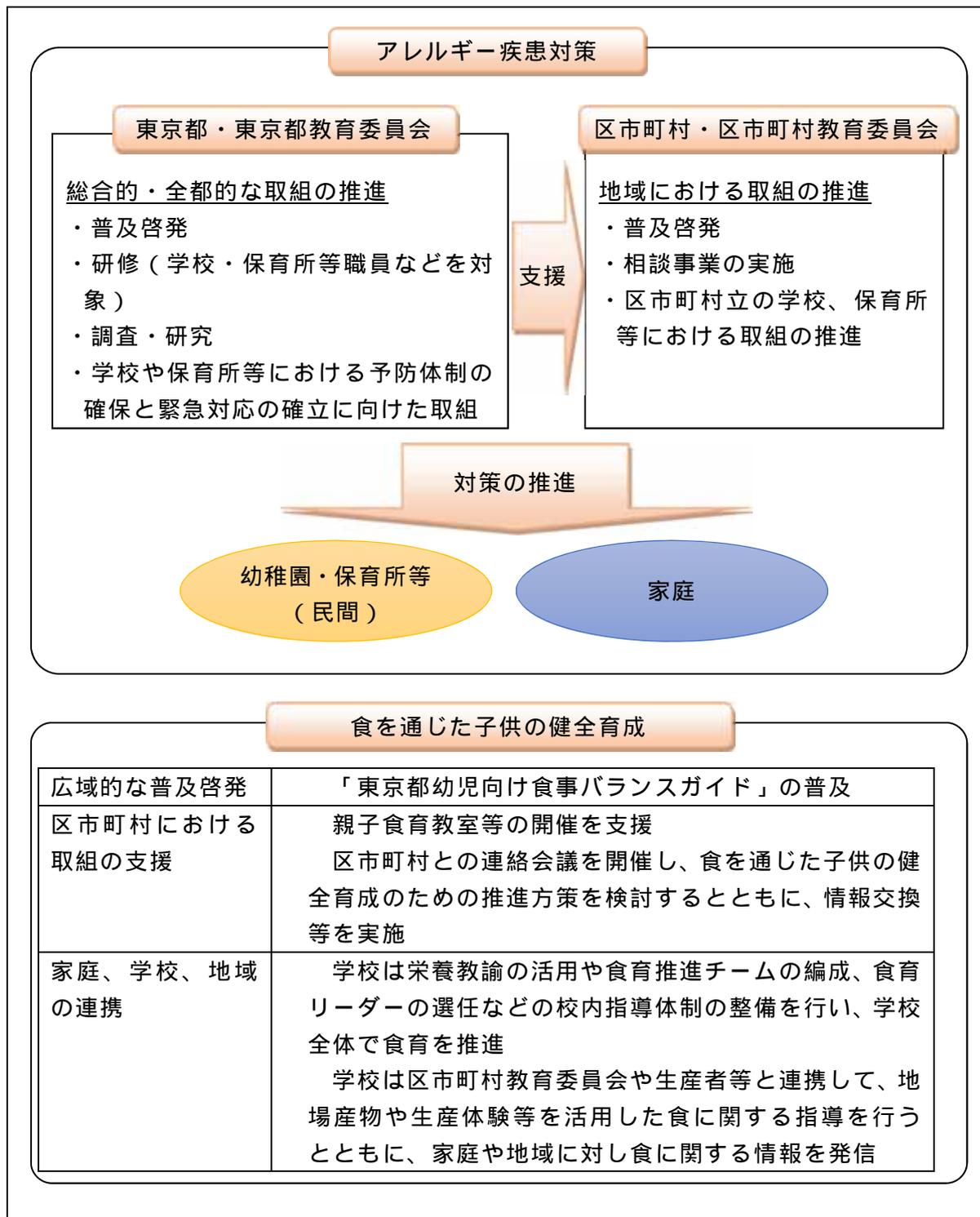
区市町村と適切な役割分担・連携を図りながら、虐待や非行、障害等に関する相談に対応：一時保護や施設入所、里親委託等の法的対応など、専門性を発揮しながら広域的に対応

一時保護所

東京都

目標1【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



目標1 施策の体系

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)
生涯を通じた女性の健康支援事業
不妊治療費助成事業
妊婦健康診査受診促進事業
妊娠・出産包括支援推進事業
出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)
子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業
母子保健支援事業
TOKYO子育て情報サービス
東京都こども医療ガイド
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)
子育て家庭のための情報交流コーナーの設置
来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かり
各種医療費助成制度(ひとり親家庭等医療費助成含む)

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

小児救急医療体制の充実(初期・二次救急)
地域における小児医療研修
休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助(小児)
休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)
救急専門医等養成事業(小児)
こども救命センターの運営
東京都小児医療協議会
周産期医療システムの整備
周産期医療施設等整備費補助
母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置
周産期搬送コーディネーターの配置
周産期医療ネットワークグループの構築
周産期連携病院の確保
多摩新生児連携病院の確保
在宅移行支援病床運営事業
在宅療養児一時受入支援事業
地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)
産科医等確保支援事業
新生児医療担当医(新生児科医)確保事業
医師勤務環境改善事業

(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)(再掲)
医療保健政策区市町村包括補助事業
要支援家庭の早期発見に向けた取組
妊娠・出産包括支援推進事業(再掲)
出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)(再掲)
子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業(再掲)
母子保健支援事業(再掲)
TOKYO子育て情報サービス(再掲)
電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)(再掲)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
養育支援訪問事業
親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
要支援家庭を対象としたショートステイ事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業
子育て短期支援事業実施施設の整備
ファミリー・サポート・センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>
一時預かり事業
子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)の充実
子供を守る地域ネットワーク機能強化事業
4152(よいこに)電話
利用者支援事業
地域子育て支援研修
子育て支援員
東京子育て応援事業

(4) 子供の健康の確保・増進

アレルギー疾患対策
食を通じた子供の健全育成

目標1「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない 支援の仕組みづくり」の事業一覧

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

1	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事業・選択事業・一般事業)	福祉保健局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。		
2	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ホットライン」「不妊・不育ホットライン」)により女性の様々な悩みに対応するとともに、妊娠適齢期等に関する普及啓発を行う。		
3	不妊治療費助成事業	福祉保健局
特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。		
4	妊婦健康診査受診促進事業	福祉保健局
広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促す。		
5	妊娠・出産包括支援推進事業	福祉保健局
妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援する。		
6	出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)	福祉保健局
妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対して専門職の配置経費等を補助することにより、取組の一層の充実を促す。		
7	子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局
出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援する。		
8	母子保健支援事業	福祉保健局
母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。		
9	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話(自動音声)により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。		
10	東京都こども医療ガイド	福祉保健局
子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。		

11	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局
<p>休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。</p>		
12	電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）	福祉保健局
<p>母子の健康に関する相談や育児相談、小児救急相談に対して、保健師や助産師（必要に応じて小児科医師）が対応し、親の不安の軽減を図る。</p>		
13	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。</p>		
14	来院小児者患者付き添い家族（児童）の一時預かり	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。</p>		
15	各種医療費助成制度（No. ひとり親家庭等医療費助成含む）	福祉保健局
<p>「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。</p>		

（2）安心できる小児・母子医療体制の整備

16	小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）	福祉保健局
<p>子どもの急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。</p>		
17	地域における小児医療研修	福祉保健局
<p>地域の診療所の医師を対象とした「地域小児医療研修（臨床研修）」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化する。</p>		
18	休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助（小児）	福祉保健局
<p>小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。</p>		
19	休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	福祉保健局
<p>休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。</p>		
20	救急専門医等養成事業（小児）	福祉保健局
<p>小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行う。</p>		

21	こども救命センターの運営	福祉保健局
<p>重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。</p>		
22	東京都小児医療協議会	福祉保健局
<p>小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。</p>		
23	周産期医療システムの整備	福祉保健局
<p>出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。</p> <p>事業目標（31年度） NICU 320床確保</p>		
24	周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局
<p>都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。</p>		
25	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局
<p>救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。</p>		
26	周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局
<p>総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。</p>		
27	周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局
<p>周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。</p>		
28	周産期連携病院の確保	福祉保健局
<p>ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。</p>		
29	多摩新生児連携病院の確保	福祉保健局
<p>区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。</p>		
30	在宅移行支援病床運営事業	福祉保健局
<p>NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。</p>		

31	在宅療養児一時受入支援事業	福祉保健局
NICU等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。		
32	地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金）	福祉保健局
将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。		
33	産科医等確保支援事業	福祉保健局
地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図る。		
34	新生児医療担当医（新生児科医）確保事業	福祉保健局
NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図る。		
35	医師勤務環境改善事業	福祉保健局
病院における医師の勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就職を支援する取組などに係る経費の一部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図る。		

（3）子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 （先駆的事業・選択事業・一般事業）	福祉保健局
（*N0.1参照）		
36	医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局
身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。		
37	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。		
再掲	妊娠・出産包括支援推進事業	福祉保健局
（*N0.5参照）		
再掲	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局
（*N0.6参照）		
再掲	子育てスタート支援事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局
（*N0.7参照）		

再掲	母子保健支援事業	福祉保健局
(* N 0.8参照)		
再掲	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
(* N 0.9参照)		
再掲	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)	福祉保健局
(* N 0.12参照)		
38	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	福祉保健局
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。		
39	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。		
40	養育支援訪問事業	福祉保健局
保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。		
41	親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。		
42	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	福祉保健局
子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。		
43	要支援家庭を対象としたショートステイ事業 子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局
養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。		
44	子育て短期支援事業実施施設の整備	福祉保健局
保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援する。		
45	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局
仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。		

46	一時預かり事業	福祉保健局
<p>保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。</p>		
47	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉保健局
<p>子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>事業目標（31年度） 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施</p>		
48	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局
<p>区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。</p>		
49	4152（よいこに）電話	福祉保健局
<p>土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。</p>		
50	利用者支援事業	福祉保健局
<p>子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、区市町村が、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</p>		
51	地域子育て支援研修	福祉保健局
<p>年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。</p>		
52	子育て支援員	福祉保健局
<p>新制度の実施に伴う、育児経験豊かな主婦等を対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を実施する。</p>		
53	東京子育て応援事業	福祉保健局
<p>安心して子育てができる環境を整備するため、都の出えんや企業や都民等の寄付による基金を活用し、特定非営利法人、企業等が行う先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げ支援を実施する。</p>		

(4) 子供の健康の確保・増進

54	アレルギー疾患対策	福祉保健局 教育庁
<p>(福祉保健局) 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などを活用した研修や講演会を実施し、人材育成や普及啓発を推進する。 また、平成27年中に施行されるアレルギー疾患対策基本法に則った施策を展開する。</p> <p>(教育庁) アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。</p>		
55	食を通じた子供の健全育成	教育庁 福祉保健局
<p>(教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。</p> <p>(福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「東京都健康推進プラン21(栄養・食生活分野)推進連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。</p>		

コラム

民生児童委員の取組

～多様化する地域の課題にきめ細かく対応し暮らしを支える～

民生委員・児童委員(以下、民生児童委員)は、地域住民の一員として生活しながら、その地域の日々の暮らしの中での心配ごとや困ったことの相談(子供、高齢者、障害者に関することなど)を受け、解決する手伝いをしています。

民生児童委員の相談・支援件数のうち、子供に関することは2割程度で、妊産婦、ひとり親家庭はもちろん、子育て、虐待、いじめ、不登校、非行など子供に関するあらゆる心配ごとの相談に乗っています。

民生児童委員は、都内で約1万人が活動しており、行政、学校、地域のボランティア団体等の関係機関とも協力しながら、きめ細かな支援、見守りを続けています。民生児童委員の中には、主に児童に関することを専門的に担当する主任児童委員もいます。

【民生児童委員の活動事例】

父親と二人暮らしの中学生 A 君、父親の帰宅時間が遅いため A 君の就寝も遅くなり、朝起きられず、父親が送って行かないと登校できなくなりました。そして、父親が朝早く家を出る日は、学校を欠席したり遅刻したりすることが多くなりました。区域担当民生児童委員と主任児童委員と一緒に支援してほしいと子供家庭支援センターから連絡が入り、A 君の家を訪問しました。父親とも話し合い、地域での見守りと声かけをすることにしました。区域担当民生児童委員は近所で A 君や父親を見かけた時に声をかけ、主任児童委員は、学校を訪問した際に先生に様子を伺ったり、子供家庭支援センターと連携しつつ家を訪問したりしました。父親の入院や高校への進学をめぐる不安から、欠席が続くこともありましたが、将来希望する職業に向けての進学先も決まり、卒業式にも出席することができました。一步一步進む A 君を今後も見守り続けていきます。

コラム

ネウボラ

～フィンランドに学ぶ子育て支援～

北欧の国フィンランドでは、女性のほとんどがフルタイムで働いていますが、合計特殊出生率は1.8（2012年）の水準を保っています。そのフィンランドで子育て家庭を支えているネウボラという仕組みが、近年、日本で注目されています。「ネウボラ」はフィンランド語で「助言の場」を意味します。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、健診も行う包括的支援の拠点として、身近な地域に設置されています。

ネウボラでは、すべての子育て家庭を対象として、妊娠期から子供の就学前まで原則として同じ保健師が一貫した支援を行います。母子だけでなく、父親やきょうだいとも面接し、家族全体の心身の健康をサポートする役割を果たしています。

また、フィンランドには、母親手当という制度があります。これはネウボラ等で妊婦健診を受診すると支給されるもので、現金又は育児パッケージ（子育て用品の詰合せ）のどちらかを選べます。こうした制度もネウボラの利用率を高めています。

日本でも、妊婦健診や乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問など、様々な制度により、妊娠期の支援と子育て期の支援が行われていますが、妊娠期に各家庭の状況を把握し、継続的に支援を行うという点では、フィンランドの取組に学ぶところが少なくありません。

東京都では、平成27年度から「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」を開始し、ワンストップ拠点への専門職の配置や育児パッケージの配布などを行う区市町村を支援します。今後、東京版ネウボラとも言うべき、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくりを進めていきます。

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育¹の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。

乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い幼児教育を推進します。

都内の3歳から5歳までの就学前児童の約6割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

【2 保育サービスの充実】

(量の拡充)

平成29年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。

<保育サービスの整備目標> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	-

<保育人材の必要量> 28,000人

(多様なニーズへの対応)

都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

(質の確保及び向上)

子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。

そのため、特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整えます。

子供の安全を守るため、保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求めるとともに、区市町村とも連携しながら事故防止に取り組んでいきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

< 認定こども園の目標設置数 > 各年4月1日

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
93か所	106か所	128か所	139か所	154か所

【4 就学前教育と小学校教育との連携】

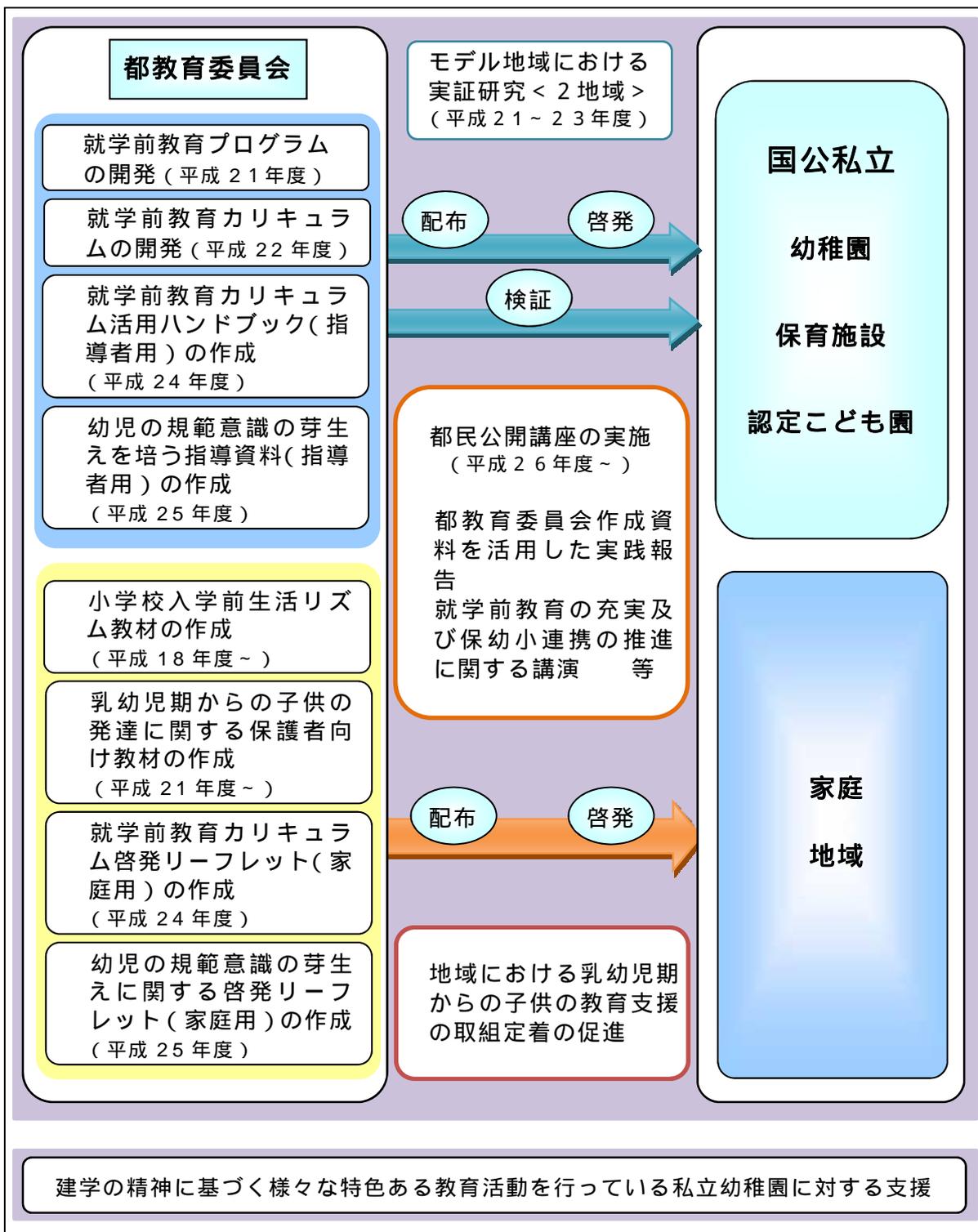
幼児が生きる力²の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適應できるよう、「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム」の活用を促進するとともに、教員や保育士等を対象とした講座や説明会を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

¹就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含。

²生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

目標2【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い幼児教育を推進します。



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

< 保育ニーズの状況 >

保育ニーズの増大

保育サービス利用率の上昇、利用児童数の増加
待機児童の増加

多様なニーズ

多様な働き方に対応する延長保育や夜間・休日保育
いざという時の病児保育 等

保育の質を支える要素

質の高い人材の確保
児童の安全や保育の質を守るしくみ

待機児童解消の取組

～平成 29 年度末（30.4.1）までに待機児童を解消～

H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
12,000	12,000	12,000	4,000	-

必要保育士数 28,000 人

量的拡充を支援

施設整備の支援

- 自己所有の施設整備や、賃貸物件の改修工事等について、国の補助対象とならない多様な主体も対象とした支援を実施

用地確保の支援

- 所有地の減額貸付や、国有地及び民有地の借地料補助等

多様なニーズへの対応

多様な保育サービスの整備を支援

延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用するパートタイム労働者等への対応

一時的に保育を必要とする方のための一時的預かりや、病児保育ニーズへの対応

パートタイム労働者等を対象とした都独自の定期利用保育を引き続き実施

子育て推進交付金や平成 27 年度に創設した保育サービス推進事業など、都独自の取組により、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援。

保育の質の確保

保育の質の維持・向上にむけた取組

第三者評価の受審促進

- 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進

情報公表

- 認可・確認情報の適切な公表

質の向上

- アレルギー児や障害児など、特に配慮が必要な児童への保育に取り組む施設を支援

指導検査や事故時の対応

- 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
- 事故発生時の報告と再発防止策の徹底

人材の確保

保育人材の確保・定着

資格取得支援と、就職・定着支援

- 保育士資格取得に要する費用を補助
- 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舍借上げ支援などを実施

保育人材の資質向上

研修の実施

- 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助

キャリアパスの実施に向けた支援

- 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援

目標2 【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供

一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能

すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、計画数にかかわらず、基準を満たしていれば原則認可・認定

< 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日） >

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
幼保連携型	17か所	20か所	36か所	46か所	60か所
幼稚園型	34か所	38か所	42か所	42か所	42か所
保育所型	34か所	40か所	42か所	43か所	44か所
地方裁量型	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
合計	93か所	106か所	128か所	139か所	154か所

保育教諭

確保

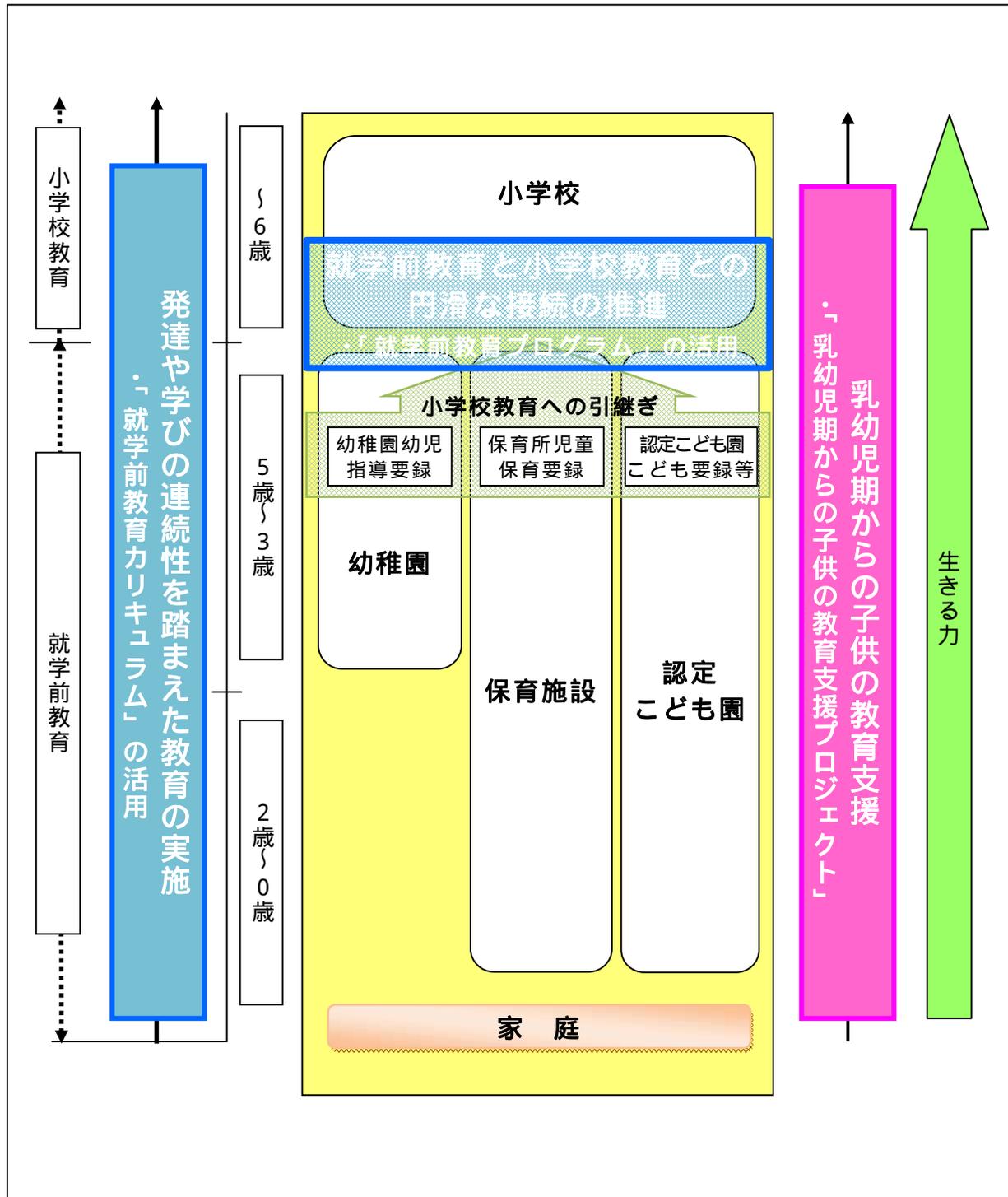
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標2【4 就学前教育と小学校教育との連携】

「就学前教育プログラム」及び「就学前教育カリキュラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



目標2 施策の体系

(1) 就学前教育の充実

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト
子供の読書活動の推進
私立幼稚園等への助成
私立幼稚園等における預かり保育の充実
私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援
公立幼稚園における預かり保育の充実

(2) 保育サービスの充実

保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)
子育て推進交付金
＜保育サービスの拡充＞認可保育所
＜保育サービスの拡充＞認証保育所
＜保育サービスの拡充＞認定こども園
＜保育サービスの拡充＞定期利用保育事業
パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充
＜保育サービスの拡充＞家庭的保育事業
＜保育サービスの拡充＞小規模保育事業
＜保育サービスの拡充＞居宅訪問型保育事業
＜保育サービスの拡充＞事業所内保育事業
待機児童解消区市町村支援事業
保育所等用地確保の支援
子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事业・選択事業・一般事業)(再掲)
夜間保育事業
延長保育事業
休日保育事業
病児保育事業の充実
都庁内に地域に開放した保育施設の設置
保育の質の確保
保育サービス推進事業及び保育力強化事業
保育人材の確保及び定着支援
都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施

(3) 認定こども園の充実

認定こども園の設置支援
保育教諭の確保

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実(再掲)

目標2「乳幼児期の教育・保育の充実」の取組一覧

(1) 就学前教育の充実

56	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。</p>		
57	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁
<p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。</p>		
58	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。</p> <p>乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発</p> <p>小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援</p> <p>高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等</p> <p>障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等</p> <p>読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等</p>		
59	私立幼稚園等への助成	生活文化局
<p>私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助</p> <p>私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。</p> <p>私立幼稚園等施設型給付費負担金</p> <p>新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。</p> <p>私立幼稚園等特色教育等推進補助</p> <p>新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。</p>		
60	私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局
<p>私立幼稚園預かり保育推進補助</p> <p>私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>私立幼稚園等一時預かり事業費補助</p> <p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>		

61	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局
<p>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。</p>		
62	公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁
<p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>		

（２）保育サービスの充実

63	保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、定期利用保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）	福祉保健局
<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p>認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） 平成27年4月1日から新たに制度化された、主に0歳から2歳までの乳幼児を対象とした区市町村の認可による保育サービス</p> <p>事業目標（平成30年4月時点） 保育サービス利用児童数 40,000人増（平成26年度を含む）</p>		
64	子育て推進交付金	福祉保健局
<p>子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。</p>		
65	<保育サービスの拡充> 認可保育所	福祉保健局
<p>保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。 賃貸物件を用いた保育所を新たに整備する場合の改修費等及び賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。 株式会社やNPO法人など多様な主体による保育所の創設や定員増を伴う増改築等の施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。</p>		
66	<保育サービスの拡充> 認証保育所	福祉保健局
<p>大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。 借地等を活用して新たに認証保育所を整備する区市町村の取組を支援する。</p>		

67	< 保育サービスの拡充 > 認定こども園	福祉保健局 生活文化局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 借地等を活用して新たに幼保連携型認定こども園等を整備する区市町村の取組を支援する。</p>		
68	< 保育サービスの拡充 > 定期利用保育事業 パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局
<p>認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。</p>		
69	< 保育サービスの拡充 > 家庭的保育事業	福祉保健局
<p>平成27年度から新たに区市町村認可の保育事業として創設された家庭的保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援するとともに、都独自の家庭的保育事業に取り組み区市町村を引き続き支援することにより、家庭的保育事業の拡充を促進する。</p>		
70	< 保育サービスの拡充 > 小規模保育事業	福祉保健局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
71	< 保育サービスの拡充 > 居宅訪問型保育事業	福祉保健局
<p>区市町村が認可する居宅訪問型保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
72	< 保育サービスの拡充 > 事業所内保育事業	福祉保健局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
73	待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局
<p>待機児童解消に向けた区市町村の取組を広く支援する補助制度により、保育サービス拡充につながる取組を支援する。</p>		
74	保育所等用地確保の支援	福祉保健局
<p>都営地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。</p>		
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事業・選択事業・一般事業)	福祉保健局
<p>(* N 0.1 参照)</p>		
75	夜間保育事業	福祉保健局
<p>保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。</p>		
76	延長保育事業	福祉保健局
<p>保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。</p>		

77	休日保育事業	福祉保健局
<p>保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。</p>		
78	病児保育事業の充実	福祉保健局
<p>病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。</p> <p>病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。</p>		
79	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	関係各局
<p>民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する。</p>		
80	保育の質の確保	福祉保健局
<p>保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。</p> <p>質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。</p> <p>区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。</p> <p>認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。</p>		
81	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局
<p>アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。</p>		
82	保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局
<p>保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。</p> <p>保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。</p> <p>指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。</p> <p>保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。</p> <p>保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。</p> <p>保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。</p>		

83	都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	病院経営本部
<p>区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。</p>		

(3) 認定こども園

84	認定こども園の設置支援	福祉保健局 生活文化局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。</p>		
85	保育教諭の確保	福祉保健局 生活文化局
<p>保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。</p>		

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

再掲	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>(* N0.56参照)</p>		

コラム③

「きらきら0年生応援プロジェクト」(北区)
～小学校での生活や学びにつながる就学前教育・保育の充実～

- 北区では、0歳から中学校卒業までの子どもの育ちや学びの連続性を大切にし、一人ひとりの成長の違いに配慮した教育を推進しています。
- 特に就学前教育・保育の充実を目指し、平成22年度から「きらきら0年生応援プロジェクト」事業として実施しています。

- ・(公私立) 保育園・幼稚園児と小学生の交流活動の推進
 幼児と児童が、共に給食を食べながら楽しく交流する「交流給食」はもとより、一緒に遊んだり授業に参加したりするなど、様々な互恵性のある交流活動を行っています。
- ・保育士と教員の合同研修会、コーディネーター派遣
 保育士と幼稚園・小学校教員が、互いの教育・保育の内容や方法を学び合う研修会を実施しています。また、希望した園には、コーディネーターを派遣して保育観察と協議会を開催し、北区版「保幼小接続期カリキュラム」(平成25年3月作成)の活用を推進しています。
- ・「小学校入学前子育てセミナー」の開催
 小学校での生活や学びにスムーズにつながるように、5歳児の保護者を対象にしたセミナーを開催しています。



▲ 今から楽しみ！国語のお勉強

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1 子供の生きる力 を育む環境の整備】

都独自の学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。

総合的な子供の「基礎体力向上方策（第3次推進計画）」策定を見据えた児童・生徒の一層の体力向上を推進します。

東京都道徳教育教材集や「私たちの道徳」の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。

いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。

区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。

使える英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りをもち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備していきます。

私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

【2 次代を担う人づくりの推進】

区市町村と連携し、非行少年の立ち直り支援を推進します。また、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、若者の自立を支援します。

未来を担う子供や青少年が東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。

低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職

業観を育成する取組を推進していきます。

不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。

若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

【3 放課後の居場所づくり】

学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保し、いわゆる待機児童を解消できるよう支援します。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施します。

放課後子供教室を全小学校区で実施するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。

生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

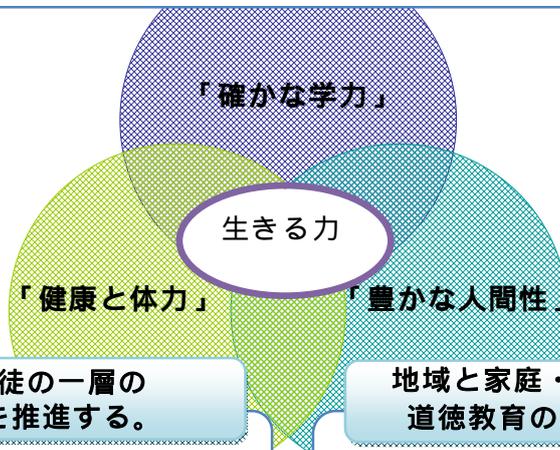
目標3 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

児童・生徒一人ひとりの学力向上を図る。

都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進する。

理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図る。



児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

一校一取組運動や脳と体幹を調整するコーディネーショントレーニングの全校実施、中学校「東京駅伝」大会を開催する。

スポーツを楽しむ地域の環境を醸造する。

地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進する。

奉仕体験の実施により規範意識や公共心を身に付ける。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けての取組

オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などに果たしてきた役割などをより深く理解し、国際社会の平和と発展に貢献できる人材の育成のため、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

教育環境の整備

外国人英語指導者等の配置
英語村（仮称）の設置

スクールカウンセラーの配置
スクールソーシャルワーカーの活用
アドバイザー・スタッフの派遣

学校と家庭の連携推進

ICT環境の整備

いじめ総合対策
いじめ相談ホットライン

私立学校への助成

目標3【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

ひきこもり・非行少年対策

区市町村との連携による非行少年の立ち直り支援や、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、子供たちの自立を支援します。

- ・ひきこもり等社会参加支援事業
- ・非行少年の立ち直り支援事業

就労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

若年者への就業支援

若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者職業能力開発訓練

不登校・中途退学対策

不登校や高校中途退学に関する調査・研究を実施し、区市町村や関係機関等との連携により未然防止策や子供の社会的自立に向けた取り組みを推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業

低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

次代を担う子供たちの社会的自立

目標3 【3 放課後の居場所づくり】

子供たちの放課後の安全・安心な居場所が確保できるよう、学童クラブ事業と放課後子供教室を確実に実施・運営する区市町村を支援するとともに、これを支える人材の育成を図ります。

学童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る 27年度より子ども・子育て支援新制度に位置付け

平成31年度末までに登録児童数12,000人増

従うべき基準

- ・放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人は補助員で代替可）
- ・参酌すべき基準
- ・授業休業日は1日8時間以上・それ以外の日は1日3時間以上開所
- ・児童1人につき概ね1.65㎡以上確保
- ・ひとつの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下

開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施

放課後子供教室

すべての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進する

平成31年度までに全小学校区で実施

放課後子ども総合プラン

両事業を、一体的に
又は連携して実施

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

塾・習い事

スポーツクラブ

民間類似事業

ファミリーサポートセンター事業

親族宅

など他にも様々な居場所

- ・東京都放課後子供教室スタッフ等研修（教育庁主催：学童クラブ従事者も参加）の開催
- ・推進委員会において、両事業の連携方法等について検討

放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする職員が、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるために、都道府県が実施（平成27年度～）

人材の確保・育成

目標3 施策の体系

(1) 子供の生きる力をはぐむ環境の整備

「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施
地域スポーツクラブの設立・育成支援事業
子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大
総合的な子供の基礎体力向上方策の推進
オリンピック・パラリンピック教育の推進
スポーツ特別強化校の指定
「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施
都立高校学力スタンダードに基づく指導
都立専門高校技能スタンダードの実施
理数教育の推進
学校教育におけるICT環境整備の促進
道徳教育の推進
スクールサポーター制度
親子ふれあい教室
奉仕体験活動の充実
思春期に係る相談、研修の実施
HIV/エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施
エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布
未成年者の喫煙防止対策
生涯を通じた女性の健康支援事業(再掲)
地域における「こころの東京革命」の推進
学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
東京都教育の日の設定による地域の協働の推進
子供家庭支援センター事業<包括補助>(再掲)
私立学校への助成
学校と家庭の連携推進事業
スクールソーシャルワーカー活用事業
いじめ総合対策
スクールカウンセラー活用事業
アドバイザースタッフ派遣事業
東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン
子供の読書活動の推進(再掲)
防災教育の推進
JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置
海外留学支援事業
都立国際高校での国際バカロレアコースの開設
「英語村(仮称)」の設置
東京グローバル・ユース・キャンブ

(2) 次代を担う人づくりの推進

子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
芸術文化を通じた子供たちの育成
中学生の職場体験
都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会(仮称)」の実施
勤労観・職業観育成推進プラン
高等学校「家庭」における保育体験活動の充実
不登校・中途退学対策事業
都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業
ひきこもり等社会参加支援事業
地域におけるひきこもり等対策推進事業
若者の非社会的行動に係る対策事業
非行少年の立ち直り支援事業
生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
受験生チャレンジ支援貸付事業
被保護者自立促進事業
若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業)
若年者職業能力開発訓練

(3) 放課後の居場所づくり

学童クラブ運営費補助事業
学童クラブの設置促進
児童館等整備費補助
放課後児童支援員認定資格研修
放課後子供教室

目標3「子供の成長段階に応じた支援の充実」の事業一覧

(1) 子供の生きる力を育む環境の整備

86	「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施	教育庁
<p>郷土や国に対する愛着や誇りをもち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進する。</p> <p>都立高校において、都独自の教科・科目「日本の伝統・文化」を設定 日本の伝統・文化理解教育推進委員会を通じた学校の取組の充実 「日本の伝統・文化理解教育」に係る外部人材の活用支援</p>		
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。</p> <p>事業目標（32年度） 全区市町村で設置</p>		
88	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子育て世代のスポーツ参加の促進並びに親子等でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的として、自ら企画・運営を行う都内の地域スポーツクラブの普及拡大を図る。</p> <p>事業目標（32年度） 全クラブで実施</p>		
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁
<p>「子供の体力向上推進本部」の設置により、社会総がかりで行う子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。</p> <p>具体的には、一校一取組運動や脳と体幹を調整するコーディネーショントレーニングの全校実施、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。</p> <p>事業目標 平成31年度に昭和50年代の水準まで向上</p>		
90	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育庁生活文化局
<p>オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、次の事業を実施する。</p> <p>オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定（公立学校） オリンピック・パラリンピアン为学校派遣 オリンピック・パラリンピック学習読本の制作</p>		
91	スポーツ特別強化校の指定	教育庁
<p>都立高校の部活動強化を通じ、他の生徒への運動に対する興味を喚起し、スポーツの裾野拡大や体力・運動能力の向上、心身の健全育成を図る。</p>		

92	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁
<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>学習指導要領の目標・内容の実現状況及び読み解く力の定着状況を把握するため、小学校第5学年の児童及び中学校第2学年の生徒を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語(中学校のみ)の調査を悉皆で実施する。</p> <p>学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した報告書を作成し、各学校に配布するとともに、教員向け及び保護者向けのリーフレットをそれぞれ作成し、配布する。</p> <p>学力調査の結果に基づき、学力に課題がみられる学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。</p> <p>基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を図り、基礎的・基本的な事項の定着を図る。</p> <p>「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進する。</p>		
93	都立高校学力スタンダードに基づく指導	教育庁
<p>具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を参考に、都立高校が自校の学力スタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。</p>		
94	都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁
<p>専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。</p>		
95	理数教育の推進	教育庁
<p>科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数イノベーション校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。</p>		
96	学校教育におけるICT環境整備の促進	教育庁 生活文化局
<p>学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに情報活用能力を育成する。</p>		
97	道徳教育の推進	教育庁
<p>東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、心の在り方について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。</p>		
98	スクールサポーター制度	警視庁
<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。</p>		
99	親子ふれあい教室	教育庁
<p>感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催する。</p>		

100	奉仕体験活動の充実	教育庁
生徒が、奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進している。		
101	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局
ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催		
102	HIV / エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	福祉保健局
都民のHIV / エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。		
103	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁
都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進する。		
104	未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局 教育庁
未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募		
再掲	生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
(* N0.2参照)		
105	地域における「こころの東京革命」の推進	青少年・ 治安対策本部
親が子供への「しつけ」を普通にしながら子供の規範意識を育ていけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣する。		
106	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁
地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協力する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。		
107	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁
都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。		
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>	福祉保健局
(* N0.39参照)		

108	私立学校への助成	生活文化局
<p>私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。</p> <p>私立高校等への修学にかかる保護者負担を軽減するため、公益財団法人東京都私学財団が行う授業料軽減事業助成等の経費を補助する。</p>		
109	学校と家庭の連携推進事業	教育庁
<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。</p>		
110	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁
<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。</p>		
111	いじめ総合対策	教育庁
<p>平成26年7月策定の「いじめ総合対策」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策」に示す取組を確実に実施していく。</p>		
112	スクールカウンセラー活用事業	教育庁
<p>いじめや不登校等の未然防止、改善、解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。</p>		
113	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁
<p>専門家アドバイザースタッフ（臨床心理士等）や学生アドバイザースタッフを学校に派遣し、不登校や集団不適応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。</p>		
114	東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン	教育庁
<p>いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。</p>		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>(* N 0.58 参照)</p>		
115	防災教育の推進	教育庁 生活文化局
<p>「防災ノート」（仮称）の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。</p> <p>また、私立学校においては、「防災ノート」（仮称）の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。</p>		

116	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化局
<p>JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から200人に拡大し、すべての都立高校に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。 生徒がネイティブから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。</p>		
117	海外留学支援事業	教育庁 生活文化局
<p>都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により、様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で、海外留学を経験させる。 また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。</p>		
118	都立国際高校での国際バカロレアコースの開設	教育庁
<p>都立高校卒業後に、様々な国や地域から学生が集まる世界の大学に進学し、多様な価値観を持つ学生と切磋琢磨できるよう教育環境を整備するため、都立国際高校において、海外の大学への進学資格を取得できる国際バカロレアの認定を取得する。</p>		
119	「英語村（仮称）」の設置	教育庁
<p>「英語村（仮称）」の設置に向けて、調査・研究を行う。英語しか使用できない環境での体験学習を通して小中高校生の「使える英語力」の育成や国際理解教育の推進等を図る。</p>		
120	東京グローバル・ユース・キャンプ	教育庁
<p>独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携した都立高校生対象の体験研修を実施し、JICA訓練所における宿泊研修等を通じて、「国際社会の一員としての自覚」や「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」をもつ人材の育成を図る。</p>		

（2）次代を担う人づくりの推進

121	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局
<p>子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。</p>		
122	芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化局
<p>子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。</p>		
123	中学生の職場体験	青少年・ 治安対策本部 教育庁
<p>中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。</p>		
124	都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」の実施	教育庁
<p>教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会（仮称）」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識を向上させる。</p>		

125	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁
<p>高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。</p>		
126	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁
<p>都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。</p>		
127	不登校・中途退学対策事業	教育庁
<p>不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。</p>		
128	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁
<p>都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。</p>		
129	ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・治安対策本部
<p>ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人等を対象とした電話相談や電子メール相談、訪問による相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。</p>		
130	地域におけるひきこもり等対策推進事業	青少年・治安対策本部
<p>ひきこもり等の若者やそのご家族から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して、費用の一部を補助するほか、区市町村職員向け研修会や情報交換会を行い、住民に身近な地域での相談体制の整備を推進する。</p>		
131	若者の非社会的行動に係る対策事業	青少年・治安対策本部
<p>主に18歳以上の若者を対象とした電話や電子メール等による総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、悩みや不安の解消を図る。</p>		
132	非行少年の立ち直り支援事業	青少年・治安対策本部
<p>非行少年の立ち直りを支援するため、相談対応、就学・就労等に向けた支援施設（ぴあすぽ）の運営や地域で立ち直りを支援する機運を醸成するイベントの開催等を行う。</p>		
133	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
<p>生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組みにより、都内全域での支援体制を整備していく。</p>		
134	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
<p>学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援する。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除される。</p>		

135	被保護者自立促進事業	福祉保健局
<p>小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給する。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行う。</p>		
136	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局
<p>進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。</p> <p>東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。</p>		
137	若年者職業能力開発訓練	産業労働局
<p>25歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。</p> <p>また、新たに、訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を展開していく。</p>		

（3）放課後の居場所づくり

138	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局
<p>就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。</p> <p>都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上を図る。</p> <p>事業目標（31年度末（32年5月）） 登録児童数 12,000人増</p>		
139	学童クラブの設置促進	福祉保健局
<p>既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。</p>		
140	児童館等整備費補助	福祉保健局
<p>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。</p>		
141	放課後児童支援員認定資格研修	福祉保健局
<p>学童クラブ事業に従事しようとする者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施する。</p>		
142	放課後子供教室	教育庁
<p>すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>事業目標（31年度） 全小学校区に設置</p>		

コラム

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携（中野区）

～学童クラブとキッズ・プラザの運営～

キッズ・プラザ事業

中野区のキッズ・プラザ事業は、小学生が広い校庭や体育館を活用してのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子供たちの安全安心な遊び場」として、小学校内で実施しています。

2006年、キッズ・プラザと遊び場開放事業の統合による子供たちの放課後対策事業を放課後子どもプランに位置付け、塔山小学校に第1号のキッズ・プラザ塔山を開設して以来、2014年までに8小学校で展開しています。
〔2013年度実績 8か所 2193日実施〕



キッズ・プラザでのびのび集団遊び

キッズ・プラザの利用

キッズ・プラザの利用は登録制で、中野区内に住むか、区内の学校に在籍している小学生は登録ができます。利用証で入退室のチェックをしています。下校時にランドセルを背負ったまま利用することも、一旦帰宅してから利用することもできます。

利用料は無料です。

学童クラブは小学校内でキッズ・プラザと併設

すべての小学校区に区立学童クラブを設置し、多くは児童館内に併設されていますが、児童館のキッズ・プラザへの移行計画に伴い、小学校内に移転していきます。

学童クラブ在籍のお子さんは、おやつや昼食を食べたり、帰りの会などの独自の活動は専用の学童クラブ室で過ごしますが、他の時間帯は校庭や体育館で自由に遊んだり、キッズ・プラザで実施する活動には一緒に参加しています。



キッズ・プラザで縁日を実施しました

今後の展開

すべての小学校にキッズ・プラザを整備していきます。また、キッズ・プラザと学童クラブの運営は、一体的に民間事業者に委託し、民間活力による多様な活動の展開を目指します。

放課後子ども教室として、地域の方々の協力を得てプログラムを充実し、今後は高学年児童にとって魅力ある活動の展開が課題です。学童クラブと一体的に実施するキッズ・プラザをすべての小学生が安全で充実した放課後を過ごすことができる場としていきます。

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

【1 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。

子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。

一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。

児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

【2 社会的養護体制の充実】

社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。

虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。

社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

【3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域

での自立した生活を支援します。

母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

【 4 障害児施策の充実】

障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

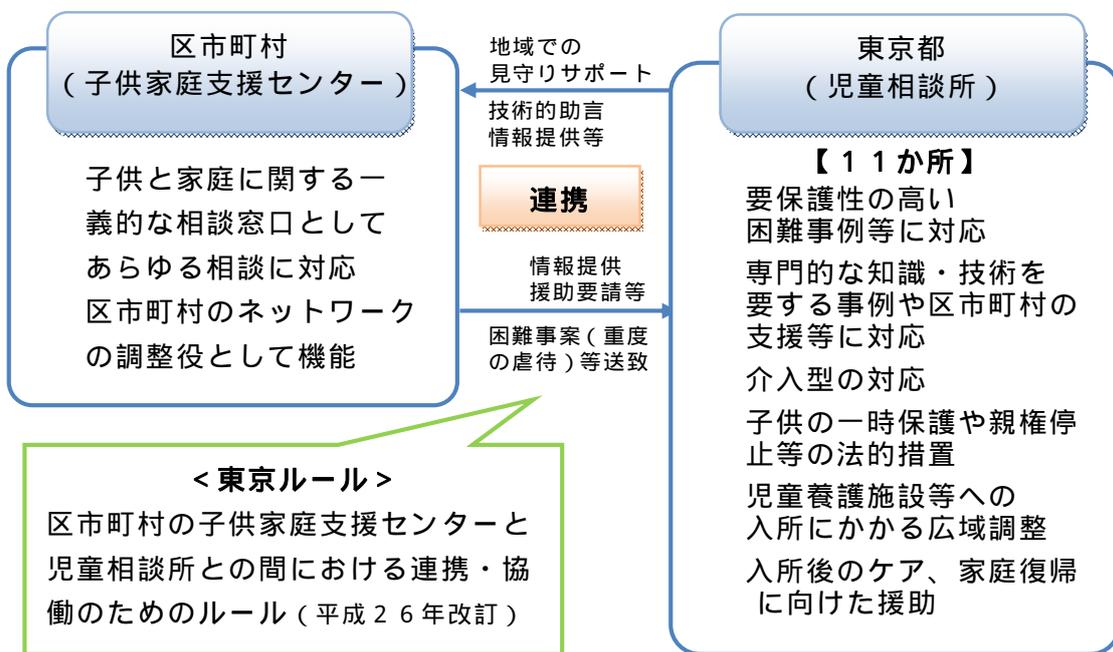
【 5 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。

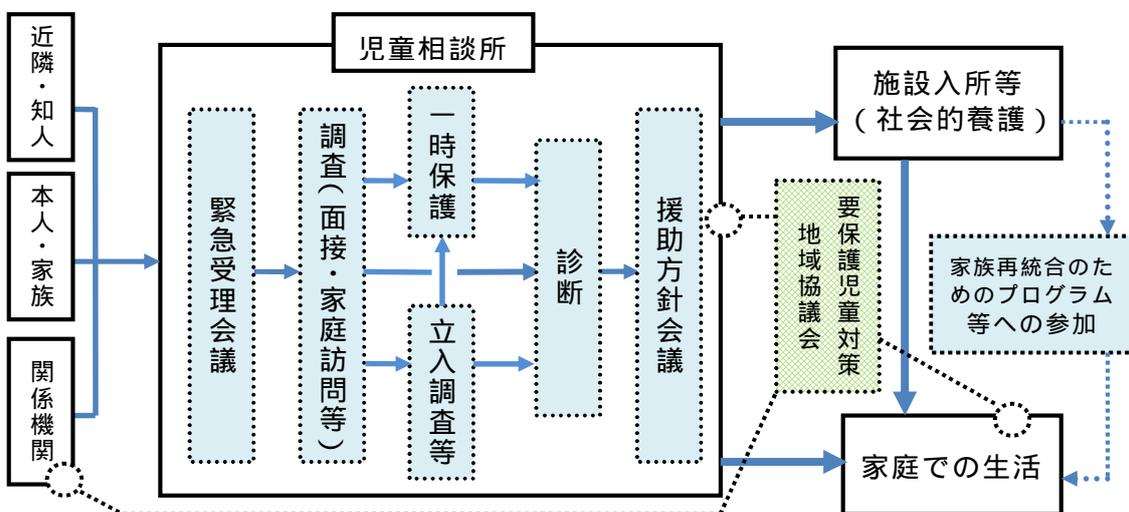
目標4 【1 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。

区市町村との役割分担及び連携の推進



児童相談所における虐待相談対応の流れ



目標4【2 社会的養護体制の充実】

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組みます。

社会的養護の課題

被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養護を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

具体的な取組

家庭的養護の推進

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

- ・ 養育家庭支援の強化
- ・ 法人型ファミリーホーム設置促進
- ・ サテライト型児童養護施設

施設等の機能強化

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・ 専門機能強化型児童養護施設
- ・ 専門養育機能強化型乳児院
- ・ 連携型専門ケア機能児童養護施設

継続した自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・ 自立支援強化事業（自立支援コーディネーターの配置）
- ・ ジョブ・トレーニング事業

目標4 【3 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件の整備

自立に向けての取組

相談体制の整備

ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切に支援

- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 関係機関の連携・強化
- ・ 養育費相談・面会交流支援の実施
- ・ 必要な家庭に届けるための普及啓発

就業支援

ひとり親家庭のより安定した就業と収入確保のための支援

- ・ 正規雇用での就業や転職など状況に応じた支援
- ・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・ 地域の就業支援体制の強化
- ・ 在宅就業の機会の確保

子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開

- ・ 保育、学童クラブ、子育て支援など様々なサービスによる支援
- ・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・ 学習支援事業（学習塾及び家庭教師派遣）のモデル実施
- ・ 母子生活支援施設における支援

経済的支援

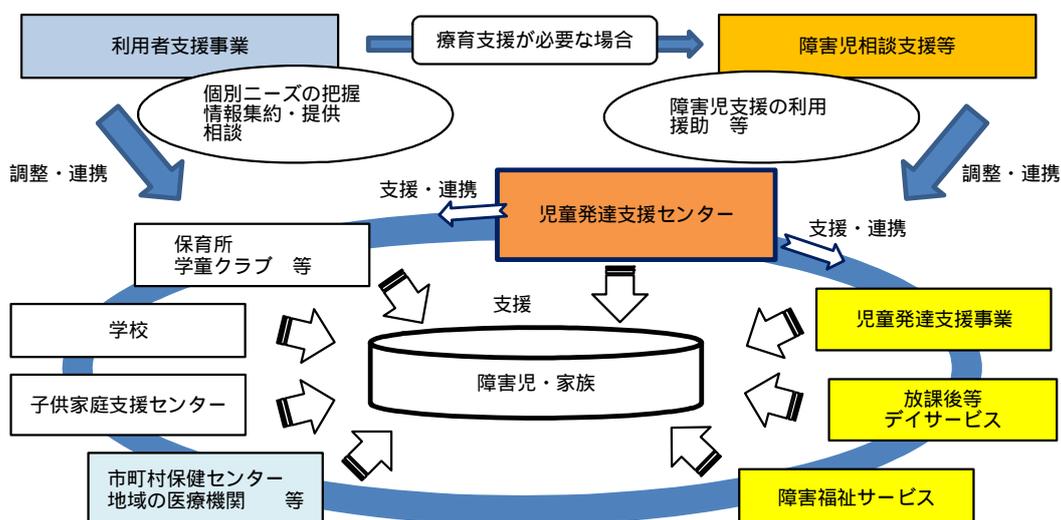
ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的に支援

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ ひとり親家庭への医療費の助成

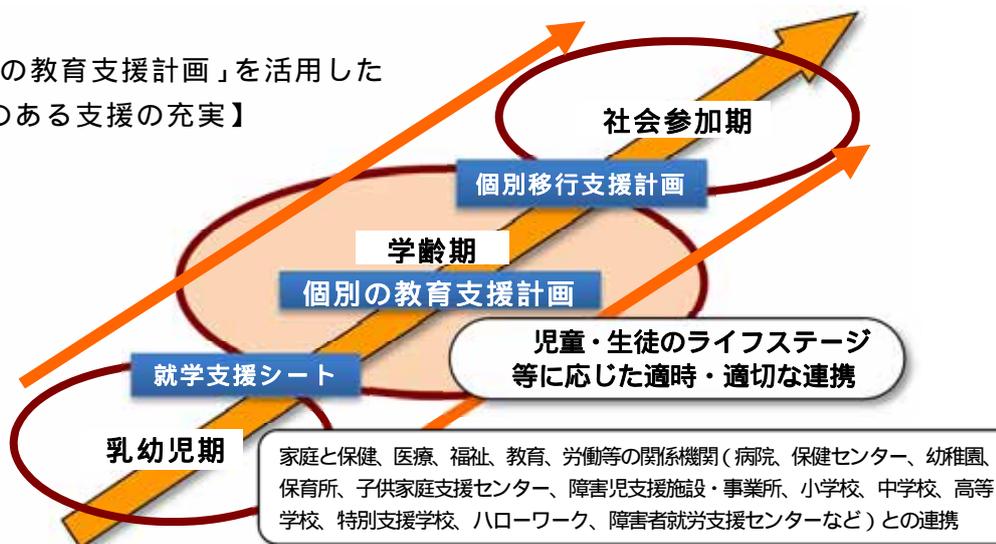
目標4 【4 障害児施策の充実】

障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受け入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援をしていきます。社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制構築に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。



【「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実】



目標4 【5 慢性的な疾病を抱える児童等への支援の充実】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始

平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化

小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

実施事業

相談支援事業

療育相談支援、ピアカウンセリング等

小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援

関係機関との連絡調整

各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ

患者個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案等

その他の事業

地域関係機関とのネットワーク

地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施

地域の現状と課題の把握

地域資源の把握

課題の明確化

支援内容の検討

目標4 施策の体系

(1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

要支援家庭の早期発見に向けた取組(再掲)
子供家庭支援センター事業<包括補助>(再掲)
要支援家庭を対象としたショートステイ事業(仮称) 子供家庭支援区市町村包括補助事業(再掲)
児童相談所の体制と取組の強化
医療機関における虐待対応力の強化
児童虐待防止の普及啓発
子供の権利擁護体制の強化

(2) 社会的養護体制の充実

家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進
児童福祉施設の整備
サテライト型児童養護施設の設定
専門機能強化型児童養護施設制度
連携型専門ケア機能モデル事業
児童養護施設等の人材育成
東京都児童自立サポート事業
フレンドホーム事業
専門養育機能強化型乳児院制度
養護児童に対する自立支援機能の強化
自立生活スタート支援事業
被措置児童等虐待の防止・対応強化

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

東京都ひとり親家庭支援センター事業
母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)
ひとり親家庭等生活向上事業
配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
在宅就業推進事業
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業
母子・父子自立支援プログラム策定事業
ひとり親家庭への相談窓口強化事業
東京しごとセンター事業
公共職業訓練の実施
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
ひとり親家庭の子供の学習支援の推進
生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援(再掲)
受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲)
被保護者自立促進事業(再掲)
都営住宅の優先入居
母子生活支援施設等の支援力の向上
施設に入所する子供の自立支援の充実
母子生活支援施設等の施設整備
母子緊急一時保護事業<包括補助>
児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付
ひとり親家庭等医療費助成
自立援助促進事業
自立生活スタート支援事業(再掲)

(4) 障害児施策の充実

短期入所事業の充実
児童発達支援
放課後等デイサービス
児童発達支援センターの設置促進
相談支援従事者研修
発達障害児等への支援の充実
障害児等療育支援事業
重症心身障害児(者)への支援の充実
肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実
特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発
特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発
知的障害特別支援学校における職業教育の充実
民間活力との連携による就労支援
特別支援学校のセンター的機能の発揮
公立学校における発達障害教育の推進
小・中学校における特別支援教育の普及・啓発
高等学校における特別支援教育の普及・啓発
特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発
特別支援教育の理解・啓発
都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
子供の読書活動の推進(再掲)
特別支援教育を行う私立学校への助成

(5) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への 支援の充実」の事業一覧

(1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
(* N 0.37参照)		
再掲	子供家庭支援センター事業 < 包括補助 >	福祉保健局
(* N 0.39参照)		
再掲	要支援家庭を対象としたショートステイ事業 (仮称) 子供家庭支援区市町村包括補助事業	福祉保健局
(* N 0.43参照)		
143	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局
児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図る。		
144	医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局
児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。		
145	児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局
児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。		
146	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局
様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。		

(2) 社会的養護体制の充実

147	家庭的養護 (養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム) の推進	福祉保健局
<p>平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。</p> <p>養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</p> <p>養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) を着実に実施する。</p> <p>児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</p> <p>3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。</p> <p>事業目標 (29年度) ファミリーホームを21か所 (うち法人型8か所) 設置する。</p>		

148	児童福祉施設の整備	福祉保健局
児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。		
149	サテライト型児童養護施設の設置	福祉保健局
施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。		
事業目標 29年度までに3か所		
150	専門機能強化型児童養護施設制度	福祉保健局
虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。		
事業目標（29年度） 全民間児童養護施設（53か所）		
151	連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局
都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。		
152	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局
多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。		
153	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局
児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。		
154	フレンドホーム事業	福祉保健局
児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。		
155	専門養育機能強化型乳児院制度	福祉保健局
精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試行し、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図る。		
156	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
児童養護施設等入所児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、児童養護施設に配置している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図る。 児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する。 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場(ふらっとホーム)を提供する。 施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。		

157	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
<p>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。</p>		
158	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局
<p>「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。</p>		

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

159	東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉保健局
<p>相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援事業を実施する。</p> <p>就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。</p>		
160	母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉保健局
<p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。</p>		
161	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局
<p>ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。</p>		
162	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局
<p>配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 専門員を中心とする電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） 子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 DV被害者が自立した生活を築くための講座 民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設整備等） 区市町村における被害者支援のための連携コーディネーター育成やDV相談支援センター機能整備に対する支援 等</p>		
163	在宅就業推進事業	福祉保健局
<p>在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。</p>		
164	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局
<p>ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験等にかかる費用の一部を助成する事業について、全区市町村での実施を促進する。</p> <p>事業目標（31年度） 62区市町村</p>		

165	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。		
166	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局
母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。		
167	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。		
事業目標（31年度） 62区市町村		
168	ひとり親家庭への相談窓口強化事業	福祉保健局
福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。		
169	東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。		
170	公共職業訓練の実施	産業労働局
職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。		
171	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。		
172	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進	福祉保健局
ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援する。 学習支援の推進 ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進する。		
事業目標（31年度） 62区市町村		
再掲	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
（*N0.133参照）		

再掲	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
(* N 0.134参照)		
再掲	被保護者自立促進事業	福祉保健局
(* N 0.135参照)		
173	都営住宅の優先入居	都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。		
174	母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉保健局
母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。		
175	施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉保健局
養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。		
176	母子生活支援施設等の施設整備	福祉保健局
老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行います。		
177	母子緊急一時保護事業<包括補助>	福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。		
178	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局
ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類		
179	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。		
180	自立援助促進事業	福祉保健局
母子生活支援施設や婦人保護施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。		
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
(* N 0.157参照)		

(4) 障害児施策の充実

181	短期入所事業の充実	福祉保健局
<p>保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。</p> <p>事業目標(29年度) 220人分の短期入所整備(障害者分を含む)</p>		
182	児童発達支援	福祉保健局
<p>未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。</p>		
183	放課後等デイサービス	福祉保健局
<p>就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。</p>		
184	児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局
<p>地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。</p> <p>事業目標(29年度) 10か所増</p>		
185	相談支援従事者研修	福祉保健局
<p>障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。</p>		
186	発達障害児等への支援の充実	福祉保健局
<p>発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図る。</p> <p>発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p>		
187	障害児等療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p>		

188	重症心身障害児（者）への支援の充実	福祉保健局
<p>在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施する。</p> <p>重症心身障害児在宅療育支援事業 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護師の育成、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。</p> <p>短期入所事業及び通所事業における超重症児（者）・準超重症児（者）受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。</p>		
189	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁
<p>都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校へ配置していく。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を構築する。</p>		
190	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁
<p>知的障害特別支援学校における一貫性のある自閉症教育の推進や、知的障害のある児童・生徒を対象とした教科指導及び各教科等を合わせた指導の指導内容・方法の充実を図る。</p>		
191	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁
<p>知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。</p>		
192	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁
<p>知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。</p>		
193	民間活力との連携による就労支援	教育庁
<p>特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。</p>		
194	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁
<p>特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。</p>		
195	公立学校における発達障害教育の推進	教育庁
<p>すべての公立小学校への特別支援教室の導入を促進するとともに、医療・福祉等と連携した小・中学校及び高等学校への専門家の巡回体制の研究や、教員の発達障害に係る研修の充実など、発達障害の児童・生徒への支援の充実を図る。 これらの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの各段階を通じて、児童・生徒一人ひとりがその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画を策定する。</p>		

196	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
主に読み書きに障害のある児童の指導法の研究・開発や小・中学校に設置されている自閉症・情緒障害学級の教育課程の研究・開発を行う。		
197	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。		
198	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁
公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用に関する実践的な研究を行う。		
199	特別支援教育の理解・啓発	教育庁
副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。		
200	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁
都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の試行を行う。		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
（*N0.58参照）		
201	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局
私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。		

（5）慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

202	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局
慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。		

コラム

「OSEKKAI が子供を救う。」

～ 児童虐待防止運動の推進～

都では、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のことを「OSEKKAI」とし、気になる子供に声をかける、不安を感じている保護者に、優しく声をかけたり、相談場所を教えるといった行動を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に繋げる取組を推進しています。

児童虐待防止の普及啓発キャラクター「OSEKKAI くん」を活用し、区市町村、医療機関、学校・教育機関、警察等の関係機関と協力しながら、様々な児童虐待防止の普及啓発活動に取り組んでいます。

「OSEKKAI」って？

お母さん・お父さんは悩んでいます。自分の時間がもてない、仕事もしなきゃいけない、子供をどうしつけないかわからない...などなど。

そんなお母さん・お父さんに、優しく声をかけて、話を聴いてあげること、それが「OSEKKAI」です。



キャラクター「OSEKKAI くん」

各種イベントやキャンペーンなどに、ぜひ「OSEKKAI くん」をお呼びください！
東京 OSEKKAI 化計画ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/index.html>

コラム

養育家庭体験発表会

～ あなたも養育家庭になりませんか？ 毎年、体験発表会を開催！～

都内には、親の病気や虐待など、様々な事情により、親元で暮らせない子供が約 4,000 人います。そのような子供を、自らの家庭に迎え入れ育てているのが「里親」です。

- 「里親」の中でも、養子縁組を目的とせず、一定期間、子供を育てている家庭を、東京都では、養育家庭と呼び、一人でも多くの子供が養育家庭の下で育つよう支援しています。
- この制度をより多くの方に知っていただくため、10月、11月の里親月間を中心に、都内各地（約 50 か所）で、養育家庭体験発表会を開催しています。

発表会では、里子を育てていく上での喜びや苦労についてのエピソードの他、会場により、養育家庭で育った元里子からのお話も聞くことができます。



養育家庭体験発表会のチラシ

コラム

地域との連携による生活困難家庭の子供支援（豊島区）

子供の貧困は見えない貧困と言われており、困難を抱えている家族と子供を早期に見出し支援につなげるためには、「地域の子供たちを地域で支える」視点が不可欠と考えています。

区内には、様々な課題を抱える子供たちを支援するため、自主的に活動している団体が複数あり、区ではこうした団体と連携し、居場所づくりや学習支援に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では、地域の福祉課題の調整役としてコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を拠点ごとに配置しており、活動の一環として、課題を抱える子供たちへの学習支援活動を実施しています。

生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、区では貧困の連鎖を断ち切るため、これまで以上に地域の団体や関係機関と緊密なネットワークを築き、生活困窮世帯の家族と子供をあたたく見守り、支えています。



CSW による学習会の様子

コラム

ひとり親家庭の子供の学習支援

～勉強の仕方を学び、学習習慣を身に付けよう～

東京都では、ひとり親家庭に育つ子供を対象に、学習塾型と家庭教師派遣型の2つの形式の学習支援事業を実施しています。

小学4年生から高校生までを対象に、大学生等の学習支援ボランティアが勉強を教えます。学習を通して、子供とボランティアとの信頼関係が深まり、子供が日頃のちょっとした悩みなども相談できるよう支援しています。

保護者向けには、子供の学習・進学に関することや、思春期前後の子供との関わり方などのセミナーの開催や保護者同士の交流会を実施し、子供の学習への意識を高めることで、相乗効果が期待できます。

＜参加した子供と保護者の声＞

- ・ 苦手だった科目がわかるようになった。
- ・ 都立高校に合格できた。
- ・ ペースはゆっくりだが、着実に勉強に向かうようになってきた。
- ・ 身近にいない大学生との交流やお話は何よりためになった。
- ・ 収入により子供の学力が違ってくるというニュースを見た。子供はやる気があるのに、今後、塾へ通わせてやれないのが辛い。



大学生ボランティアによる学習支援の様子

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組が不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

【1 仕事と家庭生活との両立の実現】

ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。

企業やNPO団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性に向けた介護・育児と仕事の両立に関する啓発、将来、社会の担い手となる若者や、出産前の夫婦に向けたワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を認識してもらうための啓発を行います。

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供見守りボランティアリーダーの育成など、地域で子供を見守る取組を促進します。

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験型の交通安全教育などを実施します。

家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。また、子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福

社のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

目標5 【1 仕事と家庭生活との両立の実現】

男女ともに仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、中小企業等への支援や、多様な対象へ向けた普及啓発を進めていきます。

企業・個人への支援

- ・東京次世代育成企業支援事業
- ・中小企業ワークライフバランス実践支援事業

助言・相談、助成金支給等

- ・子育て介護支援融資
- ・女性再就職支援事業

低利融資、再就職支援等

企業（中小企業等）

個人（従業員、求職者）

ワーク・ライフ・バランスの実現

普及啓発の推進

企業・NPO等

若者

企業経営者

出産前の夫婦

多様な対象へ向けた普及啓発の推進

- ・いきいき職場推進事業
- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
- ・男性参画講座の開催
- ・啓発資料、冊子の発行
- ・子育て応援とうきょう会議の運営
- ・普及啓発セミナーの実施
- ・シンポジウム等の開催
- ・HPでのコラム掲載

目標5 【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

通学路等における安全対策の強化、インターネットの適正利用の推進、薬物乱用防止対策など、子供を犯罪等の被害から守るために、総合的な取組を推進します。

子供を犯罪被害から守るための取組を推進

東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。

子供が危険を予測し、回避する能力を高めるための教育を充実

- ・ 犯罪が起こりやすい場所を判断できる「地域安全マップ」づくりを推進
- ・ 防犯教室、セーフティ教室の充実 など

通学路等における安全対策を強化

公立小学校の通学路に区市町村が設置する防犯カメラの設置経費を補助し通学路の安全安心を確保

地域で活動する防犯団体等を支援

地域で子供見守り等の防犯ボランティア活動に取り組むリーダーを養成し地域の取組を促進

インターネットの適正利用を推進

スマートフォンやインターネットにおけるルール・マナーの順守を推進するため、都がルールづくりに関するモデルの提示や講師派遣などを行い、家庭のルールづくりや生徒の自主ルールづくりを支援します。

ネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）の運営により、ネット・ケータイのトラブルや悩みの解決を支援します。



薬物乱用防止対策の推進

青少年による危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の実施や啓発パンフレット、リーフレット等の作成を行っていきます。

都内の危険ドラッグ店舗等で危険ドラッグを入手し分析して、違反成分を検出した場合には、製品の販売中止等指導取締りを行うとともに報道発表も行い、都民へ危険性の周知を図っていきます。

**危険ドラッグには
ダメされない!!
近づかない!!**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により、平成26年4月から、指定薬物の「使用・所持」が処罰対象となりました。

目標5 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

参加・体験型の交通安全教育の推進、事故防止に関する情報の発信、子供の安全に配慮した商品の普及など、子供の安全を確保するための取組を推進していきます。

交通事故防止等の取組

交通安全教育の推進

小学校・中学校・高校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加・体験型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む）を実施、チャイルドシート講習会の実施 など

ハードの整備

子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象とした信号制御機の更新や青時間延長機能の付加など

子育て世代への情報発信・普及啓発

乳幼児の転落・転倒、やけど、誤飲に関する事故防止ガイド等を作成し、子供の事故防止に関する知識を情報発信します。

子育て世代が多く集まる各種イベント等で家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていきます。



安全な商品の普及

事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、子供の事故防止の視点で開発された安全・安心なデザインの商品をPRしていきます。

事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大を促進するとともに、消費者が、安全な商品を主体的に選択・購入できる環境作りをしていきます。

目標5 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する制度を創設するとともに、認定した賃貸住宅の整備を支援する。

安全で安心して子育てができる居住環境の整備

都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき整備する。

老朽化した分譲マンションについて、居住環境の改善のみならず、地域の活性化にも寄与するよう、建て替え等による再生を支援する。

ファミリー世帯のニーズへの対応

都営住宅や東京都住宅供給公社の入居者募集において、子育て世帯の入居の機会を拡大する。

都営住宅における入居機会の拡大

- ・ 一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年ファミリー向け募集」等
- ・ 優遇抽選制度やポイント方式による多子世帯向け募集の実施

安全な室内環境の確保

化学物質による子供の健康への影響を予防するため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進する。

目標5 【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、地域・企業等関係機関と連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

子育てを応援する気運の醸成

「子育て応援とうきょう会議」を通じて、企業・NPO・自治体等の連携により、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

子育て応援情報掲載サイト「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信する。



東京子育て応援基金を活用し、NPO、企業等が行う子育て支援等の先駆的・先進的な取組を促進する。

外出環境の整備

赤ちゃん・ふらっと

授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置する。



こころとからだを育てる活動体験の活動広場拠点づくり

都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備する。

バリアフリー化の取組

交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進

- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 駅施設のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備・改善

情報バリアフリーや思いやりの心の醸成などソフト面の取組を推進

- ・ ユニバーサルデザインに関する情報を一元化したポータルサイト構築
- ・ 心のバリアフリーに向けた普及啓発

目標5 施策の体系

(1) 仕事と家庭生活の両立の実現

東京次世代育成企業支援事業(登録制度)
 中小企業ワークライフバランス実践支援事業
 いきいき職場推進事業
 子育て・介護支援融資
 女性再就職支援事業
 育児離職者向け能力開発訓練
 保育つき職業訓練
 女性の再就職に対する緊急対策
 ワーク・ライフ・バランス推進事業
 東京ウィメンズプラザ普及啓発事業
 事業者団体との連絡会
 男女平等参画を進める会
 子育て応援とうきょう会議の運営
 普及啓発セミナーの実施
 普及啓発資料の発行
 男女雇用平等参画状況調査

(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域安全マップづくり推進事業
 子供の安全確保に向けた対策の推進
 セーフティ教室の実施・充実
 防犯教室の実施
 電子メールなどを活用した情報の発信
 「子ども110番の家」活動の支援
 公立小学校通学路への防犯カメラの設置
 スクールサポーター制度(再掲)
 青少年の健全な育成に関する条例の運用
 インターネットの利用環境の整備
 ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用
 インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導
 学校における安全教育の推進
 学校における安全体制の推進
 薬物乱用防止対策

(3) 子供の安全を確保するための取組の推進

チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発
 交通安全教育の推進
 信号機の導入・整備
 自転車の安全利用の推進
 地域幹線道路の整備
 連続立体交差事業
 子育て世代への情報発信・普及啓発
 安全な商品の普及

(4) 良質な住宅と居住環境の確保

住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施
 若年ファミリー世帯への入居機会の拡大
 東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大
 子育て世帯への入居機会の拡大(優遇抽選)
 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進
 地域開発整備事業
 都市居住再生促進事業
 シックハウス対策

(5) 安心して外出できる環境の整備

子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」
 水辺空間の魅力向上
 緑の拠点となる公園の整備
 こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり
 公園の多機能利用
 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
 情報バリアフリーの充実への支援
 ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築
 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(バリアフリー基本構想作成費補助)
 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)
 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(ホーム柵等整備促進事業)
 地下高速鉄道建設助成
 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
 道路のバリアフリー化
 歩道の整備・改善
 マタニティマークの普及への協力
 子育て応援とうきょう会議の運営(再掲)
 東京子育て応援事業(再掲)

目標5「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の 事業一覧

(1) 仕事と家庭生活の両立の実現

203	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	産業労働局
次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施する。		
204	中小企業ワークライフバランス実践支援事業	産業労働局
仕事と育児等の両立のための社内の制度整備やファミリーデーの実施等、ワークライフバランスの実践に取り組む中小企業に対し、助成金の支給や専門家派遣等による支援を行う。		
205	いきいき職場推進事業	産業労働局
<p>仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定する。</p> <p>また、働き方の見直しについて社会的機運の醸成を図るため、関係機関の協力を得て「ワークライフバランスフェスタ東京」を開催し、認定企業の取組やノウハウを公開するとともに、参加企業等の交流の場を設け、中小企業の雇用環境整備の促進を図る。</p>		
206	子育て・介護支援融資	産業労働局
中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）や介護費用（医療費・介護サービス費など）及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利で融資する。		
207	女性再就職支援事業	産業労働局
<p>東京しごとセンター（飯田橋）内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。</p> <p>ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を都内各地で実施するほか、再就職に当たっての心構え、はじめの一步を踏み出すためのノウハウを学ぶ「女性再就職支援セミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。</p>		
208	育児離職者向け能力開発訓練	産業労働局
自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施する。		
209	保育つき職業訓練	産業労働局
子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援する。		
210	女性の再就職に対する緊急対策	産業労働局
結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し、再就職を支援する。		

211	ワーク・ライフ・バランス推進事業	生活文化局
<p>仕事と生活の調和を進める方策を具体的に示す実践プログラムを普及するとともにプログラムを活用した企業等の取組を広く紹介し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。また、将来、社会を担う若者に向けたワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行う。</p>		
212	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局
<p>各種研修や講座を通じてワーク・ライフ・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性参画講座、夫婦でワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための啓発冊子の配布等によりワーク・ライフ・バランスを推進する。</p>		
213	事業者団体との連絡会	生活文化局
<p>事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行う。</p>		
214	男女平等参画を進める会	生活文化局
<p>男女平等参画施策を総合的に推進するため、事業者団体、教育関係団体、PTA、NPO等、32団体の代表者が参加し、男女平等参画のための東京都行動計画に掲げる都の施策や各団体の取組について、情報及び意見の交換を行い、連携・協力の促進を図る。</p>		
215	子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局
<p>「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施する。</p> <p>子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施</p>		
216	普及啓発セミナーの実施	産業労働局
<p>企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。</p>		
217	普及啓発資料の発行	産業労働局
<p>労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。</p>		
218	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局
<p>雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。</p>		

(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

219	地域安全マップづくり推進事業	青少年・治安対策本部
<p>子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小学校で実施する仕組みを構築し、一層の推進を図る。</p>		

220	子供の安全確保に向けた対策の推進	青少年・治安対策本部
<p>子供を見守るボランティア活動のリーダーの育成及び活動事例集の作成により、地域における活動の一層の推進を図るほか、子供110番の家への駆込み訓練や危険箇所改善事業など、地域で子供を守る取組を促進する。</p>		
221	セーフティ教室の実施・充実	教育庁
<p>学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。</p>		
222	防犯教室の実施	警視庁
<p>子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。</p>		
223	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁
<p>子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。</p>		
224	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁
<p>子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」（住宅・店舗、車両）活動を充実する。 活動マニュアルの作成、配布</p>		
225	公立小学校通学路への防犯カメラの設置	青少年・治安対策本部 教育庁
<p>児童の登下校時の地域の見守り活動を強化することを目的に、公立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、登下校中の児童の安全確保を図る。</p>		
再掲	スクールサポーター制度	警視庁
<p>(* N O . 9 8 参 照)</p>		
226	青少年の健全な育成に関する条例の運用	青少年・治安対策本部
<p>青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良映画の推奨・不健全図書類の指定（図書、DVD等） 立入調査（書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等） 有害広告物の行政指導 青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 インターネットの有害情報への対応（青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、インターネット事業者に対するフィルタリングの開発、告知・勧奨の努力義務等（平成17年3月改正）） 青少年の性に対する関わり方（青少年に慎重な行動を促す環境の整備） 青少年に対する保護者の養育のあり方（青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする） 携帯ショップ等販売事業者に対するフィルタリングの告知・勧奨の努力義務（平成19年3月改正） インターネット利用環境の整備（フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等（平成22年12月改正）） 児童ポルノの根絶等（平成22年12月改正） 		

227	インターネットの利用環境の整備	青少年・治安対策本部
インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者を対象とした家庭のルール作りを支援する講座等を開催する。		
228	ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用	青少年・治安対策本部
青少年有害情報に関するトラブルの相談などの受付とともに、解決に向けた助言を行うため、ネット・ケータイヘルプデスクを運営する。また、トラブル情報について事業者と情報共有を図り、新たなフィルタリング開発などに活用する。		
229	インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	教育庁
<p>児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。</p> <p>インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施する。</p> <p>都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行う。</p> <p>児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行う。</p> <p>「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」を都内全公立学校に配布し、情報モラル教育に関する啓発を行う。</p> <p>「インターネット等の適正な利用に関するリーフレット」を作成し、小学校3年生及び中学校1年生全員とその保護者に配布する。</p>		
230	学校における安全教育の推進	教育庁
<p>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していく。</p> <p>教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布</p> <p>高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を、高等学校に配布</p> <p>幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成する学校安全教室等を推進する指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催</p>		
231	学校における安全体制の推進	教育庁
<p>公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。</p> <p>地域ぐるみの学校安全体制整備の推進</p> <p>公立学校の校門等への防犯カメラの設置・更新の支援</p>		
232	薬物乱用防止対策	福祉保健局 教育庁
<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。</p> <p>薬物乱用防止教室の実施</p> <p>啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布</p> <p>危険ドラッグに関する教員研修</p>		

(3) 子供の安全を確保するための取組の推進

233	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁
<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。</p> <p>子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</p> <p>新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。</p> <p>チャイルドシート着用講習会を実施する。</p>		

234	交通安全教育の推進	青少年・治安対策本部 警視庁
<p>(青少年・治安対策本部) 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者教育システム」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施</p> <p>(警視庁) 子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。</p>		
235	信号機の導入・整備	警視庁
<p>近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象に、信号制御機を更新又は改造し、歩行者と車両の交錯を防止する(歩車分離式信号機の導入)。</p> <p>近くに公園などがあり、子供の利用機会が多い主要幹線道路上の交差点の信号機に青時間延長機能を付加して、子供の安全確保を推進する(歩行者感应式信号機等の整備)。</p>		
236	自転車の安全利用の推進	警視庁 青少年・治安対策本部
<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。</p> <p>(警視庁) 子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 中学生において、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教室を実施し規範意識の向上を図る。</p> <p>新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。</p> <p>(青少年・治安対策本部) 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。</p> <p>(警視庁、青少年・治安対策本部) ○ 自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策の推進 幼児用ヘルメットの着用促進</p>		
237	地域幹線道路の整備	建設局
<p>幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。</p>		
238	連続立体交差事業	建設局
<p>歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。</p>		
239	子育て世代への情報発信・普及啓発	生活文化局
<p>乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まる各種イベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。</p>		
240	安全な商品の普及	生活文化局
<p>事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。</p>		

(4) 良質な住宅と居住環境の確保

241	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	都市整備局
住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。		
242	若年ファミリー世帯への入居機会の拡大	都市整備局
入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年ファミリー向け募集」を通して、若年ファミリー世帯の入居の機会を拡大する。		
243	東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局
東京都住宅供給公社の一般賃貸住宅の新築（建替）住宅募集（抽選方式）において、子育て世帯を対象に抽選時の当選確率を一般申込者より5倍優遇するとともに、あき家先着順募集においては子育て世帯が優先的に申し込める期間（募集開始から7日間）を設定する。		
244	子育て世帯への入居機会の拡大（優遇抽選）	都市整備局
都営住宅における、小学校就学前の子どもがいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。		
245	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	都市整備局
子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。		
事業目標（27～29年度） 認定戸数 1,200戸		
246	地域開発整備事業	都市整備局
都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。		
247	都市居住再生促進事業	都市整備局
都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替などを行う区市町などに対し、都が事業費の一部を補助する。		
248	シックハウス対策	福祉保健局
化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」や室内の化学物質実態把握結果等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者会等におけるガイドラインの周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。		

(5) 安心して外出できる環境の整備

249	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局
子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。		

250	水辺空間の魅力向上	建設局
<p>子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備し水辺の動線を強化するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。</p>		
251	緑の拠点となる公園の整備	建設局
<p>都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。 事業目標（36年度） 170ha</p>		
252	こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局
<p>親子、子供同士で活動体験できる交流の場として整備する。 事業目標（36年度） 8か所</p>		
253	公園の多機能利用	建設局
<p>緑の保全や防災性の向上と併せた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加と併せて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設等の設置を誘導する仕組みを構築する。</p>		
254	心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援	福祉保健局
<p>心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図る。</p>		
255	情報バリアフリーの充実への支援	福祉保健局
<p>地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。</p>		
256	ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築	福祉保健局
<p>公共交通機関、民間建築物等における段差のないルートや車いすに対応したトイレの場所など、様々なウェブサイトに掲載されているユニバーサルデザインに関する情報を一元化し、すべての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを構築する。</p>		
257	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉保健局
<p>建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村</p>		
258	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉保健局
<p>区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。</p>		
259	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉保健局
<p>東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。</p>		

260	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想作成費補助）	都市整備局
<p>地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー新法に基づきバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。</p>		
261	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）	都市整備局
<p>エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く。）</p>		
262	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業）	都市整備局
<p>ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く。）</p>		
263	地下高速鉄道建設助成	都市整備局
<p>地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良（ホームドア、エレベーター等整備含む。）に対する補助を行う。</p>		
264	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局
<p>民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。</p>		
265	道路のバリアフリー化	建設局
<p>主要な生活圏において安全で円滑な移動環境を確保するため、駅、公共施設等を結ぶ都道のバリアフリー化を推進する。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、観光地や競技会場周辺等の都道のバリアフリー化も推進する。</p>		
266	歩道の整備・改善	建設局
<p>歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善、電柱の移設により、歩行空間の確保・改善を行う。</p>		
267	マタニティマークの普及への協力	交通局
<p>出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。</p>		
再掲	子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局
<p>（*N0.215参照）</p>		
再掲	東京子育て応援事業	福祉保健局
<p>（*N0.53参照）</p>		

コラム

ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援

東京都では、ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図り、都内中小企業の雇用環境整備を推進するため、平成 20 年度から「いきいき職場推進事業」として下記の取組等を実施しています。

東京ワークライフバランス認定企業

東京都では、従業員が仕事と生活を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業を「東京ワークライフバランス認定企業」として認定しています。

認定部門は「長時間労働削減取組」「休暇取得促進」「仕事と育児の両立推進」「仕事と介護の両立推進」「多様な勤務形態導入」「女性の活躍促進」の 6 部門です。

- 認定した企業については、取組内容を紹介する PR 用 DVD やリーフレットを東京都が作成するほか、下記の「ワークライフバランスフェスタ東京」で取組を紹介するなど広く周知します。

< 認定企業の取組事例 >

育児中のママ社員同士で情報交換できる機会を提供するための「ママランチ会」の開催。

育児休業最長 3 年間取得可能、介護休業最長 1 年取得可能、看護休暇の取得期限を中学校就学前まで延長等、法定以上の制度を整備。

仕事が早く終われば終業時間を 30 分繰り上げて早く帰れる制度を導入。制度導入により、社員は集中して働き、残業がほぼゼロに。

育児・介護を理由とする休業の際、消化できずに失効した有給休暇を 20 日限定で復活させ充当できる「ふっかつ休暇 20」制度の導入。



ワークライフバランスフェスタ東京での認定状授与式の様子

ワークライフバランスフェスタ東京

- 東京都では、上記の認定企業のようなワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を紹介し、働き方の見直しに向けた社会的気運を醸成するため、イベント「ワークライフバランスフェスタ東京」を毎年開催しており、毎年度約 4,000 名の来場者で賑わいます。

- 認定企業への認定状授与式及び取組内容の紹介のほか、有識者・企業の経営者によるパネルディスカッションや講演、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組む上で有用なツールを紹介するブース、国や都の相談コーナーなどがあります。

企業同士のノウハウ交換を進めるとともに、働いている方や働きやすい職場を探している方などの情報収集を支援しています。



ワークライフバランスフェスタ東京

コラム

「パパとママが描く みらい手帳」を作成しました
～夫婦でワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか？～

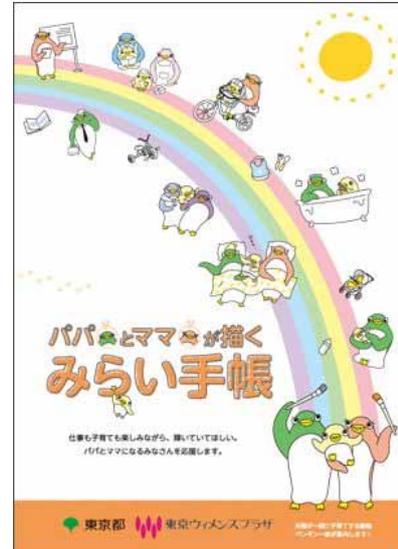
東京ウィメンズプラザでは、子育てに当たって、子供が生まれる前から、仕事と生活の調和いわゆるワーク・ライフ・バランスの重要性について夫婦で共有し、家事・育児に男性が積極的に参画するための意識啓発を図る目的で、「パパとママが描く みらい手帳」を作成しました。

夫婦で子育てに励む生態を持つペンギンのかわいいキャラクター「みらいちゃん」が内容を分かりやすく解説するとともに、4コマ漫画や夫婦で一緒に話し合いながら記載できるワークシートも複数掲載しています。

子供を育てながら仕事と家庭・地域のことをうまくやっていけるように、出産前から、育児や家事の役割分担、働き方等について夫婦で考えてみませんか。

都内区市町村において、母子健康手帳等に併せ配布しますので、ぜひともご活用ください。

また、東京ウィメンズプラザホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



「みらい手帳」表紙

コラム

子育て応援とうきょう会議の取組

～「社会全体で子育てを応援する」ムーブメントの推進～

子育て応援とうきょう会議は、様々な分野の企業、団体、関係機関、学識経験者等が連携し、社会全体ですべての子供と子育て家庭を支援する東京の実現に寄与することを目的に、平成19年10月に設置された団体です。

東京を「子育てしやすい活力ある都市」として発展させるため、本会議の構成団体や協働会員をはじめとする企業・NPO・自治体等とのパートナーシップのもと、「社会全体で子育てを応援する」取組や、仕事と子育て等の両立を可能にする「働き方の見直し」につながる取組を推進し、東京を「子育てしやすい街」にしていきます。

【主な取組】

東京の子育て応援サイト「とうきょう子育てスイッチ」

<http://tokyo.kosodateswitch.jp> 等を活用した

- ・東京の子育てに関する情報提供
- ・子育て支援の先駆的取組等の情報発信
- ・子育て支援に取組む団体等の交流・協働の促進

子育て支援に関するセミナーやイベント等の実施 など



マスコットキャラクター

第4章

子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 放課後の居場所
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第3章で掲げた事業を支えるのは、専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、地域で活動する様々な人材です。

これらの人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあります。

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

1 母子保健

子供と子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援するため、保健所・保健センター等の職員には、家族状況等を踏まえた適切な相談支援やサービス提供を行う力量とともに、必要に応じて他機関で行う支援策につなげることができるなど、幅広い知識が必要です。また、妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するワンストップ拠点を担う人材の育成も求められています。

<取組の方向性>

区市町村において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、地域の身近な子育て支援拠点における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を行います。

また、担当者の連絡会の開催や、各自治体の取組の状況に関する情報提供なども行い、職員の資質の向上を図っていきます。

2 子育て支援

子供家庭支援センターは、すべての子供と子育て家庭にとって、第一義的な相談窓口であり、ニーズに応じた適切なサービスの提供・紹介や、地域のネットワークの連絡調整を行うなど、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす必要があります。

虐待対応や関係機関調整、地域の実情に応じた社会資源の開発などを総合的に行える人材の確保・育成が不可欠ですが、区市町村により、職員の配置や経験年数など、組織の体制にはばらつきがあり、対応力の強化が求

められています。

子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要があります。また、今後は、地域支援や利用者支援の役割も果たせるような人材の育成が必要です。

区市町村で実施している子育て支援策には、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり型の事業や、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問型の事業、その他、支援を必要とする家庭に向けた様々なサービスがあり、こうした支援策を確実に実施するために必要な人材を確保・育成する必要があります。

利用者支援事業において、妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、これを担う人材を育成する必要があります。

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター事業、学童クラブ、子育てひろば事業等が新たに子ども・子育て支援法に位置付けられましたが、これらの事業拡充に当たっては、保育士等の有資格者に加えて、保育や子育て支援分野で活躍できる「子育て支援員」の確保・育成が必要となります。

<取組の方向性>

都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や精神保健分野の理解を深める講義、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。

相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援するとともに、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上や専門性の確保を図るため、引き続き、講習会を開催します。

子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な研修を実施します。

預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。

利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。

子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。

地域における様々な子育て支援サービスのレベルアップを図るため、各事業の従事者を対象にグループワーク型の研修や連絡会を区市町村の枠を超えて実施し、情報共有や意見交換、ネットワーク形成を支援します。

3 幼児教育

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、都は質の高い幼児教育が提供されるよう区市町村や事業者を支援していきます。

(1) 人材の確保

幼稚園において幼児の教育に直接携わる教諭は、幼稚園教諭免許状を保有している必要があり、免許状の授与件数は、毎年、約4,000件から約5,500件で推移しており、平成26年度の東京都内の国公立幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、10,772人です。

今後5年間の幼稚園利用者数は、平成26年度と同程度で推移する見込みであることから、幼稚園教諭の必要数についても概ね、これまでと同程度で推移すると見込まれます。

幼稚園等利用の量の見込み

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
171,433人	171,313人	171,196人	170,731人	169,458人

注：上記の人数は、区市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」のう

ち、1号認定及び2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者（以下、「教育ニーズ」という。）の合計数。

<取組の方向性>

- 引き続き幼稚園教諭免許の特例制度¹について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

(2) 資質の向上

教育公務員特例法に基づき、東京都教育委員会は、公立の新規採用幼稚園教諭研修や10年経験者研修を実施してきました。

また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続や乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の実施など、幼稚園、保育所及び認定こども園における質の高い幼児教育を支援してきました。

公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、東京都と共催で行う新規採用教員研修会や、中堅、管理者といった職層別の研修会のほか、教育研究大会や公開保育、教員免許状更新講習など、教職員の専門性を高めるための取組を積極的に展開しています。

いずれも、国公立幼稚園や公私立保育所、認定こども園の教職員など、都内の幼児教育に関わる教職員が広く参加できる説明会や研究協議会を実施しています。

<取組の方向性>

幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公私立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、教員と保育士が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。

専門的・広域的な観点から、教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

1 幼稚園教諭免許特例制度：保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、幼稚園教諭免許状を取得しやすくする制度

4 保育

保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。

また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。

さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっていきます。

(1)人材の確保

保育士

平成29年度末の待機児童解消のためには、平成26年度中に整備する保育サービスと合わせて40,000人分の拡充が必要です。

このために必要となる保育士数の最大値は、拡充する40,000人分を含む保育サービス全体を、すべて保育士有資格者によって提供するものと仮定し、かつ離職率も考慮して試算すると、約28,000人になります。

保育サービスの整備目標と保育士の必要見込数

(各年4月1日現在の対前年比)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育サービス 利用児童数	12,000人	12,000人	12,000人	4,000人	-
保育士数	28,000人				-

<取組の方向性>

必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組めます。

また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定

着を促進します。

保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めます。

その他の保育従事者

家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が保育サービスの拡充のスケジュールに合わせて計画的に研修を実施していくことが求められます。

<取組の方向性>

区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、今般新たに制度化された子育て支援員研修を実施していきます。

(2) 資質の向上

すべての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

<取組の方向性>

事業者や区市町村による研修実施を支援するとともに、受講促進に向けた環境を整備します。

また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。

障害児やアレルギー児への対応、保護者対応といった新たな課題などに対応するための研修を実施していきます。

特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。

あわせて、研修受講の機会を広げるため、都による研修の実施とともに、区市町村による研修実施や、研修受講促進の取組を、引き続き支援していきます。

保育の質の維持・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研

修を引き続き実施していきます。

5 認定こども園

平成27年4月からスタートすることになった新たな幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を有する保育教諭の確保が必要ですが、都内の幼稚園及び保育所における両資格の併有者の割合は、7割となっています。

国は、法施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の資格を有していれば良いこととするとともに、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」²を実施しています。

これに対し、都では、新たな幼保連携型認定こども園における教育・保育が適切に実施されるよう、少なくとも学級担任は幼稚園教諭であること、また、保育を必要とする児童を保育する者は、3歳以上児についてはその6割以上、3歳未満児については全員が保育士資格を有することを求めています。

また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育教諭の資質向上も必要です。

<取組の方向性>

都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。

²「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」：新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。（文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施）

6 放課後の居場所

子供たちの放課後の居場所を確保するため、区市町村では、学童クラブや放課後子供教室の整備・拡充に必要な人材を確保する必要があります。

学童クラブでは、障害児など特に支援を必要とする児童や、新制度開始により新たな利用対象となる高学年児童にも適切に対応できるよう、職員のスキルアップが不可欠です。また、支援を必要とする児童などに適切に対応するため、保護者、学校、地域との連携が求められています。

新制度開始に伴って定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、児童の対応にあたる「放課後児童支援員」の資格要件として、都道府県知事が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が必須になったことから、都としてはこれを確実に実施し、職員の確保及び資質向上に努める必要があります。

また、学童クラブと放課後子供教室が、国が定めた「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進められるよう、人材育成についても、福祉部門と教育部門の連携を強化する必要があります。

<取組の方向性>

学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を確実に実施します。現在、既に学童クラブに従事している者が引き続き学童クラブで支援員として従事するためには、今後5年間のうちに当該研修を修了する必要があるため、計画的に研修を実施していきます。

放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。

「放課後子ども総合プラン」の実施に向け、福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。

7 児童相談所

児童相談所における虐待相談件数が年々増えています。中には、保護者対応等が困難な事例や、重篤化する危険性が高い事例、居住実態が把握できない事例なども含まれており、対応に苦慮するケースも少なくありません。

都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など、児童虐待対応の中心となる職員を着実に増やしていますが、虐待に適切に対応していくためには、引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。

また、児童福祉司は、職員の増員等により、経験年数の少ない職員が増えており、困難事例等への対応力の向上が必要となっています。

<取組の方向性>

児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童相談所の一層の体制強化を図ります。

児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実等により、複雑困難な事例に対応できる職員の育成に取り組みます。

8 社会的養護

社会的養護を必要とする子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。児童の多様なニーズに応え子供たちを適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。

児童養護施設や乳児院において専門的な支援や養育の質の確保を図るためには、職員の確保・育成及び定着支援に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要です。

また、養育家庭においても、委託される児童の状態に合わせた養育の質の向上が必要です。

<取組の方向性>

法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。

また、施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導が出来るよう施設に担当職員等を配置したり、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。

養育家庭等の研修体系については、必修研修において、より支援力の向上につながる実践的な内容にするとともに、課題別研修においても、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭のスキルアップにつながるプログラムを設定します。

9 ひとり親家庭支援

ひとり親家庭が抱える課題は、就労から生活や子育て等多岐に渡っています。ひとり親家庭が、地域で自立した生活をしていけるよう、相談の内容から課題を的確に把握し、必要な支援につなげることが求められます。

地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っているのは、各区市の母子父子自立支援員ですが、その平均勤続年数は約3年となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況にあります。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要となっています。

<取組の方向性>

都は、広域的な立場から、母子父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。

10 障害児支援

(1) 子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

保育所や学童クラブ等において、障害児の受入が進んでいますが、障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、その他の子育て支援策においても、職員の専門性を向上させる必要があります。

<取組の方向性>

保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

(2) 障害児の相談支援を担う人材の養成・確保

障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、障害児支援については、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が必要です。関係機関の連携の下、ライフステージに応じた適切な支援を行っていくために、障害児の相談支援体制の整備が重要となっています。

平成24年4月の児童福祉法改正により、障害児施設・事業の体系が再編されるとともに、新たに障害児相談支援が制度化されました。障害児通所支援のすべての利用者について障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制の整備を計画的に進める必要があります。

発達障害児(者)支援については、乳幼児期における保健センター、保育所・幼稚園等や児童発達支援事業所等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が、各区市町村において進んできています。

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を一層実施できるよう、学校における指導・支援体制の整備や指導内容・方法の充実等が、重要な課題となっています。中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、極めて重要です。

<取組の方向性>

障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携の下で、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。

発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行ってまいります。

特別支援教育がすべての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めてまいります。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、すべての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図ってまいります。

コラム

東京都私立幼稚園新規採用教員研修事業 ～ 幼児教育を担う人材の資質向上に向けた取組み～

公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、都内私立幼稚園の新規採用教員を対象に、幼児教育に必要な知識・スキルや、教員としての使命感等を養うことを目的として、東京都との共催(平成21年度～)による新規採用教員研修事業を実施しています。

本研修は、年間を通じて、宿泊研修と日帰り研修を実施しており、宿泊研修(2回)では延べ400名、日帰り研修(5回)では延べ1,000名を超える規模の新規採用教員が毎年度受講しています。

研修では、子供が初めて出会う学校の教員に求められる基礎的素養や心構えなどを学ぶ各種講義をはじめ、教育現場での実践に資する野外研修やグループ討議による体験学習など、幅広い研修内容を展開しています。

今後も、子供と子育て家庭をめぐる環境変化を的確に捉えつつ、質の高い幼児教育が提供されるよう、本研修の更なる充実を目指して、幼児教育に携わる人材の資質向上に取り組んでまいります。



宿泊研修でのグループ討議の様子

第5章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業主の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

目標を掲げている取組 一覧表

東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

(本計画の着実な推進)

本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。

本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。

(区市町村への支援)

区市町村が、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画に基づき、子供・子育て支援の実施主体として、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。

保育サービスの待機児童については、平成 29 年度末までの解消を目指します。潜在的なニーズを勘案して設定した保育サービスの整備目標に基づき、区市町村が保育サービス拡充に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。

保健所や保健センターにおける母子保健事業や子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

(広域的・専門的な施策の実施)

地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。

子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。

妊娠・出産に関する正しい知識や虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

(企業の取組を促進)

雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、仕事と家庭生活の両立支援に向けた気運の醸成に取り組みます。

(地域の活動を支援)

子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織や NPO 団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。

また、企業、NPO 団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

(新制度の実施主体)

新制度の実施主体として、すべての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

(地域の子供・子育て支援の拡充)

子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、すべての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。

そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO 団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。

また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

(保育所待機児童の解消に向けた取組)

国は「待機児童解消加速化プラン」(平成 25 年 4 月 29 日内閣総理大臣公表)、都は「東京都長期ビジョン」(平成 26 年 12 月 25 日策定)において、それぞれ平成 29 年度末までに待機児童を解消する方針を打ち出しています。区市町村においても、これを踏まえた目標を設定し、多様な保育サービスを拡充させ、待機児童の早期解消を図っていくことが求められています。その際、今後も女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なる保育ニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童ゼロが継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

(雇用環境の整備)

育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、仕事と生活の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。

次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。

(企業の社会的責任)

企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入など、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

4 地域社会・都民の役割

(子供・子育て支援)

すべての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

(児童虐待の防止)

児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加が続いています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがSOSにいち早く気付き、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。

児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

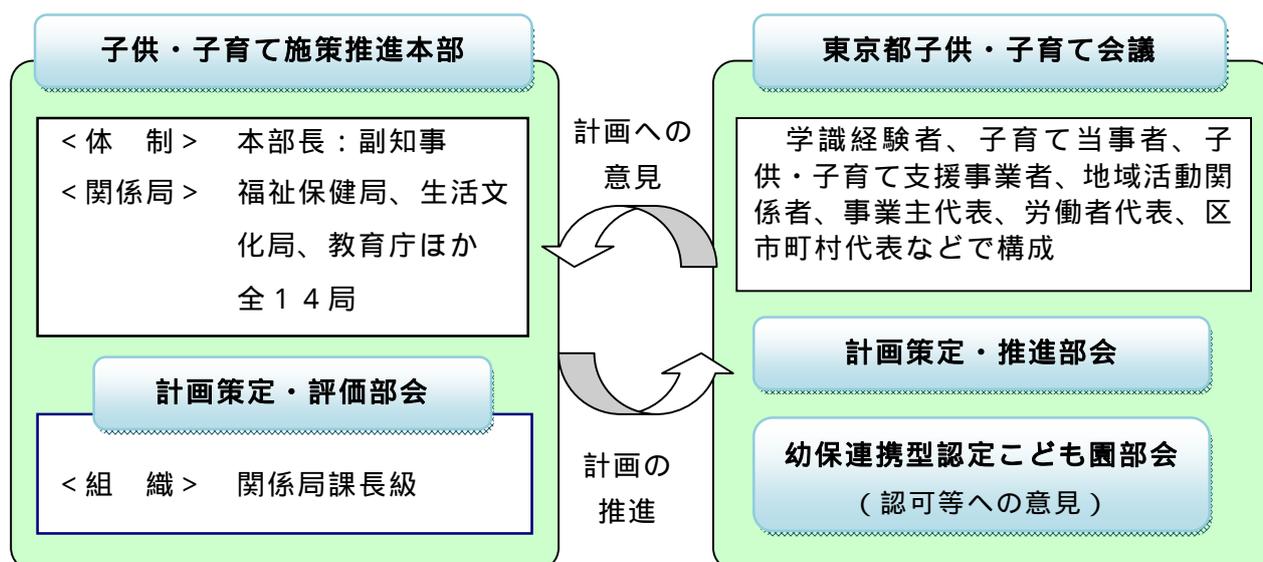
(関係機関や企業等と行政との連携)

民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。

また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。



6 進捗状況の評価・公表

東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表します。

計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行います。

(1) 点検・評価

計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても点検・評価します。

(2) 評価指標の設定

子供・子育て支援施策の推進に当たっては、利用者の視点に立ち、柔軟か

つ総合的に取り組んでいく必要があります。そのため、子供・子育て施策推進本部において、東京都子供・子育て会議の意見を踏まえ、利用者の視点に立った指標を計画全体と目標ごとの2段階で設定します。

【評価指標の考え方】

計画期間終了時の評価に向け、計画全体の指標を設定する。

毎年度の事業評価に向け、目標ごとの指標を設定する。

毎年度の事業評価は、進捗状況管理と並行して行う。

毎年度の事業評価の際には、目標ごとの指標だけでなく、本計画において定める目標事業量の進捗についても参考とする。

(3) 評価の実施

子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議します。

(4) 進捗状況及び評価結果の公表

計画の進捗状況及びその評価結果に係る資料については、東京都公式ホームページ等により公表することとします。

目標を掲げている取組 一覧表

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標	担当局
-	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築 (妊娠届の受理、各種訪問事業等、子育てスタート支援事業、出産・子育て応援事業など)	-	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	福祉保健局
23	周産期医療システムの整備	294床	31年度 NICU 320床確保	福祉保健局
47	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実	808か所	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを62区市町村で実施	福祉保健局
50	利用者支援事業	4区市	62区市町村	福祉保健局
-	多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施 (一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、延長保育事業、休日保育、夜間保育など)	-	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	福祉保健局
63	保育サービスの拡充	(H26.4.1現在) 保育サービス利用児童数 234,911人	平成30年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成26年度を含む)	福祉保健局
78	病児保育事業の充実	119か所 49区市(23区26市)	160か所	福祉保健局
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	47区市町村 116クラブ (21区:54クラブ、21市:57クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)	32年度 全区市町村で設置	オリンピック・パラリンピック準備局
88	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	平成26年度事業予定 20地区、20クラブ、20事業	32年度 全クラブで実施	オリンピック・パラリンピック準備局
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	全国体力・運動能力、運動週間等調査都道府県順位 【小学生】男子:18位 女子25位 【中学生】男子:47位 女子44位	平成31年度に 昭和50年代の水準まで向上	教育庁
138 139 140	学童クラブ事業	登録児童数 89,327人 (H26.5.1現在) H22.5.1現在との比較 5,232人増	平成31年度(平成32年5月) 登録児童数 12,000人増	福祉保健局
142	放課後子供教室	52区市町 1,101教室	全小学校区に設置	教育庁
147	家庭的養護(養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム)の推進	・1,197人(養育家庭等407人、グループホーム131ホーム790人) 家庭的養護 31.2% ・ファミリーホーム14か所(うち法人型2か所)	・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。 ・29年度までにファミリーホームを21か所(うち法人型8か所)設置する。	福祉保健局
149	サテライト型児童養護施設の設置	-	29年度までに3か所	福祉保健局
150	専門機能強化型児童養護施設制度	民間児童養護施設40か所	29年度までに全民間児童養護施設(53か所)	福祉保健局

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標	担当局
162	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	17区19市	62区市町村	福祉保健局
163	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	-	62区市町村	福祉保健局
164 133	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 (学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施)	-	62区市町村	福祉保健局
176	短期入所事業の充実	定員数838人(障害者分を含む)	29年度までに220人分の短期入所整備(障害者分を含む)	福祉保健局
179	児童発達支援センターの設置促進	-	29年度までに10か所増	福祉保健局
240	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	-	27~29年度 認定戸数 1,200戸	都市整備局
246	緑の拠点となる公園の整備	新規開園面積 13.7ha(平成25年度)	平成36年度までに新たに170ha開園	建設局
247	こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり	-	28年度 モデル公園の基本設計 36年度 8か所	建設局

資料編

計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部設置要綱

東京都子供・子育て会議条例

東京都子供・子育て会議委員名簿

東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過等

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

計画に係る用語集

計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部（平成 25 年度～）

庁内横断組織として、副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、策定を進めました。

東京都子供・子育て会議（平成 25 年度～）

幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25 名の委員と 4 名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここで頂いた専門的な立場からの意見や指摘を計画に反映させました。

次世代育成支援行動計画懇談会（平成 22 年度～平成 26 年度）

学識経験者、子育て支援活動団体の代表など、12 名の委員で構成する「次世代育成支援行動計画懇談会」を平成 22 年度から 26 年度まで毎年度開催し、次世代後期計画の進捗状況や事業効果等について意見や助言を頂きました。頂いた意見や助言は、東京都子供・子育て会議に報告するとともに、都が計画を策定する上で、参考としました。

子供・子育て施策推進本部設置要綱

平成25年10月15日
25福保子計第356号
福祉保健局長決定

(目的)

第1 次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して次世代育成支援の気運を醸成することを目的として、子供・子育て施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

(検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東京都における次世代育成支援の気運醸成に向けた取組に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定に関する事。
- (3) 次世代育成支援東京都行動計画(後期)の推進に関する事(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条第6項に基づく「措置の実施状況の公表」に関する事を含む。)
- (4) その他、東京都の次世代育成支援対策に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関する事を担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局理事(少子高齢化対策担当)、生活文化局長、教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

(本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部の運営は、福祉保健局、生活文化局、教育庁が連携して担当するものとする。

(意見の聴取)

第6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7 本部に「計画策定・評価部会」を設置する。

- 2 「計画策定・評価部会」の部会委員は、原則として課長級職員とし、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表2に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
- 3 部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の職にある者をもって充てる。
- 5 副部会長は、生活文化局私学部調整担当課長及び教育庁地域教育支援部義務教育課長の職にある者をもって充てる。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。

(幹事会)

第8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。
- 3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。
- 4 幹事会は幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

第9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。

- 2 生活文化局私学部及び教育庁地域教育支援部は、事務局を補佐する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(26福保子計第202号)

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則(26福保子計第472号)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表1 子供・子育て施策推進本部委員

局名	職名
政策企画局	調整部長
青少年・治安対策本部	青少年対策担当部長
総務局	労務担当部長
主税局	税制調査担当部長
生活文化局	総務部長 男女平等参画担当部長 私学部長
オリンピック・パラリンピック準備局	総合調整部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 事業推進担当部長 障害者施策推進部長
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 商工部長 雇用就業部長
建設局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
教育庁	教育政策担当部長 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

別表2 計画策定・評価部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	調整部	政策担当課長
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	人事部	職員支援課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化局	総務部	企画担当課長
	都民生活部	男女平等参画課長
	私学部	私学振興課長 企画担当課長 私学行政課長 調整担当課長
オリンピック・パラリンピック準備局	総務部	企画担当課長
都市整備局	総務部	企画担当課長
	住宅政策推進部	計画調整担当課長
福祉保健局	総務部	総合調整担当課長 企画担当課長
	医療政策部	医療政策課長
	保健政策部	保健政策課長
	生活福祉部	計画課長
	少子社会対策部	計画課長 次世代育成支援担当課長 育成支援課長 保育支援課長 家庭支援課長 事業推進担当課長
	障害者施策推進部	計画課長
病院経営本部	経営企画部	経営戦略担当課長
産業労働局	総務部	企画担当課長
	商工部	地域産業振興課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	計画担当課長
交通局	総務部	企画調整課長
教育庁	総務部	教育政策課長 企画担当課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	義務教育課長 生涯学習課長
	指導部	指導企画課長 義務教育特別支援教育指導課長
警視庁	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

東京都子供・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

- 2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。
- 3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定(認定こども園法に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。)の施行の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法(以下「新認定こども園法」という。)第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項(新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。)について調査審議することができる。

東京都子供・子育て会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

平成27年3月1日現在

区分	氏名	所属	計画策定・推進部会	任期
会長	網野 武博	東京家政大学特任教授		
委員	安念 潤司	中央大学法科大学院教授		
委員	石橋 悦子	東京都発達障害者支援センター センター長代行		平成26年9月まで
委員	入谷 幸二	東京都私立幼稚園連合会 会長		
委員	大谷 隆興	東京都民生児童委員連合会 副会長		平成25年11月まで
委員	小原 聖子	(都民公募)		
副会長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授		
委員	川下 勝利	東京都民間保育園協会 副会長		平成26年4月から
委員	河村 文夫	奥多摩町長		
委員	岸井 慶子	青山学院女子短期大学子ども学科教授		
委員	清原 慶子	三鷹市長		
委員	駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会 理事長		
委員	小山 貴好	学校法人常盤学園 理事長		
委員	斉藤 和巳	東京都民間保育園協会 会長		平成26年3月まで
委員	榊原 智子	読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員		
委員	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授		
委員	市東 和子	東京都民生児童委員連合会 副会長		平成26年1月から
副会長	柴崎 正行	大妻女子大学家政学部教授		
委員	都賀 香子	(都民公募)		
委員	成澤 廣修	文京区長		
委員	柊澤 章次	東京都社会福祉協議会保育部会 部会長		
委員	福井 直美	東京都国公立幼稚園長会 会長		
委員	福田 泰也	東京商工会議所 産業政策第二部 副部長		平成26年4月から
委員	松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表理事		
委員	間部 彰成	東京商工会議所 理事・産業政策第二部 部長		平成26年3月まで
委員	溝口 義朗	認証保育所ウッディキッズ 施設長		
委員	峯岸 道隆	一般社団法人東京都小学校PTA協議会 会長		
委員	村上 稔	連合東京 副事務局長(政策局長)		
委員	山崎 順子	東京都発達障害者支援センター センター長		平成26年10月から
専門委員	金子 正博	品川区子ども未来事業部長		平成26年3月まで
専門委員	久住 智治	文京区男女協働子育て支援部長		平成26年4月から
専門委員	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長		
専門委員	正木 忠明	東京都医師会 理事		
専門委員	宮崎 望	三鷹市子ども政策部 調整担当部長		

部会長

副部会長

オブザーバー

資料編

東京都子供・子育て会議の審議経過等

	開催日	検 討 事 項
第1回 全体会議	平成25年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定について ・東京都の幼児教育・保育等の状況について
第1回 計画策定部会	平成25年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について
第2回 計画策定部会	平成26年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念、施策の方向性と取組事項について <li style="padding-left: 20px;">第1回計画策定部会の意見を踏まえて
第1回 認定こども園 部会	平成26年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第3回 計画策定部会	平成26年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">幼児期の学校教育・保育の充実 <li style="padding-left: 20px;">地域の子供・子育て支援の充実
第2回 認定こども園 部会	平成26年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について
第4回 計画策定部会	平成26年7月4日 第2回全体会議と同日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">妊娠期からの切れ目のない支援 <li style="padding-left: 20px;">次代を担う子供たちの教育、育成支援 <li style="padding-left: 20px;">子育てしやすい環境の整備
第2回 全体会議	平成26年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の認可基準について ・計画部会における検討状況について
第5回 計画策定部会	平成26年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">特別な支援を必要とする子供や家庭への支援
第3回 全体会議 第6回 計画策定部会	平成26年10月10日 合同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子供・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」
第7回 計画策定部会	平成26年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・取組事項の具体的な検討 <li style="padding-left: 20px;">子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上 ・子供・子育て支援施策の推進体制
第8回 計画策定部会	平成27年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
	平成27年2月12日 ～2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画素案」パブリックコメントの実施
第4回 全体会議	平成27年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

平成27年3月現在

区市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「区市町村計画」という。）における量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。

量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分の別により、次のとおりとします。

1号認定・・・区市町村計画の合計（下記1）

2号認定・3号認定・・・区市町村設定区域別の数値（下記2）。ただし、「確保方策」について、平成29年度末までに待機児童が解消されるよう調整する。

〔平成29年度において、量の見込み（X）と異なる区域において、不足する確保方策の1/3を平成27年度から29年度までの各年度に加算する。〕

X = 2号認定（教育ニーズの1/2 + 保育ニーズ） + 3号認定 Y = 2号認定 + 3号認定

1 都全域（1号認定に係る設定区域）

	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度								
	1号認定	2号認定 教育 ニーズ 1号を含む	3号認定 0歳 1-2歳	1号認定	2号認定 教育 ニーズ 1号を含む	3号認定 0歳 1-2歳	1号認定	2号認定 教育 ニーズ 1号を含む	3号認定 0歳 1-2歳	1号認定	2号認定 教育 ニーズ 1号を含む	3号認定 0歳 1-2歳	1号認定	2号認定 教育 ニーズ 1号を含む	3号認定 0歳 1-2歳						
量の見込み(a)	152,897	18,436	129,445	29,590	101,827	153,231	18,082	131,333	29,570	102,573	153,342	17,389	135,435	29,527	103,174	152,532	16,926	136,002	29,491	102,957	
確保 方策	42,831	134,468	18,052	74,766	44,686	141,493	19,288	79,298	48,627	146,694	20,140	82,309	48,974	148,939	20,574	83,957	49,677	150,452	20,818	84,980	
特定地域型保育事業 1	14,494	1,065	49	1,680	4,602	49	2,231	5,875	49	2,682	6,893	49	2,953	7,336	49	2,953	7,336	49	3,131	7,691	
特定地域型保育事業 2	6,608	6,429	16,704	6,608	6,429	16,704	6,388	16,410	6,187	6,382	16,018	6,382	16,018	6,382	16,018	6,382	16,018	6,382	16,018	6,382	16,018
特定地域型保育事業 3																					
特定地域型保育事業 4																					
(b) 認可外保育施設																					
(b-a)	34,679	-6,805	-3,429	-5,755	34,322	-1,423	-1,683	-990	34,058	1,671	-420	2,220	34,338	2,048	396	4,118	35,590	3,245	855	5,675	

- 1 認定子ども園、幼稚園、保育所
- 2 施設型給付の対象としての確保を受けない幼稚園
- 3 家庭型保育事業、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- 4 認可外保育施設のうち、認証保育所など、一定の施設基準に基づき運営費支援等が行われている施設

2 区市町村設定区域（2号認定・3号認定に係る設定区域）

【留意事項】

区市町村内に設定された各区域の範囲は、P208を参照ください。

本表は、区市町村計画の数値を基に作成していますが、区市町村によって集計方法が異なるため、区市町村計画における集計表と一致しないことがあります。

1号認定について、都は区域設定を都全域で1つとしているため、各区市町村の合計のみ集計しています。

2号認定の教育ニーズについて、区市町村内に設定された区域別の内訳がない場合、当該欄を「」と表記しています。

確保方策の「特定地域型保育事業」について、区市町村によっては、預かり保育の定員数を、2号認定の教育ニーズに対する確保方策として計上している場合があります。

確保方策の「特定地域型保育事業」について、区市町村によっては、2号認定の人数を計上している場合があります。

1号認定及び2号認定のb-a欄について、区市町村によっては、2号認定の教育ニーズに対する確保方策を1号認定に含めて記載している場合があります。

そのため、実際の認定区分別の過不足とは異なる場合があります。

	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	1号認定	2号認定 教育 ニーズ 1号を含む	3号認定 0歳 1-2歳												
千代田区	597	614	118	347	589	633	655	718	558	784	233	578	779	600	798
特定教育・保育施設	574	614	118	347	589	633	655	718	558	784	233	578	779	600	798
確保を受けない幼稚園	87			98			98						118		
特定地域型保育事業			25	49											
(b) 認可外保育施設		130	51	165											
(b-a)	64	111	-23	12	32	102	8	52	54	122	3	80	3	6	58
(内訳)															
特定教育・保育施設		416	114	313											
確保を受けない幼稚園		357	67	207											
特定地域型保育事業			13	26											
(b) 認可外保育施設		46	23	68											
(b-a)		-13	-11	-12											
(内訳)															
量の見込み(a)		217	103	236											
確保		257	51	140											
方策															
特定地域型保育事業															
(b) 認可外保育施設		84	28	97											
(b-a)		124	-12	24											

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度			
	1号認定	2号認定 教育 二一 号に含む	3号認定 0歳 1-2歳	保育 二一 号																
中央区	1,730	1,880	425	1,741	1,849	1,631	1,861	1,990	2,002	1,711	2,099	1,805	2,142	1,805	2,142	2,329	2,155	472	2,155	472
合計	2,518	2,833	1,124	2,533	2,533	2,197	2,197	2,593	2,593	322	3,333	322	3,333	2,269	2,269	0	2,269	340	2,269	340
(内訳)	788	169	109	356	179	179	179	603	410	17	76	494	15	451	2	353	26	50	379	79
京橋地区	306	402	45	244	476	60	292	476	60	292	476	60	292	476	60	292	476	60	292	476
日本橋地区	121	121	14	38	177	6	22	110	603	312	74	327	81	345	81	345	79	346	79	346
(内訳)	124	124	9	38	177	6	22	110	603	312	74	327	81	345	81	345	79	346	79	346
(内訳)	414	497	76	300	623	76	384	659	659	82	408	82	408	695	695	88	432	88	432	88
港区	1,394	1,932	485	1,447	1,408	2,397	543	1,613	1,493	1,932	552	1,637	1,592	2,688	573	1,737	1,761	582	1,761	582
合計	872	940	361	1,212	903	376	1,222	780	778	361	1,157	361	1,157	780	780	13	780	363	1,157	363
(内訳)	2,438	2,977	643	2,230	2,491	3,031	2,898	652	2,290	2,561	312	2,977	659	2,346	2,663	325	3,092	669	2,346	2,663
新港区	1,648	2,799	563	1,731	1,428	3,011	590	1,875	1,438	3,104	602	1,925	1,443	3,104	602	1,925	1,451	3,104	608	1,943
合計	598	1,136	279	885	1,049	209	649	728	728	1,225	230	788	728	1,225	230	788	728	1,225	230	788
(内訳)	94	94	61	191	94	61	191	94	61	191	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
東船地区	7	7	-7	-12	7	4	39	4	39	117	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
(内訳)	920	920	181	529	904	186	521	902	858	176	651	181	656	906	185	540	184	669	184	669
中央区	161	161	66	36	131	74	54	99	70	77	55	59	175	55	59	175	55	59	175	55
(内訳)	893	893	193	665	905	197	695	917	200	701	929	203	724	929	203	724	929	203	724	929
中央地区	830	830	163	553	958	187	626	977	187	626	977	187	626	977	187	626	977	187	626	977
(内訳)	86	86	51	133	86	51	133	86	51	133	86	51	133	86	51	133	86	51	133	86
西北地区	23	23	21	78	139	41	121	146	38	115	134	35	92	134	35	92	134	35	92	134
(内訳)	2,440	2,276	413	1,469	2,371	431	1,505	2,449	441	1,531	2,657	441	1,531	2,466	441	1,531	2,657	441	1,531	2,657
文京区	662	662	439	1,829	439	1,829	439	1,829	439	1,829	439	1,829	439	1,829	439	1,829	439	1,829	439	1,829
合計	51	120	60	244	447	8	57	413	413	19	124	22	133	372	22	133	372	22	133	372
(内訳)	411	411	-23	339	447	8	57	413	413	19	124	22	133	372	22	133	372	22	133	372

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度								
	1号 認定	2号認定		3号認定 0歳																					
		教育 二一ス	保 育			教育 二一ス	保 育			教育 二一ス	保 育			教育 二一ス	保 育			教育 二一ス	保 育		教育 二一ス	保 育	教育 二一ス	保 育	教育 二一ス
台東区	1,563	416	1,462	366	1,210	1,666	444	1,558	389	1,170	1,663	443	1,519	1,180	1,678	447	1,569	375	1,192	1,651	440	1,545	372	1,193	
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	1,050	1,345	210	787	1,100	1,436	216	828	222	869	1,137	869	1,127	869	1,127	869	1,127	869	1,127	869	1,127	869	1,127	869	1,127
保 護を要しない幼稚園	988			988				988																	
方 策				32	79			40	93					48	107										
特 定地域型保育事業				91	252			82	228					82	228										
(b) 認可外保育施設				67	67			37	37					82	228										
(b-a)				-466																					
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	1,844	304	2,421	556	1,827	1,900	306	2,623	584	1,878	1,957	307	2,827	611	1,932	2,014	315	3,022	639	1,894	2,071	314	3,227	649	1,932
保 護を要しない幼稚園	662	3,097	394	1,694	662	3,247		412	1,748	776	3,373		442	1,826	873	442	3,516		472	1,904	989	364	502	1,982	
方 策				62	141			68	154					74	167										
特 定地域型保育事業				71	172			71	172					74	167										
(b) 認可外保育施設				87	87			87	87					74	167										
(b-a)				-99																					
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	179	1,416	306	913	166	1,431	316	920	335	930	335	930	325	930	335	930	335	1,456	144	1,456	144	1,458	327	931	
保 護を要しない幼稚園	1,840		225	977	1,840		225	977	1,806		225	977	1,806		225	977	1,806		1,815		237	1,762	237	1,001	
方 策				39	92			45	105					51	118										
特 定地域型保育事業				33	81			33	81					33	81										
(b) 認可外保育施設				264				262						226											
(b-a)				-9				-13						-13											
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	5,581	6,281	1,155	4,536	5,651	6,746	1,195	4,916	5,861	7,448	1,205	5,308	6,084	1号に含む	8,334	1,231	5,687	6,280	1号に含む	8,796	1,317	6,075	322	1,001	
保 護を要しない幼稚園	3,010	6,031	700	3,200	3,010	6,693	751	3,586	3,010	7,424	790	4,000	3,010	8036	826	4,372	3,010	8,648	862	4,744	2,030	2,030	2,030	2,030	
方 策				18	48			24	61					24	61										
特 定地域型保育事業				437	1,291			431	1,282					431	1,282										
(b) 認可外保育施設				195				143						100											
(b-a)				-541				-611						-821											
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	3,595	304	4,523	889	3,451	3,725	315	4,687	887	3,262	3,712	317	4,667	877	3,241	3,639	310	4,578	850	3,255	3,506	297	4,410	830	3,214
保 護を要しない幼稚園	702	3,794	706	2,582	717	3,950	736	2,671	732	4,106	766	2,760	747	4,223	788	2,826	762	4,340	788	2,826	762	4,340	788	2,826	762
方 策				94	173			117	220					140	267										
特 定地域型保育事業				195	547			195	547					217	547										
(b) 認可外保育施設				547				128	149					183	176										
(b-a)				-838				-857						-633											
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	2,596	381	2,288	623	1,819	2,683	393	2,374	616	1,811	2,737	401	2,423	607	1,783	2,794	410	2,473	587	1,772	2,775	406	2,456	584	1,745
保 護を要しない幼稚園	196	2,170	318	1,265	196	2,302	342	1,349	196	2,401	360	1,412	196	360	1,412	196	2,434	366	1,433	196	2,467	372	1,454	372	
方 策				55	121			70	151					70	151										
特 定地域型保育事業				149	376			149	376					146	376										
(b) 認可外保育施設				258				159						58											
(b-a)				-104				-57						-58											
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	8,275	1,570	5,942	1,622	5,127	8,269	1,569	5,938	1,607	5,085	8,360	1,586	6,003	1,591	4,956	8,297	1,574	5,958	1,576	4,909	8,224	1,561	5,906	1,562	4,862
保 護を要しない幼稚園	8,890	6,143	762	3,618	340	6,203	762	3,681	340	6,316	340	6,316	777	3,745	340	6,316	841	6,316	841	6,316	340	6,236	841	6,316	
方 策				0	297			0	297					57	297										
特 定地域型保育事業				364				353						353											
(b) 認可外保育施設				955				951						933											
(b-a)				-1,005				-951						-186											
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	2,001	1,885	535	1,765	2,058	1,884	530	1,751	2,112	1,905	525	1,706	2,112	1,905	525	1,706	2,112	1,905	525	1,706	2,112	1,905	525	1,706	
保 護を要しない幼稚園				256	1,203			256	1,245					256	1,245										
方 策				120	400			109	393					165	318										
特 定地域型保育事業				236				283						114											
(b) 認可外保育施設				-114				-49						-60											
(b-a)																									
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	1,430	1,397	422	1,459	1,462	1,396	418	1,447	1,464	1,412	414	1,410	1,464	1,412	414	1,410	1,464	1,412	414	1,410	1,464	1,412	414	1,410	
保 護を要しない幼稚園	198	198	198	837	198	858	198	858	198	858	198	858	198	858	198	858	198	858	198	858	198	858	198	858	
方 策				0	148			0	148					0	148										
特 定地域型保育事業				115	150			115	150					115	150										
(b) 認可外保育施設				148				181						167											
(b-a)				-74				-52						-11											

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度									
	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定							
	1号認定	教育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	0歳	1・2歳						
豊島区	2,101	232	1,869	622	1,765	2,137	236	1,901	619	1,838	2,224	245	1,978	619	1,851	2,316	256	2,060	617	1,848	2,392	264	2,128	612	1,842	
確保	240	2,086	398	1,210	240	2,256	428	1,310	428	1,310	240	2,324	440	1,350	240	2,324	440	1,350	240	2,324	440	1,350	240	2,324	440	1,350
方策	1,917		91	159	1,932		112	243	112	243	1,984		86	289	130	315	2,076		130	315	2,167		130	315	2,076	
(b)	56	40	55	86	289	35	55	86	289	35	55	86	289	35	55	86	289	35	55	86	289	35	55	86	289	
(b-a)				-47	-107																					
(b-a)																										
(内訳)	121	1,010	364	969	1,071	210	631	228	691	1,173	228	691	1,241	240	731	1,241	240	731	1,241	240	731	1,241	240	731	1,241	
確保																										
方策	26	48	158	48	100	48	158	26	48	158	26	48	158	26	48	158	26	48	158	26	48	158	26	48	158	
(b)	-34	-80	-58	-86	-51	-80	-51	-86	-51	-80	-51	-86	-51	-80	-51	-86	-51	-80	-51	-86	-51	-80	-51	-86		
(b-a)																										
(内訳)	111	859	258	796	1,015	188	579	113	876	256	840	118	915	257	848	122	943	256	847	127	983	256	847	127	983	
確保																										
方策	5	328	34	95	1,476	5	328	34	95	1,476	5	328	34	95	1,476	5	328	34	95	1,476	5	328	34	95	1,476	
(b)	199	7	199	7	22	199	7	22	199	7	22	199	7	22	199	7	22	199	7	22	199	7	22	199	7	
(b-a)																										
(内訳)	960	161	702	185	722	952	161	702	185	722	952	161	702	185	722	952	161	702	185	722	952	161	702	185	722	
確保																										
方策	1,589	234	906	234	906	1,709	234	906	234	906	1,709	234	906	234	906	1,709	234	906	234	906	1,709	234	906	234	906	
(b)	5	32	113	32	113	5	32	113	32	113	5	32	113	32	113	5	32	113	32	113	5	32	113	32	113	
(b-a)																										
(内訳)	1,921	434	2,387	394	1,820	1,925	435	2,388	390	1,935	1,983	448	2,431	385	1,975	2,037	460	2,504	381	1,954	2,107	476	2,599	375	1,930	
確保																										
方策	1,044	2,777	369	1,671	1,044	2,890	374	1,741	1,044	2,958	388	1,791	1,044	2,958	389	1,796	1,044	2,958	389	1,796	1,044	2,958	389	1,811		
(b)	1,737		0	0	1,742		0	0	1,744		0	0	1,744		0	0	1,744		0	0	1,744		0	0	0	
(b-a)																										
(内訳)	860	7	65	77	861	118	74	32	805	130	93	42	751	90	226	51	90	226	51	90	226	51	90	226	51	
確保																										
方策	883	773	137	549	744	135	581	738	908	125	516	738	908	125	516	738	908	125	516	738	908	125	516	738		
(b)	13	30	87	0	0	13	30	87	0	0	13	30	87	0	0	13	30	87	0	0	13	30	87	0		
(b-a)	123	18	54	20	22	177	20	22	183	22	12	183	22	12	183	22	12	183	22	12	183	22	12	183	22	
(内訳)	294	417	56	224	417	295	49	246	417	295	49	246	417	295	49	246	417	295	49	246	417	295	49	246		
確保																										
方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(b)	123	0	7	12	122	14	-10	122	14	-10	122	14	-10	122	14	-10	122	14	-10	122	14	-10	122	14	-10	
(b-a)																										

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度									
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定						
		0歳	1・2歳			教育	保育			教育	保育			教育	保育			教育	保育		教育	保育	教育	保育		
(内訳)																										
量の見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	4,396	1,054	5,566	1,298	4,160	4,438	1,063	5,599	1,268	4,233	4,453	1,067	5,630	1,486	4,507	1,081	5,700	1,273	4,289	4,516	1,083	5,746	1,307	4,313		
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	1,486	5,579	786	3,004	1,486	5,947	5,947	5,947	836	3,104	1,486	5,947	876	3,184	1,486	5,849	876	3,184	1,486	5,947	876	3,184	1,486	5,849	876	3,184
方 策	5,947				5,947				5,947			5,947			5,947				5,947			5,947			5,947	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		6	29	54		6	68	6	29	54		6	29	54		6	29	54		6	29	54		6	29	54
(b-a)		43	5	-23		62	62	6	29	54		6	29	54		6	29	54		6	29	54		6	29	54
量的見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	200	1,358	341	1,019	202	1,366	333	1,037	203	1,374	343	1,042	205	1,391	335	1,051	206	1,402	344	1,057	206	1,410	344	1,065		
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	1,357		188	719	1,417		208	758	1,447		218	778	1,477		218	778	1,477		218	778	1,477		218	778		
方 策	1,357				1,417				1,447				1,447		1,447				1,447			1,447			1,447	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		38	50	137		38	50	137		38	50	137		38	50	137		38	50	137		38	50	137		
(b-a)		-163	-75	-49		-113	-23	25		-92	-23	25		-92	-23	25		-92	-23	25		-92	-23	25		
量的見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	143	829	226	649	144	834	221	660	144	839	227	663	145	849	222	669	146	856	227	673	146	856	227	673		
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	833		121	449	863		131	469	863		131	469	863		131	469	863		131	469	863		131	469		
方 策	833				863				863				863		863				863			863			863	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		15	44	87		15	44	87		15	44	87		15	44	87		15	44	87		15	44	87		
(b-a)		-124	-26	-29		-100	-2	6		-105	-2	6		-116	-2	6		-124	-2	6		-124	-2	6		
量的見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	254	1,041	248	799	256	1,047	242	813	257	1,053	249	816	261	1,066	243	823	261	1,075	250	828	261	1,075	250	828		
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	1,050		151	560	1,080		161	580	1,110		171	600	1,110		171	600	1,110		171	600	1,110		171	600		
方 策	1,050				1,080				1,110				1,110		1,110				1,110			1,110			1,110	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		9	19	52		9	19	52		9	19	52		9	19	52		9	19	52		9	19	52		
(b-a)		-236	-36	-50		-214	-8	-18		-191	-8	-18		-208	-7	-5		-217	-7	-5		-217	-7	-5		
量的見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	254	874	208	745	256	879	203	758	257	883	208	761	261	895	203	768	261	902	209	772	261	902	209	772		
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	901		109	492	901		109	492	901		109	492	901		109	492	901		109	492	901		109	492		
方 策	901				901				901				901		901				901			901			901	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		52	52	138		52	52	138		52	52	138		52	52	138		52	52	138		52	52	138		
(b-a)		-175	-9	-9		-182	-2	-9		-187	-3	-19		-203	-8	-12		-210	-8	-12		-210	-8	-12		
量的見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	203	1,464	275	948	205	1,473	269	965	206	1,481	276	969	209	1,499	270	978	209	1,511	277	983	209	1,511	277	983		
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	1,438		217	785	1,468		227	805	1,528		247	845	1,528		247	845	1,528		247	845	1,528		247	845		
方 策	1,438				1,468				1,528				1,528		1,528				1,528			1,528			1,528	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		16	3	21		16	3	21		16	3	21		16	3	21		16	3	21		16	3	21		
(b-a)		-213	-26	-50		-194	-4	-34		-143	-15	-15		-164	-21	-6		-176	-21	-6		-176	-21	-6		
量的見込み(a)																										
確 定 教 育 ・ 保 育 施 設	10,449	1,155	5,335	1,318	5,166	10,707	872	5,553	1,303	5,278	10,910	589	5,791	1,288	5,392	1,185	296	5,979	1,240	5,392	1,185	296	5,979	1,240	5,392	
保 護 認 定 受 け づ け ない 幼 稚 園	4,442		7,015	948	4,023	4,442	7,467	4,562	4,622	4,585	4,660	4,585	4,622	4,585	4,660	4,585	4,622	4,585	4,660	4,585	4,622	4,585	4,660	4,585	4,622	
方 策	6,720				6,720				6,600				6,600		6,600				6,600			6,600			6,600	
特 定 地 域 型 保 育 事 業																										
(b) 認 可 外 保 育 施 設		160	268	711		160	268	711		160	268	711		160	268	711		160	268	711		160	268	711		
(b-a)		685	16	7	455	1,129	66	72	252	1,432	103	55	0	1,687	176	188	0	1,918	243	284	0	1,918	243	284		

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度								
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定					
		0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
(内訳)		290	1,339	326	1,331	219	1,394	322	1,359	148	1,454	318	1,399	74	1,501	306	1,366	0	1,544	294	1,351				
確 保	量の見込み(a)	1,589	195	921	1,695	222	996	222	996	1,723	235	1,048	222	998	1,810	235	1,048	0	1,810	235	1,048				
方 策	特定教育・保育施設																								
	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	36	136	39	152	39	152	39	152	30	152	42	168	30	152	42	168	0	152	42	168				
	認可外保育施設	71	108	275	30	108	225	88	225	30	225	88	225	30	225	88	225	0	225	88	225				
	(b)	31	13	11	(b-a)	112	16	27	16	151	34	2	34	2	265	59	55	0	296	74	76				
(内訳)	量の見込み(a)	338	1,563	410	1,509	256	1,626	405	1,542	172	1,636	401	1,575	87	1,751	386	1,572	0	1,801	370	1,566				
確 保	特定教育・保育施設	2,271	365	1,347	2,408	366	1,394	366	1,394	2,454	372	1,415	366	1,394	2,497	372	1,415	0	2,497	372	1,415				
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	17	58	17	58	20	74	20	74	24	74	23	90	24	74	23	90	0	74	23	90				
	認可外保育施設	31	38	107	3	24	34	34	93	24	34	34	93	24	34	34	93	0	24	34	93				
	(b)	401	0	3	(b-a)	550	15	19	3	610	22	2	22	2	673	43	26	0	720	62	48				
(内訳)	量の見込み(a)	329	1,520	352	1,396	248	1,582	348	1,427	168	1,650	344	1,458	85	1,703	331	1,455	0	1,752	318	1,449				
確 保	特定教育・保育施設	1,915	245	1,053	2,024	266	1,112	266	1,112	2,140	276	1,156	266	1,156	2,150	276	1,156	0	2,193	282	1,177				
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	37	149	37	149	40	165	40	165	16	164	56	164	16	164	56	164	0	164	56	164				
	認可外保育施設	41	71	196	16	71	196	56	164	338	27	48	48	27	378	44	48	0	457	63	73				
	(b)	107	1	2	(b-a)	210	14	14	14	338	28	27	28	27	378	44	48	0	457	63	73				
(内訳)	量の見込み(a)	198	913	230	930	149	951	228	950	101	991	225	970	50	1,024	217	969	0	1,053	209	964				
確 保	特定教育・保育施設	1,240	153	702	1,340	165	744	165	744	1,408	171	765	171	765	1,428	171	765	0	1,481	177	766				
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	28	96	28	96	31	112	31	112	17	112	31	112	17	112	31	112	0	112	31	112				
	認可外保育施設	17	51	133	17	51	133	42	117	17	117	42	117	17	117	42	117	0	117	42	117				
	(b)	146	2	1	(b-a)	257	10	23	1	333	19	24	19	24	371	30	41	0	445	44	67				
(内訳)	量の見込み(a)	9,880	1号を含む	6,235	1,564	9,803	1号を含む	6,186	1,535	5,171	9,859	1号を含む	6,220	1,502	5,054	9,771	1号を含む	6,156	1,465	4,954	9,643	1号を含む	6,069	1,426	4,842
確 保	特定教育・保育施設	1,685	585	3,137	1,685	680	3,280	653	3,280	685	3,280	653	3,280	653	3,280	653	3,280	653	3,280	653	3,280	653	3,280	653	3,280
方 策	確認を要しない幼稚園	9,117			9,117			9,117		9,117			9,117		9,117			9,117		9,117			9,117		9,117
	特定地域型保育事業	320	565	320	565	343	610	343	610	290	610	343	610	343	610	343	610	343	610	343	610	343	610	343	610
	認可外保育施設	289	359	840	289	363	843	363	843	290	843	363	843	363	843	363	843	363	843	363	843	363	843	363	843
	(b)	922	565	-300	-646	999	912	-176	-438	943	898	-112	-279	943	898	-112	-279	943	898	-112	-279	943	898	-112	-279
(内訳)	量の見込み(a)	627	175	635	627	179	674	179	674	694	179	674	179	674	694	179	674	179	674	179	674	179	674	179	674
確 保	特定教育・保育施設	697	59	359	844	83	429	83	429	844	83	429	83	429	844	83	429	83	429	844	83	429	83	429	844
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	15	79	15	79	15	83	15	83	15	83	15	83	15	83	15	83	15	83	15	83	15	83	15	83
	認可外保育施設	41	72	113	41	72	113	72	113	41	113	72	113	72	113	72	113	72	113	72	113	72	113	72	113
	(b)	111	-29	-84	(b-a)	191	-9	-49	(b-a)	120	-9	-49	(b-a)	82	-2	-40	(b-a)	118	-7	118	-7	118	-7	118	-7
(内訳)	量の見込み(a)	157	24	103	157	24	103	156	25	92	156	25	92	156	25	92	156	25	92	156	25	92	156	25	92
確 保	特定教育・保育施設	158	9	80	158	9	80	158	9	80	158	9	80	158	9	80	158	9	80	158	9	80	158	9	80
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2
	認可外保育施設	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0
	(b)	1	-8	-20	(b-a)	2	-3	4	(b-a)	8	-1	7	(b-a)	15	0	9	(b-a)	28	1	28	1	28	1	28	1
(内訳)	量の見込み(a)	342	38	176	342	37	146	324	37	146	324	37	146	324	37	146	324	37	146	324	37	146	324	37	146
確 保	特定教育・保育施設	197	24	104	230	30	125	230	30	125	230	30	125	230	30	125	230	30	125	230	30	125	230	30	125
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23	12	23
	認可外保育施設	104	13	43	104	13	43	104	13	43	104	13	43	104	13	43	104	13	43	104	13	43	104	13	43
	(b)	-41	11	-6	(b-a)	10	18	45	(b-a)	43	20	52	(b-a)	90	22	58	(b-a)	121	24	121	24	121	24	121	24
(内訳)	量の見込み(a)	1,280	289	1,023	1,241	278	1,028	1,246	267	987	1,246	267	987	1,241	267	987	1,241	267	987	1,241	267	987	1,241	267	987
確 保	特定教育・保育施設	1,241	129	596	1,241	129	596	1,241	129	596	1,241	129	596	1,241	129	596	1,241	129	596	1,241	129	596	1,241	129	596
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	72	75	178	73	79	181	73	79	73	79	181	73	79	73	79	181	73	79	73	79	181	73	79	181
	認可外保育施設	33	-45	-136	(b-a)	68	-30	-136	(b-a)																
	(b)	1,294	327	1,037	1,322	114	623	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642
(内訳)	量の見込み(a)	1,294	327	1,037	1,322	114	623	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642
確 保	特定教育・保育施設	1,322	114	623	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642	1,346	125	642
方 策	確認を要しない幼稚園																								
	特定地域型保育事業	68	108	68	108	76	129	76	129	9	124	9	124	9											

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度			
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定
		0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
(内訳)		1,346	1,119	363	1,119	1,345	1,102	354	1,102	1,352	1,076	348	1,076	1,354	1,058	338	1,058	1,333	1,034	329
量の見込み(a)		1,448	1,118	710	1,118	1,528	725	139	725	1,548	709	139	709	1,550	714	139	714	1,544	139	714
確保																				
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		38	112	285	112	38	112	285	112	38	112	285	112	38	112	285	112	38	112	285
認可外保育施設																				
(b-a)		140	-35	-2	30	221	-5	30	234	234	1	63	234	234	11	63	249	20	87	
量の見込み(a)		1,189	1,095	348	1,095	1,144	1,095	342	1,095	1,125	1,068	336	1,068	1,105	1,046	323	1,095	1,026	323	
確保		1,448	1,32	663	1,32	1,461	681	138	681	1,461	681	138	681	1,518	1,471	156	1,575	1,567	156	
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		25	81	120	81	25	81	120	81	25	81	120	81	25	81	120	81	25	81	120
認可外保育施設																				
(b-a)		284	-101	-216	80	342	-80	80	193	361	-144	81	241	438	-29	81	241	505	34	96
量の見込み(a)		3,753	1,181	3,765	3,753	1,773	5,648	1,181	3,765	3,753	1,181	3,765	3,753	1,773	5,648	1,181	3,765	3,753	1,181	3,765
確保		1,674	824	2,956	1,674	5,796	854	3,028	1,674	4,895	3,100	881	3,100	1,674	4,895	881	3,100	1,674	4,895	881
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		2,816	-1,628	-178	-313	2,816	-1,520	-89	-97	2,816	-1,412	8	150	2,816	-1,412	8	150	2,816	-1,412	8
認可外保育施設																				
(b-a)		1,303	1,028	209	685	273	1,028	209	685	273	1,028	209	685	273	1,028	209	685	273	1,028	209
量の見込み(a)		1,303	1,028	209	685	1,303	1,028	209	685	1,303	1,028	209	685	1,303	1,028	209	685	1,303	1,028	209
確保																				
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		25	19	57	19	25	19	57	19	25	19	57	19	25	19	57	19	25	19	57
認可外保育施設																				
(b-a)		27	2	81	2	27	2	81	2	27	2	81	2	27	2	81	2	27	2	81
量の見込み(a)		640	1,826	417	1,218	640	1,826	417	1,218	640	1,826	417	1,218	640	1,826	417	1,218	640	1,826	417
確保		1,746	258	922	258	1,800	276	958	258	1,800	276	958	258	1,800	276	958	258	1,800	276	958
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		42	87	135	135	49	135	105	135	49	135	105	135	49	135	105	135	49	135	105
認可外保育施設																				
(b-a)		438	1,703	368	1,135	438	1,703	368	1,135	438	1,703	368	1,135	438	1,703	368	1,135	438	1,703	368
量の見込み(a)		1,537	197	748	197	1,591	209	784	197	1,591	209	784	197	1,591	209	784	197	1,591	209	784
確保																				
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		40	109	169	169	31	169	106	169	31	169	106	169	31	169	106	169	31	169	106
認可外保育施設																				
(b-a)		422	1,091	187	727	422	1,091	187	727	422	1,091	187	727	422	1,091	187	727	422	1,091	187
量の見込み(a)		1,102	180	583	180	1,102	180	583	180	1,102	180	583	180	1,102	180	583	180	1,102	180	583
確保																				
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		13	53	89	89	0	89	13	89	0	89	13	89	0	89	13	89	0	89	13
認可外保育施設																				
(b-a)		6	-91	6	-55	6	-91	6	-55	6	-91	6	-55	6	-91	6	-55	6	-91	6
量の見込み(a)		9,555	1,348	5,758	1,602	5,355	9,460	1,335	5,701	1,582	5,262	9,385	1,324	5,655	1,556	5,192	9,253	1,305	5,676	1,524
確保		2,434	6,605	201	3,464	6,715	2,434	3,538	2,434	6,715	2,434	3,538	2,434	6,715	2,434	3,538	2,434	6,715	2,434	3,538
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		186	725	583	583	186	725	583	583	186	725	583	583	186	725	583	583	186	725	583
認可外保育施設																				
(b-a)		2,493	-315	-670	-1,295	2,388	-135	-582	-1,037	2,289	-78	-520	-889	2,351	-464	-737	2,473	162	-437	-605
量の見込み(a)		926	301	1,072	301	910	293	1,046	301	910	293	1,046	301	910	293	1,046	301	910	293	1,046
確保		1,155	36	589	36	1,195	46	609	36	1,195	46	609	36	1,195	46	609	36	1,195	46	609
特定教育・保育施設																				
認定を要しない幼稚園																				
特定地域型保育事業																				
地方																				
(b)		47	150	84	84	47	150	84	84	47	150	84	84	47	150	84	84	47	150	84
認可外保育施設																				

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度								
	1号認定	2号認定		3号認定																					
		0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
昭島市	1,089	90	1,392	251	937	1,045	90	1,332	248	945	1,097	90	1,403	246	904	1,075	90	1,373	241	895	1,075	90	1,373	239	882
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設	30	1,610	244	795	30	1,694	259	867	1,385	1,385	1,385	230	1,685	265	889	230	1,685	265	889	330	1,185	1,185	265	889	
保 護認定を要しない幼稚園	1,485				1,485				6	13				12	26				12	26				12	26
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)	426	128	0	1	129	0	0	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b-a)																									
量の見込み(a)	3,560	1号に含む	2,268	543	1,816	3,584	1号に含む	2,363	568	1,871	3,608	1号に含む	2,458	593	1,936	3,599	1号に含む	2,531	618	1,991	3,551	1号に含む	2,576	644	2,047
確 定教育・保育施設	0	2,309	361	1,239	0	2,717	433	1,479	0	3,023	0	3,023	487	1,659	0	3,520	0	3,278	532	1,809	0	3,278	532	1,809	
保 護認定を要しない幼稚園	3,520				3,520				6	12				6	12				6	12				6	12
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)	-40	133	-40	-181	-64	446	7	4	-88	687	119	-78	839	56	214	-31	839	56	214	-31	839	56	214	-31	839
(b-a)																									
量の見込み(a)	7,004	1,057	3,019	645	3,175	6,792	1,028	2,922	627	3,104	6,539	981	2,800	612	3,061	6,412	967	2,764	595	2,968	6,226	933	2,692	577	2,882
確 定教育・保育施設	3,245	3,705	544	2,202	3,645	3,843	565	2,292	3,645	3,861	5,450	3,645	3,861	586	2,376	3,645	3,921	3,921	592	2,441	3,645	3,921	592	2,441	
保 護認定を要しない幼稚園	5,850				5,450				8	81				20	105				26	117				32	129
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設	2,091	-294	-734	-54	421	2,303	-47	484	101	419	-21	-590	140	-27	-439	2,683	250	-259	56	-269	2,869	356	86	-107	
(b-a)																									
量の見込み(a)																									
確 定教育・保育施設		77	495	101	421	76	484	81	255	500	500	68	465	101	407	76	477	100	406	96	275	74	472	98	402
保 護認定を要しない幼稚園		446																							
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									
量の見込み(a)		126	708	98	703	117	663	94	717	630	111	630	111	630	80	730	112	630	86	701	111	628	83	671	
確 定教育・保育施設		932																							
保 護認定を要しない幼稚園																									
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									
量の見込み(a)		336	644	228	713	329	631	222	676	615	320	615	217	655	307	589	211	637	293	562	204	621			
確 定教育・保育施設		736																							
保 護認定を要しない幼稚園																									
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									
量の見込み(a)		256	549	134	629	249	533	129	621	498	233	498	125	619	227	486	121	597	222	476	118	578			
確 定教育・保育施設		699																							
保 護認定を要しない幼稚園																									
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									
量の見込み(a)		1,644	1,060	253	885	1,684	1,086	251	861	1,669	1,076	1,076	249	853	1,666	1,074	247	846	1,636	1,055	245	840			
確 定教育・保育施設		105	987	155	529	105	1,085	184	612	135	1,145	187	652	135	1,145	187	652	135	1,145	187	652	135	1,145	187	652
保 護認定を要しない幼稚園		1,539				1,579		1,534		1,534		1,534		1,531		1,531		1,531		1,501		1,501		1,501	
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									
量の見込み(a)		2,719	436	1,687	393	1,542	2,751	442	1,706	393	1,534	2,768	445	1,717	384	1,537	2,774	445	1,721	384	1,539	2,765	445	1,716	
確 定教育・保育施設		3,141	2,094	242	979	3,085	2,183	260	1,120	3,030	2,238	272	1,252	3,030	2,238	272	1,252	3,030	2,238	272	1,252	3,030	2,238	272	
保 護認定を要しない幼稚園																									
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									
量の見込み(a)		422	11			334	75			262	116			11	7	256	112			5	265	117			
確 定教育・保育施設																									
保 護認定を要しない幼稚園																									
策 特定地域型保育事業																									
(b) 認可外保育施設																									
(b-a)																									

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度							
	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	1号認定	2号認定		3号認定				
		0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
多摩市	量の見込み(a)	1,909	1,549	1,239	331	1,074	1,787	1,159	318	1,122	1,738	1,128	306	1,076	1,727	1,121	281	1,029	1,758	1,140	280	986		
	確保	480	480	480	248	885	480	248	885	480	1,549	480	248	885	480	1,549	480	248	885	480	1,549	480	885	
	方策	2,170	2,170	2,170	16	60	2,170	16	60	2,170	2,170	16	60	2,170	2,170	16	60	2,170	2,170	2,170	16	60	16	60
	(b) 認可外保育施設	741	64	57	197	64	57	197	64	57	197	64	57	197	64	57	197	64	57	197	64	57	197	64
稲城市	量の見込み(a)	890	1,049	1,049	173	733	889	1,082	189	753	885	1,114	204	773	881	1,147	217	786	876	1,179	234	819		
	確保	309	1,120	1,120	158	611	309	1,120	158	611	309	1,195	185	689	309	1,295	221	793	309	1,344	234	836		
	方策	996	4	10	4	10	996	4	10	4	10	996	4	10	4	10	996	4	10	4	10	996		
	(b) 認可外保育施設	415	122	28	12	416	89	51	39	124	420	104	11	3	424	148	12	9	429	165	8	29		
(内訳)	量の見込み(a)	525	538	538	80	293	525	538	80	293	525	538	80	293	525	538	80	293	525	538	80	293		
	確保	80	80	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80	2	4	80		
	方策	326	326	326	43	237	326	43	237	326	43	237	326	43	237	326	43	237	326	43	237	326		
	(b) 認可外保育施設	62	21	2	2	2	62	21	2	2	2	62	21	2	2	62	21	2	2	2	2	62		
(内訳)	量の見込み(a)	198	200	200	24	104	198	200	24	104	198	200	24	104	198	200	24	104	198	200	24	104		
	確保	24	24	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24		
	方策	6	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18	6	6	6	18		
	(b) 認可外保育施設	62	21	2	2	2	62	21	2	2	2	62	21	2	2	62	21	2	2	2	2	62		
羽村市	量の見込み(a)	709	797	1,071	133	488	667	1,053	135	496	670	1,011	187	603	832	1,071	183	593	674	1,902	731	140	585	
	確保	125	125	125	114	430	125	795	117	439	125	795	117	439	125	795	117	439	125	795	117	439	125	
	方策	1,535	1,535	1,535	3	15	1,535	3	15	1,535	3	15	1,535	3	15	1,535	3	15	1,535	3	15	1,535	3	
	(b) 認可外保育施設	951	56	3	4	993	109	46	379	25	415	88	37	438	115	91	2	6	986	78	81	18	6	
あきる野市	量の見込み(a)	908	1,071	1,071	144	568	908	1,071	144	568	908	1,071	144	568	908	1,071	144	568	908	1,071	144	568		
	確保	0	0	0	6	40	0	28	9	32	0	28	9	32	0	28	9	32	0	28	9	32		
	方策	1,270	1,270	1,270	6	40	1,270	6	40	1,270	6	40	6	40	1,270	6	40	1,270	6	40	6	40		
	(b) 認可外保育施設	362	25	34	4	379	46	31	25	31	25	88	28	37	438	115	91	2	6	986	78	81	18	
西東京市	量の見込み(a)	2,564	2,055	2,055	424	1,562	2,517	2,018	417	1,538	2,468	1,978	410	1,513	2,418	1,938	403	1,487	2,373	1,902	1,463	396	1,463	
	確保	2,316	1,753	1,753	199	872	2,316	1,861	219	939	2,316	1,861	219	939	2,316	1,861	219	939	2,316	1,861	219	939		
	方策	64	64	64	31	92	64	31	92	71	219	64	31	92	71	219	64	31	92	71	219	64	31	
	(b) 認可外保育施設	248	238	238	103	368	248	140	368	144	568	248	140	368	144	568	248	140	368	144	568	248	140	
瑞穂町	量の見込み(a)	256	435	435	45	164	256	435	45	164	256	435	45	164	256	435	45	164	256	435	45	164		
	確保	630	630	630	11	25	630	11	25	630	11	25	630	11	25	630	11	25	630	11	25	630		
	方策	374	37	27	39	27	383	53	29	39	383	53	29	39	383	53	29	39	383	53	29	39		
	(b) 認可外保育施設	210	327	327	49	222	209	325	49	219	214	333	46	206	212	331	45	201	210	326	43	193		
日の出町	量の見込み(a)	0	343	343	41	172	0	343	41	172	0	343	41	172	0	343	41	172	0	343	41	172		
	確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(b) 認可外保育施設	30	16	16	8	50	30	16	16	8	50	30	16	16	8	50	30	16	16	8	50	30		

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度								
	1号認定	2号認定		3号認定 0歳	1号認定	2号認定		3号認定 0歳	1号認定	2号認定		3号認定 0歳	1号認定	2号認定		3号認定 0歳	1号認定	2号認定		3号認定 0歳					
		教育 二一ス	保育 二一ス			教育 二一ス	保育 二一ス			教育 二一ス	保育 二一ス			教育 二一ス	保育 二一ス			教育 二一ス	保育 二一ス		教育 二一ス	保育 二一ス	教育 二一ス	保育 二一ス	
榎原村 合計	0	0	24	4	16	0	0	32	4	11	0	0	33	4	11	0	0	34	4	11	0	0	24	4	11
	確 保	0	30	3	12	0	0	30	3	12	0	0	30	3	12	0	0	30	3	12	0	0	30	3	12
奥多摩町 合計	2	0	47	6	23	2	0	53	6	19	2	0	47	6	18	2	0	45	5	17	1	0	40	5	16
	確 保	2	110	6	26	2	2	110	6	26	2	2	110	6	26	2	2	110	5	26	2	2	110	5	26
(内訳) 氷川・小 河内地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確 保	0	6	-1	-4	0	0	-2	-1	1	0	0	-3	-1	1	0	0	-4	-1	1	0	0	0	0	0
(内訳) 古里地区	39	0	166	30	65	40	0	166	28	67	39	0	166	25	64	39	0	166	24	58	39	0	166	22	54
	確 保	45	211	6	63	45	0	211	9	63	45	0	211	12	63	45	0	211	15	63	45	0	211	19	63
大島町 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確 保	0	28	4	15	4	0	31	4	13	4	0	28	4	12	4	0	26	3	11	0	0	24	3	11
利島村 合計	3	0	11	0	0	3	0	11	0	0	3	0	10	0	0	3	0	10	0	0	3	0	10	0	0
	確 保	3	11	0	0	3	0	11	0	0	3	0	10	0	0	3	0	10	0	0	3	0	10	0	0
新島村 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確 保	0	70	0	3	0	0	63	0	2	0	0	69	0	2	0	0	52	0	2	0	0	52	0	2
神津島村 合計	0	0	54	0	3	0	0	56	0	3	0	0	49	0	3	0	0	50	0	3	0	0	42	0	3
	確 保	0	54	0	6	0	0	56	0	6	0	0	49	0	6	0	0	50	0	6	0	0	42	0	6
三宅村 合計	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12
	確 保	0	48	0	12	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12	0	0	48	0	12
御蔵島村 合計	0	19	0	0	0	0	0	17	0	0	0	20	0	0	0	0	17	0	0	0	0	14	0	0	
	確 保	0	19	0	0	0	0	17	0	0	0	20	0	0	0	0	17	0	0	0	0	14	0	0	

	27年度				28年度				29年度				30年度				31年度										
	2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定		2号認定		3号認定								
	1号認定	教育 二一ス	保育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	保育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	保育 二一ス	0歳	1・2歳	1号認定	教育 二一ス	保育 二一ス	0歳	1・2歳							
八丈町 合計	量の見込み(a)	70	0	103	4	40	63	0	94	4	38	57	0	85	4	39	53	0	80	4	40	53	0	78	4	40	
	確 保 方 策	70	103		4	60	63	94		4	60	57	85		4	60	53	80		6	60	53	78		6	60	
	(b) 認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青ヶ島村 合計	量の見込み(a)	0	0	0	0	20	0	0	0	0	22	0	0	0	2	21	0	0	0	0	2	20	0	0	2	20	
	確 保 方 策	0	3	1	0	1	0	2	0	0	1	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	2	0	0	
	(b) 認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小笠原村 合計	量の見込み(a)	60	20	0	0	10	60	20	0	0	10	60	20	0	0	18	0	17	0	17	0	18	0	17	0	19	
	確 保 方 策	60	20	0	0	10	60	20	0	0	10	60	20	0	0	10	60	20	0	20	0	10	60	20	0	10	
	(b) 認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2号認定・3号認定に係る各設定区域の範囲
(区市町村の全域を1区域とする場合を除く)

区市町村	地域名	該当地域
千代田区	麹町地区	霞が関一～三丁目、永田町一～二丁目、隼町、平河町一～二丁目、麹町一～四丁目、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、千代田、九段南一～四丁目、九段北一～四丁目、麹町五～六丁目、紀尾井町、北の丸公園、富士見一～二丁目、飯田橋一～四丁目
	神田地区	大手町一～二丁目、一ツ橋一～二丁目、神田神保町一～三丁目、三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、猿樂町一～二丁目、神田駿河台一～四丁目、神田錦町一～三丁目、神田小川町一～三丁目、丸の内一～三丁目、内幸町一～二丁目、有楽町一～二丁目、日比谷公園、神田美土代町、内神田一～三丁目、神田同町二丁目、神田多町二丁目、神田須田町一～二丁目、鍛冶町一～二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田錦町二丁目、神田富士山町、神田美倉町、岩本町一～三丁目、神田西福田町、神田北桑物町、神田富山町、神田東紺屋町、神田淡路町、神田佐久間町一～六丁目、岩本町一～三丁目、東神田一～三丁目、神田和泉町、神田佐久間町一～四丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練馬町、神田相生町
中央区	京橋地区	八重洲二丁目、京橋一～三丁目、銀座一～八丁目、新富一～二丁目、入船一～三丁目、湊一～三丁目、明石町、築地一～七丁目、浜離宮庭園、八丁堀一～四丁目、新川一～二丁目
	日本橋地区	日本橋本町一～四丁目、日本橋室町一～四丁目、日本橋本町一～四丁目、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋蛸薬町一～二丁目、日本橋鬮沢町、日本橋人形町一～三丁目、日本橋小橋町、日本橋蛸薬町一～二丁目、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町一～三丁目、日本橋本町一～三丁目、日本橋一～三丁目、日本橋本町一～三丁目、日本橋洲、八重洲一丁目、日本橋一～三丁目、日本橋久松橋、日本橋本町一～三丁目、日本橋兜町
東港区	月島地区	佃一～三丁目、月島一～四丁目、勝どき一～六丁目、豊海町、晴海一～五丁目
	東南地区 (四谷、筆管町、櫻町、角善各特別出張所管内)	四谷一～四丁目、本塩町、三栄町、坂町、若葉一～三丁目、須賀町、左門町、信濃町、南元町、荒木町、大京町、愛住町、内藤町、内藤町、片町、住吉町2(一部)・8(一部)、新宿一～二丁目、三丁目1・14・15(一部)・16・17(一部)・30・31(一部)・32(一部)・33(一部)・34(一部)・35(一部)・36(一部)・37(一部)・38(一部)・39(一部)・40(一部)・41(一部)・42(一部)・43(一部)・44(一部)・45(一部)・46(一部)・47(一部)・48(一部)・49(一部)・50(一部)・51(一部)・52(一部)・53(一部)・54(一部)・55(一部)・56(一部)・57(一部)・58(一部)・59(一部)・60(一部)・61(一部)・62(一部)・63(一部)・64(一部)・65(一部)・66(一部)・67(一部)・68(一部)・69(一部)・70(一部)・71(一部)・72(一部)・73(一部)・74(一部)・75(一部)・76(一部)・77(一部)・78(一部)・79(一部)・80(一部)・81(一部)・82(一部)・83(一部)・84(一部)・85(一部)・86(一部)・87(一部)・88(一部)・89(一部)・90(一部)・91(一部)・92(一部)・93(一部)・94(一部)・95(一部)・96(一部)・97(一部)・98(一部)・99(一部)・100(一部)
新宿区	中央地区 (若松町、大久保、柏木各特別出張所管内)	住吉町1・2(一部)・3・7・8(一部)・9・15、市谷台町、富久町、河田町1・2(一部)・3・11、若松町1・4・5(一部)・6(一部)・7・38、戸山一～二丁目、三丁目1・15・16(一部)・17・19・20)、余田町、西早稲田二丁目2、新宿五丁目13(一部)・14(一部)・18(一部)・17(一部)・六丁目、歌舞伎町一丁目30(一部)三丁目、大久保一～三丁目、戸山三丁目16(一部)・18、百人町一～二丁目、三丁目1・28・29(一部)・30・32、西新宿七丁目2(一部)・3・6、西新宿六丁目2・4・5(一部)・6(一部)・7・9・10(一部)・七丁目1・2(一部)・7・23・八丁目、北新宿一～四丁目
	西北地区 (戸塚、落合第一、落合第二各特別出張所管内)	戸塚町一丁目、戸山三丁目21、西早稲田一丁目二丁目1(一部)・3・21・三丁目、高田馬場一～四丁目、百人町三丁目29(一部)・四丁目、上落合一～三丁目、下落合一～四丁目、中落合一～四丁目、西落合一～四丁目、中井一～二丁目

墨田区	北部地区	墨田一～五丁目、堤通一～二丁目、東向島一～六丁目、八広一～六丁目、東墨田一～三丁目、向島一～五丁目、京島一～三丁目、押上一～三丁目、文花一～三丁目、立花一～六丁目
墨田区	南部地区	吾妻橋一～三丁目、養平一～五丁目、東駒形一～四丁目、横川一～五丁目、本所一～四丁目、石原一～四丁目、太平一～四丁目、横網一～二丁目、亀沢一～四丁目、錦系一～四丁目、阿国一～四丁目、緑一～四丁目、江東橋一～五丁目、千歳一～三丁目、立川一～四丁目、菊川一～三丁目
	大森地区	池上一～二丁目、三丁目12・13(6～11)・21(1～27)・22・41・四～八丁目、大森北、大森中一丁目1・21・二丁目1・12・19・24・三丁目1・5・9・36、大森西、大森東一～三丁目、大森本町、北馬込一～二丁目、京浜島、山王、城南島、昭和島、中央、東海、中馬込、西馬込、東馬込、ふるさとの浜辺公園、平和島、平和の森公園、南馬込
大田区	調布地区	池上三丁目1～11・13(1～5、12～19)・14～20・21(27先)、石川町、鶴の水、上池台、北千束、北千歳町、久が原、千鳥、一丁目1～19・20(1～3、7～10)・21(4～12)・22・23(5～16)・24～26・二丁目1～5・6(5～17)・7～26・28～35・37・三丁目3(1～3、30～33)・7(6～10)、田園調布、田園調布本町、田園調布南、仲池上、西新町、東新町、東雲谷、南久が原、南千束、南雲谷、雲谷大塚町
	蒲田地区	大森中一丁目22・二丁目13～18・三丁目6～8、大森東四・五丁目、大森南、蒲田、蒲田本町、北萩谷、下丸子、新蒲田、多摩川、千鳥一丁目20(4～6)・21(1～3、13～20)・23(1～4、17～24)・二丁目6(1～4、18～24)・27・36・38～41・三丁目1・2・3(4～29)・4～6・7(1～5、11～24)・8～25、仲六郷、西蒲田、西萩谷、西六郷、萩中、羽田、羽田旭町、羽田空港、東蒲田、東萩谷、東矢口、東六郷、本羽田、南蒲田、南六郷、矢口
世田谷区	世田谷地区	大子堂一～五丁目、三軒茶屋一～二丁目、経堂一～五丁目、宮坂一～三丁目、桜丘一～五丁目、池尻一～三丁目、四丁目1～32、三宿一～二丁目、若林一～五丁目、世田谷一～四丁目、弦巻一～五丁目、桜一～三丁目、下馬一～六丁目、野沢一～四丁目、上馬一～五丁目、駒沢一～二丁目
	北沢地区	北沢一～五丁目、代田一～六丁目、梅丘一～三丁目、蒙徳寺一～二丁目、代沢一～五丁目、池尻四丁目33～39、羽根木一～二丁目、大原一～二丁目、松原一～六丁目、赤堤一～五丁目、桜上水一～五丁目
世田谷区	玉川地区	玉堤一～二丁目、尾山台一～三丁目、等々力一～八丁目、上用賀一～六丁目、玉川一～四丁目、玉川台一、玉川台、上用賀一～四丁目、瀬田一～五丁目、東玉川一～五丁目、鶯沢一～八丁目、玉川田園調布一～二丁目、上野毛一～四丁目、中町一～五丁目、野毛一～三丁目、駒沢三～五丁目、新町一～三丁目、深沢一～八丁目、駒沢公園、桜新町一～二丁目
	砧地区	成城一～九丁目、祖師谷一～六丁目、千蔵台一～六丁目、船橋一～七丁目、豊多見一～九丁目、鎌田一～四丁目、宇奈根一～三丁目、阿本一～三丁目、砧一～八丁目、大蔵一～六丁目、砧公園
豊島区	島山地区	給田一～五丁目、北島山一～九丁目、南島山一～六丁目、上北沢一～五丁目、八幡山一～三丁目、上祖師谷一～七丁目、相台一～四丁目
	東部地区	駒込、巢鴨、西巢鴨、北大塚、南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、雑司が谷、高田、目白一～二丁目
豊島区	西部地区	西池袋、池袋、池袋本町、目白三～五丁目、南長崎、長崎、千早、要町、高松、千川
	赤羽地区	浮間一～五丁目、赤羽北一～三丁目、桐ヶ丘一～二丁目、赤羽台一～四丁目、赤羽西一～六丁目、西が丘一～三丁目、上十条五丁目、十条仲原三～四丁目、中十条四丁目、赤羽一～三丁目、岩淵町、志茂一～五丁目、赤羽南一～二丁目、神谷二～三丁目、東十条五～六丁目
北区	王子地区	上十条一～四丁目、十条仲原一～二丁目、中十条一～三丁目、岸町一～二丁目、十条条一～四丁目、王子本町一～三丁目、滝野川四丁目、東十条一～四丁目、神谷一丁目、王子一～六丁目、豊島一～八丁目
	滝野川地区	滝野川一～三丁目、滝野川五～七丁目、西ヶ原一～四丁目、中上里一～三丁目、中上里一～三丁目、田端一～六丁目、堀船一～四丁目、栄町、昭和町一～三丁目、東田端一～三丁目、田端新町一～三丁目

荒川区	南千住地区	南千住一~八丁目
	荒川地区	荒川一~八丁目
	町屋地区	町屋一~八丁目
	尾久地区	西尾久一~八丁目 東尾久一~八丁目
	日暮里地区	西日暮里一~六丁目 東日暮里一~六丁目
板橋区	板橋地区	板橋一~四丁目、加賀一~二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町
	常盤台地区	大谷口上町、大谷口北町、太谷口一~三丁目、向原一~三丁目、小茂根一~五丁目、常盤台一~四丁目、南常盤台一~二丁目、東新町一~二丁目、上板橋一~三丁目、東山町、桜川一~三丁目
	志村地区	清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、小豆沢一~四丁目、志村一~三丁目、東坂下一丁目、坂下一丁目1・2・6・28、中台一~三丁目、若木一~三丁目、西台一丁目・二丁目1~30・4・30・17・41・42・三丁目1~46・48・54・四丁目、前野町一~六丁目
	赤塚地区	四葉一~二丁目、大門、赤塚一~八丁目、赤塚新町一~三丁目、成増一~五丁目、三園一丁目、西台二丁目30・5~30・16・31~40、三丁目47・55~57、徳丸一~八丁目
	高島平地区	東坂下二丁目、坂下一丁目27・29~41、二・三丁目、相生町、蓮根一~三丁目、舟渡一~四丁目、高島平一~九丁目、新河岸一~三丁目、三園二丁目
練馬区	練馬地区	旭丘一~二丁目、小竹町一~二丁目、栄町、羽沢一~三丁目、豊玉上ー・二丁目、豊玉中一~四丁目、豊玉南一~三丁目、豊玉北一~六丁目、中村一~三丁目、中村南一~三丁目、中村北一~四丁目、桜台一~六丁目、練馬一~四丁目、向山一~四丁目、寶井一~五丁目
	光が丘地区	錦一・二丁目、氷川台一~四丁目、平和台一~四丁目、早宮一~四丁目、春日町一~六丁目、高松一~六丁目、北町一~八丁目、田柄一~五丁目、光が丘一~七丁目、旭町一~三丁目、土支田一~四丁目
	石神井地区	富士見台一~四丁目、南田中一~五丁目、高野台一~五丁目、谷原一~六丁目、三園台一~三丁目、石神井一~八丁目、石神井台一~八丁目、下石神井一~六丁目、関町北一~五丁目、関町南一~四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一~四丁目、関町東一・二丁目
	大泉地区	東大泉一~七丁目、西大泉一~六丁目、南大泉一~六丁目、大泉町一~六丁目、大泉学園町一~九丁目、西大泉町

1ブロック (千住地区)	千住東一・二丁目、千住旭町、日ノ出町、柳原一・二丁目、千住曙町、千住閑屋町、千住一~五丁目、千住大川町、千住元町、千住柳町、千住秀町、千住龍田町、千住中屋町、千住桜木町一・二丁目、千住吾元町、千住仲町、千住河原町、千住緑町一~三丁目、千住橋戸町	
2ブロック (宮城・小台地区)	宮城一~二丁目、小台一・二丁目	
3ブロック (新田地区)	新田一~三丁目	
4ブロック (綾瀬/佐野地区)	綾瀬一~七丁目、加平一~三丁目、東綾瀬一~三丁目、谷中一~五丁目、東和一~五丁目、中川一~五丁目、大谷田一~五丁目、佐野一・二丁目、辰沼一・二丁目、六木一・四丁目、神明一~三丁目、北加平町、神明南一・二丁目	
5ブロック (中央本町/保塚・六町/花畑・保木間地区)	青井一~六丁目、弘道一・二丁目、西綾瀬一~四丁目、中央本町一~五丁目、足立一~四丁目、六町一~四丁目、一ツ家一~四丁目、西加平一・二丁目、南花畑一~三丁目、保塚町、東保木間一・二丁目、平野一~三丁目、東六丁目、保木間一・二丁目	足立区
6ブロック (梅田/竹の塚/伊興・西新井東側/東伊興地区)	梅田一~三丁目、梅田一~八丁目、西新井栄町一・二丁目、関原一~三丁目、西保木間一~四丁目、伊興一~三丁目、西新井一~三丁目	
7ブロック (江北/興野・本水/西新井西側/鹿浜/舎人地区)	西新井栄町三丁目、西新井本町一~五丁目、興野一・二丁目、本木一・二丁目、本水町一・二丁目、本木北町、江北一~七丁目、構一・二丁目、堀之内一・二丁目、鹿浜一~八丁目、西伊興一・三丁目、西新井四一~七丁目、谷在家一~三丁目、血沼一~三丁目、加賀一・二丁目、古千谷本町一~四丁目、舎人一~六丁目、八合一~九丁目	
東部地区	興九丁目、鎌倉一~四丁目、金町一~六丁目、高砂二~八丁目、細田一丁目、三園一~五丁目、柴又一~七丁目、新宿一~五丁目	
西部地区	お花斎屋一~三丁目、龜有一~五丁目、四つ木三~五丁目、小暮一~四丁目、西亀有一~四丁目、青戸三~八丁目、東堀切一~三丁目、白鳥一~四丁目、宝町一・二丁目、堀切一~八丁目	
南部地区	興戸一~八丁目、高砂一丁目、細田二丁目、四つ木一・二丁目、新小岩一~四丁目、西新小岩一~五丁目、青戸一・二丁目、東四つ木一~四丁目、東新小岩一~八丁目、東立石一~四丁目、立石一~八丁目	
北部地区	新宿六丁目、水元一~五丁目、西水元一~六丁目、東金町一~八丁目、東水元一~六丁目、南水元一~四丁目	
区民課地区	中央一~四丁目、松島一~四丁目、松江一~七丁目、東小松川一~四丁目、西小松川町、大杉一~五丁目、西一之江一~四丁目、春江町四丁目、上一色一~三丁目、本一色一~三丁目、一之江一~八丁目、西瑞江四丁目1~2・10~27、江戸川四丁目15~26、松本一・二丁目、興宮町	
小松川地区	小松川一~四丁目、平井一~七丁目	
葛西北地区	一之江町、二之江町、春江町五丁目、西瑞江五丁目、江戸川五・六丁目、船堀一~七丁目、宇喜田町、東葛西一~三丁目、西葛西一丁目、北葛西一~五丁目、中葛西一・二丁目	
葛西南地区	東葛西四~九丁目、西葛西二~八丁目、南葛西一~七丁目、中葛西三~八丁目、清新町一・二丁目、臨海町一・二丁目、臨海町四一・六丁目	
小岩地区	東小岩一~六丁目、西小岩一~五丁目、南小岩一~八丁目、北小岩一~八丁目	
東部地区	春江町二・三丁目、東瑞江一・二丁目、西瑞江三丁目、四丁目5~9、江戸川一~三丁目・四丁目1~14、谷河内二丁目、下篠崎町、篠崎町三~六丁目、南篠崎町一~五丁目、東篠崎町、東篠崎一・二丁目、瑞江一~四丁目	
鹿骨地区	新堀一・二丁目、春江町一丁目、谷河内一丁目、鹿骨町、鹿骨一~六丁目、上篠崎一~四丁目、篠崎町一・二・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、北篠崎一・二丁目、東松本一・二丁目	

青梅市	東部地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、吹上、野上町、大門、堤船、谷野、木野下、今寺、東青梅、根ヶ布、師岡町、新町、末広町、河辺町、藤橋、今井
	西部地区	畑中、和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山
府中市	北部地区	富岡、小曾木、黒沢、成木
	第1地区	多摩町、朝日町、紅葉丘、白糸台一～三丁目、若松町、浅間町、緑町
	第2地区	白糸台四～六丁目、狛立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政
	第3地区	天神町、幸町、府中町、寿町、晴泉町、茶町、新町
	第4地区	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町
	第5地区	日輪町、武蔵台、北山町、西原町、美好町一・二丁目、本宿町三・四丁目、西府町三・四丁目、東芝町
町田市	第6地区	美好町三丁目、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町一・二丁目、西府町一・二・五丁目
	堺地区	相原町、小山町、小山ヶ丘一～六丁目
	忠生地区	木曾町、木曾東一～四丁目、木曾西一～五丁目、山崎町、山崎一丁目、図師町、根岸町、根岸一・二丁目、矢部町、常盤町、忠生一～四丁目、上小山田町、下小山田町、小山田桜台一・二丁目
	町田地区	原町田一～六丁目、中町一～四丁目、森野一～六丁目、旭町一～三丁目、玉川学園一～八丁目、東玉川学園一～四丁目、本町田、南大谷
	鶴川地区	大蔵町、小野路町、金井町、金井一～八丁目、真光寺町、真光寺一～三丁目、鶴川一～六丁目、能ヶ谷一～七丁目、野津田町、広袴町、広袴一～四丁目、三輪町、三輪緑山一～四丁目、葉師台一～三丁目
	南地区	金森一～七丁目、金森東一～四丁目、鶴間、鶴間一～三丁目、小川、小川一～四丁目、つくし野一～四丁目、南つくし野一～四丁目、高ヶ坂一～七丁目、成瀬一～八丁目、西成瀬一～三丁目、成瀬台一～四丁目、南成瀬一～八丁目、成瀬が丘一～三丁目
	第一地区	矢野口、東長沼、大丸、百村、押立
	第二地区	向陽台、長峰、若葉台
	第三地区	坂浜、平尾
	奥多摩町	氷川・小河内地区
古里地区		J R 青梅線 白丸駅～川井駅 (古里小学校 通学区域)

計画に係る用語集

あ行

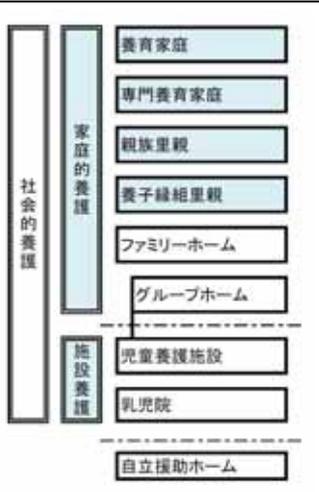
一時保護	児童福祉法第 33 条の規定にもとづき、児童相談所長が必要と認める場合に、子供を一時保護所に入所させること又は児童福祉施設等に一時的に保護を委託すること。虐待等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合や、棄児、迷子、家出した子供等、保護者がいないために緊急に保護する必要がある場合などに行われる。
------	--

か行

家庭的養護	社会的養護の一つで、家庭的な環境の下で子供たちを養育する制度。養育家庭、ファミリーホーム、グループホームなどがある。 (「社会的養護」を参照)
虐待対策コーディネーター	児童虐待に対応するため、主に子供家庭支援センター内の調整や関係機関との連携を担う人材のこと。具体的には、センター全体のケースの割り振りや助言、進行管理、個別ケース検討会議の要否の決定、個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。
キャリアパス	職位や職責に就くために必要な業務経験やその順序、配置異動等のルートなど。
グループホーム	地域の中で家庭的な雰囲気の下、6 人程度の子供を養育する小規模施設。家庭的養護と施設養護の両方の体系を持った制度 (「社会的養護」を参照)
合計特殊出生率	その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を生むと仮定した時の子供の数に相当する。
子供	本計画においては、児童福祉法における「児童」と同様に、満 18 歳未満の者を指す。

さ行

児童福祉司	児童相談所の職員であって、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導等を行う。 児童福祉法
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設 児童福祉法 (「社会的養護」を参照)

<p>社会的養護</p>	<p>様々な事情により家庭で暮らすことのできない子供たちを家庭に代わって、公的に養育する仕組み。家庭的な環境の下で子供たちを養育する「家庭的養護」と、児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設で養育する「施設養護」に大きく分けられる。</p> <p style="text-align: center;">社会的養護の体系</p>	
<p>自立援助ホーム</p>	<p>義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うこと等によって、社会的に自立するよう援助する施設</p>	
<p>親族里親</p>	<p>両親の死亡等により養育ができない等の一定の要件を満たす児童を引き取り養育する、児童の扶養義務者及びその配偶者からなる親族家庭。家庭的養護の一類型。</p>	

た行

<p>第三者評価</p>	<p>第三者（評価機関）の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指す制度</p>
<p>東京都福祉保健基礎調査</p>	<p>社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定、実施している。（平成 17 年度までは「東京都社会福祉基礎調査」という名称）</p> <p>「東京の子供と家庭」は昭和 57 年度から 5 年毎に行っており、平成 24 年度調査で 7 回目。</p> <p>平成 24 年度の調査対象は、 東京都内に居住する、小学生までの子供を養育する 4,800 世帯 東京都内に居住する、20 歳未満の子供を養育するひとり親 1,200 世帯 上記 の世帯の子供の養育者（父親や母親等）</p>
<p>特別支援教育</p>	<p>障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導</p>

	及び必要な支援を行うものである。また、知的な遅れのない発達障害も含めて、全ての学校において実施し、様々な人々が活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。
--	---

な行

乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 児童福祉法 (「社会的養護」を参照)
-----	--

は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの 発達障害者支援法
ピアカウンセリング	同じ悩みや問題を持つ人同士で行う相談のこと。
ファミリーホーム	養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する制度。家庭的養護の一類型 (「社会的養護」を参照)
放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目指した国のプラン。 (東京都においては放課後児童クラブを「学童クラブ」と称している。)

や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること。
養育家庭	家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭。家庭的養護の一類型。 なお、専門養育家庭とは、専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題を有する児童及び障害児を、養子縁組を目的とせずに、一定期間養育する家庭のこと。 (「社会的養護」を参照)
養子縁組里親	養子縁組を前提として、児童を養育する家庭。家庭的養

	護の一類型。 (「社会的養護」を参照)
要保護児童	保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童 児童福祉法より
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

わ行

ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態
--------------	---